

2023 年度
点検・評価報告書



神戸学院大学

目次

序章	1
本章	
第1章（基準1）理念・目的	3
第2章（基準2）内部質保証	10
第3章（基準3）教育研究組織	24
第4章（基準4）教育課程・学習成果	30
第5章（基準5）学生の受け入れ	63
第6章（基準6）教員・教員組織	75
第7章（基準7）学生支援	86
第8章（基準8）教育研究等環境	101
第9章（基準9）社会連携・社会貢献	113
第10章（基準10）大学運営・財務	
① 大学運営	128
② 財務	140
終章	145

序章

本学は、2004年度、2011年度、2017年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、いずれも大学基準に適合しているとの認定を受けてきた。とはいえ、前回の2017年度の認証評価においては、改善勧告として1項目、努力課題として9項目の指摘を受け、改善報告が求められたことにより、学内で改善活動を継続し、2021年7月に「改善報告書」を公益財団法人大学基準協会に提出した。それを受けて、2022年3月に公益財団法人大学基準協会より「『改善報告書』の検討結果について（通知）」を受け取り、改善勧告として指摘を受けた一部研究科における研究指導計画の欠如について、その後の当該研究科による改善活動の結果、改善が認められたものの、9項目の努力課題のうち7項目では引き続き改善が望まれるとされたところである。

本学においては、2021年度より内部質保証の実質化に関する全学的な検討を行い、2022年4月に「神戸学院大学内部質保証に関する方針」及び「神戸学院大学内部質保証体制図」を制定するとともに、従来の「神戸学院大学自己点検評価委員会」を改組し、大学内部質保証に関する全学的マネジメント組織として「神戸学院大学内部質保証推進委員会」を設置した。この新たな「神戸学院大学内部質保証推進委員会」のもと、引き続き改善が望まれる事項に関して改善対応の指示を出し、当該学部・研究科等における活動などを通じて、以下のごとく改善を図ってきた。

- (1) 総合リハビリテーション学研究科における教育課程の編成・実施方針につき、学位課程及び専攻ごとの方針の明確化
- (2) 人間文化学研究科博士後期課程におけるリサーチワークとコースワークの峻別
- (3) 1年間に履修登録できる単位数の上限設定に含まれない教職課程等における単位の
実質化に関する措置
- (4) 薬学研究科博士課程における研究科独自のファカルティ・ディベロップメントの展開
- (5) 編入学定員に対する編入学生数比率の改善
- (6) 一部研究科における大学院収容定員に対する在籍学生数比率の改善

ただし、上記(6)の大学院収容定員に対する在籍学生数比率については、一部の研究科において改善が認められるものの、第5章でも述べるように、在籍者がいない研究科が存在するなど、十分な改善が認められない。大学院教育については、2021年度に大学院改革プロジェクトを設け、研究科共通科目の設置など教育の改善ははかることができたが、収容定員の充足に対しては、残念ながら十分な対応策を生み出すことはできなかった。この点は、中長期的に18歳人口数の減少とともに大学学部進学者数が減少することが明らかな現在、本学にとって最大の課題の一つであることは明らかである。引き続き、多角的な視点からの検討を行うべきと考えている。

本学は全学内部質保証体制をより一層推進するため、2022年度に、それまでの「神戸学

院大学自己点検評価委員会」を改組し、新たに「神戸学院大学内部質保証推進委員会」を設置した。詳しくは第2章で記述するが、各学部・研究科・部署等の実行責任部署における自己点検・評価を「神戸学院大学内部質保証推進委員会」で検証し、改善状況の確認、改善指示・指導等を実行責任部署に対して行うとともに、実行責任部署の活動から抽出された長所とあわせて、全学でその結果を共有し、改善活動の活性化に努めている。これに加え、内部質保証の一環として外部評価も引き続き取り入れ、加えて「神戸学院大学外部アドバイザー会議」の設置とその運営により、それを強化してきている。

本学は、主に2013年度より始めている中期行動計画（5か年計画）における年次達成報告書によって自己点検・評価を行うこととしており、すでに中期行動計画（2013-2017）、第2次中期行動計画（2018-2022）を終え、現在第3次中期行動計画（2023-2027）に入っている。第1章で述べるように、この第3次中期行動計画策定に先立って、中央教育審議会（2018年）「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」もふまえながら、2022年度に長期ビジョン「KOBE GAKUIN INNOVATIVE VISION 2040 - Leading to the Future 『未来と繋がる改革ビジョン2040 一人と、地域と、世界と繋がるためにー』」を策定するとともに、このビジョンを中期行動計画と連動させるべく、「神戸学院大学グランドミッション」も策定、ともに2023年1月に公表したところである。

この「長期ビジョン」並びに「神戸学院大学グランドミッション」のキーコンセプトは「地域と繋がる」であり、本学の教育、学生支援、研究、社会貢献、大学運営の5分野を貫く理念となっている。地域の自治体、産業界、NPO、地域住民等が、教育を含めた大学諸活動に協力のみならず、参画することも通して、大学が地域のニーズに応えるだけでなく、地域との交流を真に深めることにより、大学並びにその運営の質がさらに向上するという好循環をつくりあげることが本学の求めている方向である。

今回の認証評価受審にあたり、大学内部質保証の現状を本報告書でまとめることを通じて、本学の誇るべき点を再確認すると同時に、いくつかの点で十分な改善がみられていない点等課題も抽出している。上で述べた大学院在籍者数の課題と並んで、とくにいわゆる学習成果の測定結果の活用に関してもさらなる検討が必要になると自覚している。今後も「後世に残る大学」であるべく、改善を重ねながら前進に取り組んでいく所存である。

2024年3月

神戸学院大学 学長

神戸学院大学内部質保証推進委員会 委員長

中村 恵

第1章（基準1） 理念・目的

（1）現状説明

点検・評価項目①	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
評価の視点	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学を設置する学校法人神戸学院（以下「本法人」という。）は2022年に創立110周年を迎えた。校祖である森わさが神戸市兵庫区に私立森裁縫女学校を創設したのが1912年であり、以来、森わさの長男である森茂樹が、1966年に男女共学の4年制大学である本学を創設するまでの50年余り、本法人の主眼は女子教育の分野にあった。

森茂樹は、文部省へ提出した神戸学院大学栄養学部の設置認可申請書の中で、「現在の如き複雑多様な人類社会の現状において優れた日本文化の発達を期し、世界文化の発展に寄与するには、大学教育の振興が重視せられるべきである」と述べており、本学の建学の理念を「人文社会学を修め、広くかつ高い人生観・社会観を基盤とする。人間育成につとめると共に一層高度の専門学の学理の修得と研究の実践とによって旺盛な真理愛好精神の涵養に精進」するところにあるとし、本学が育成する人材像を「自主的で個性の発達した良識ある社会人」とした。

栄養学部のみ単科大学として開設した本学であったが、現在では、10学部・8大学院研究科、11,000名余りの学生数を擁する神戸市内で最大規模の文理融合型私立総合大学へと発展している。

本法人は、その目的を「学校法人神戸学院寄附行為」第3条に、次のとおり規定している（資料1-1【ウェブ】）。

「学校法人神戸学院寄附行為」第3条

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与しうる全人間的教育を実践し、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

その下に設置する本学は、建学の精神「真理愛好・個性尊重」、すなわち「学びと知の探究を通じて、普遍的な学問体系の英知に触れる喜びを実感し、その過程で自己と他者の個性に気づき、互いの存在をこよなく尊重できる」ことを掲げてきた。2007年には、これを改めて問い直し、全学の教育目標である「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」を実現するために、神戸学院大学のあるべき姿（目指す姿）、それを実現するための教育と運営の基本理念、そしてその実現を担う教育職員と事務職員のあるべき姿として「神戸学院大学憲章」を2007年10月に制定している（資料1-2【ウェブ】）。その一節である「教育基本理念」及び「運営基本理念」は、それぞれ次のとおりである。

「教育基本理念」

- ・生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育
- ・生涯にわたり高い専門性を修得できる教育
- ・グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育

「運営基本理念」

- ・中長期計画に基づいた健全で安定した運営
- ・学生の修学活動とそのための環境整備を優先した運営
- ・意思決定プロセスの透明化と情報の共有化を重視した運営
- ・学生や教職員等の意見、第三者の評価を反映した運営

これらの理念を具現化するために、本学の目的を「神戸学院大学学則」（以下「学則」という。）第1条に、次のとおり定めている（資料1-3【ウェブ】）。

本学は教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念と意義深い伝統に基づき学術の中心として広く高い教養と豊かな専門の知識と技能とを授け、もって民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与しうる全人にふさわしい人物を育成することを目的とする。

また、同規則の第2条の7に、各学部における教育研究上の目的を定めている（資料1-3【ウェブ】）。

さらに、大学院の目的を、「神戸学院大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第1条に、次のとおり定めている（資料1-3【ウェブ】）。

本学大学院は、社会及び自然に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。ただし、各研究科の目的については、当該研究科規則において定める。

各研究科の目的については、各研究科規則において、次の資料のとおり定めている（資料1-4、資料1-5、資料1-6、資料1-7、資料1-8、資料1-9、資料1-10、資料1-11）。

このように、総合大学である本学にとって、各学部・研究科の目的は、建学の精神の一節である「個性尊重」を重視し、一方向に収斂するものではない。しかし、本学の理念と目的、とりわけ「学則」に定める目的である「民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与しうる全人にふさわしい人物を育成する」ことが各学部・研究科へと通底することにより、それを礎とした全学一体の運営を成している。

なお、一部の研究科において研究科規則を2023年度中に一部改正する予定である。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

点検・評価項目②	大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
評価の視点	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

前述のとおり、本学は、理念・目的を「学則」第1条及び「大学院学則」第1条に、学部・研究科の目的を、「学則」第2条の7及び各研究科規則にそれぞれ明記している。その上で、「神戸学院大学憲章」「学則」及び「大学院学則」は、いずれも本学の本学ウェブサイトに掲出し、広く社会に対して公表している（資料1-2【ウェブ】、資料1-3【ウェブ】）。また、各学部・研究科の教育研究上の目的は、本学ウェブサイトの各学部・研究科のページに抄録として掲載している（資料1-12【ウェブ】、資料1-13【ウェブ】、資料1-14【ウェブ】、資料1-15【ウェブ】、資料1-16【ウェブ】、資料1-17【ウェブ】、資料1-18【ウェブ】、資料1-19【ウェブ】、資料1-20【ウェブ】、資料1-21【ウェブ】、資料1-22【ウェブ】、資料1-23【ウェブ】、資料1-24【ウェブ】、資料1-25【ウェブ】、資料1-26【ウェブ】、資料1-27【ウェブ】、資料1-28【ウェブ】、資料1-29【ウェブ】）。さらに、「神戸学院大学憲章」については、大学案内「KOBE GAKUIN UNIVERSITY GUIDE BOOK」（以下「大学案内」という。）にも掲載し、受験生を中心に広く周知している（資料1-30【ウェブ】）。

別途、学生には、学生手帳である「Student Diary」の付録に「学則」を掲載し、配付することで周知している。なお、2024年度以降、「Student Diary」は「神戸学院大学公式アプリ」に移行し、引き続き周知を行う予定である。

大学院生には、入学時に配付する「大学院履修要項」への「大学院学則」及び各研究科規則の掲載を通じて大学院の目的及び各研究科の目的を周知している（資料1-31）。

また、教職員には、教職員の名札と同サイズの「神戸学院大学憲章」カードを作成し、名札と一緒に携帯することを目的に、毎年、新採用教職員に配付し周知している（資料1-32）。

これらの情報や刊行物は、教職員が日常業務上、自ずと接するものであるため、教職員への周知も十分に図ることができている。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

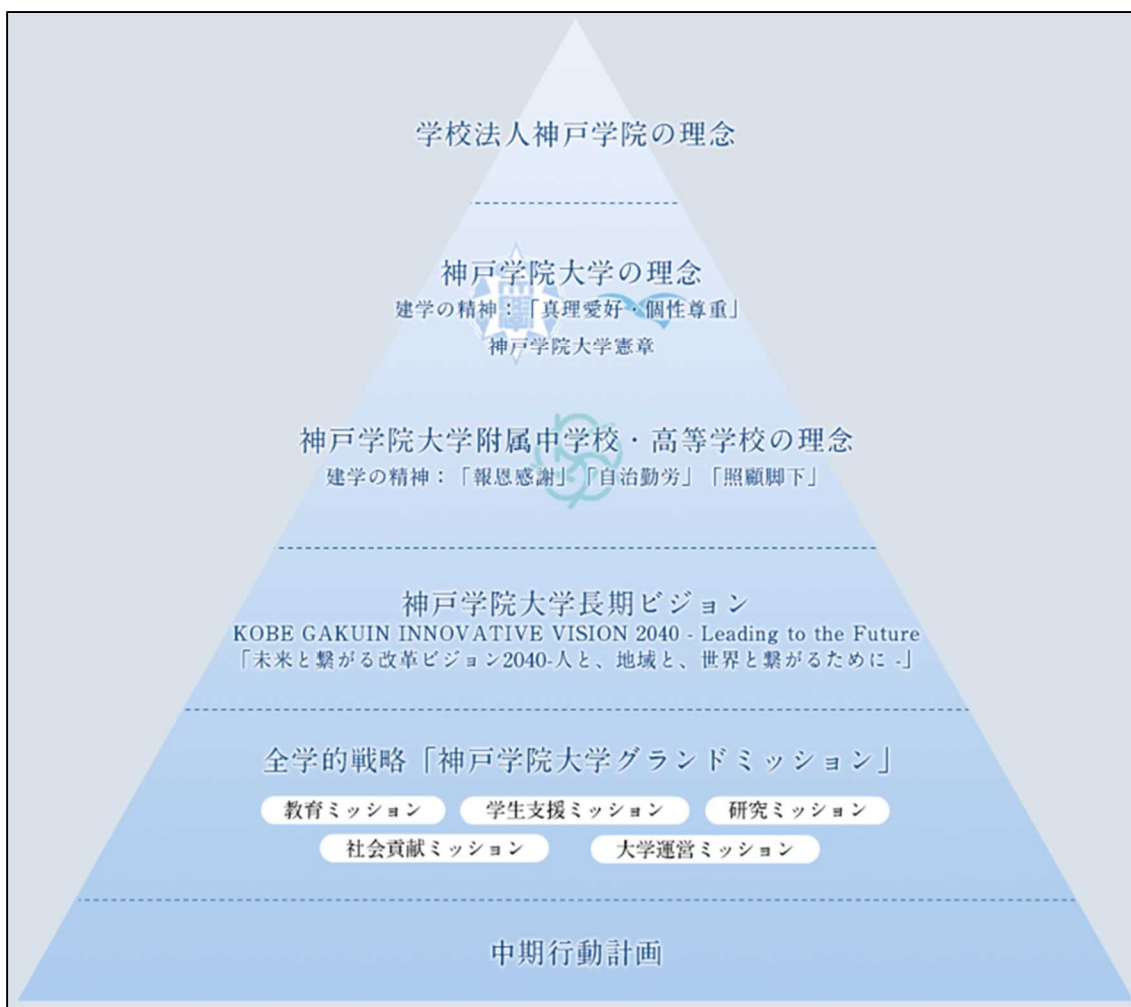
点検・評価項目③	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。
----------	--

評価の視点	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定
-------	--

本学は、2022年度に、本学の理念・目的に基づき、大学の将来を見据えた長期ビジョンとして、神戸学院大学長期ビジョン「KOBE GAKUIN INNOVATIVE VISION 2040—Leading to the Future『未来と繋がる改革ビジョン2040—人と、地域と、世界と繋がるために—』」（以下「長期ビジョン」という。）を策定した（資料1-33【ウェブ】）。これは、本学が2041年に創立75周年、本法人が2042年に創立130周年を迎えるにあたり、そこに至るまでの2040年に向けて、ワーキンググループが中心となり策定したものである。中央教育審議会が2018年に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」を発出したことも策定のきっかけの一つであった（資料1-34）。その主眼は、「地域と繋がる大学」であり、産業界、自治体、地域との連携で、新しい大学の価値を創出することを目指している。その起点の1つとして、本学は2014年に「現代社会学部」を設置している。現代社会学科と社会防災学科の2つの学科を置いているが、その特徴はともに社会貢献マインドの育成にある。また、2つの学科により、地域社会及び防災という専門性の高い分野での教育を展開している（資料1-17【ウェブ】）。国際都市「神戸」に所在する大学としての強みを生かし、すべての学生・教職員を対象に、全学的に国際化を促進することを目的として、2014年に策定した「国際化ビジョン」も、この長期ビジョンの一翼を担っている（資料1-35【ウェブ】）。2023年11月現在、国際化ビジョンは、「長期ビジョン」とより有機的に連関させるために見直しを検討しており、2023年度中の見直し完了を見込んでいる。国際都市「神戸」を舞台にした課題解決型グローバル人材の育成を目指して、2015年に設置したグローバル・コミュニケーション学部は、「長期ビジョン」の「教育ミッション」「グローバルな視点を持ちつつ地域と繋がる教育の実践」の中心的な担い手であり、外国語とコミュニケーション能力の向上に向けた多彩なプログラムの開発を行っている（資料1-18【ウェブ】）。

くわえて、本法人の前身にあたる私立森裁縫女学校の創設者であり、校祖である森わさが掲げた校訓「報恩感謝・自治勤労」、初代学長の森茂樹が掲げた建学の精神「真理愛好・個性尊重」から、現在まで策定してきた理念・目的や方針・計画等と、「長期ビジョン」を繋ぐ全学的戦略として「神戸学院大学グランドミッション」を策定した（資料1-33【ウェブ】）。これは、「教育ミッション」「学生支援ミッション」「研究ミッション」「社会貢献ミッション」「大学運営ミッション」の5分野に32項目のミッションを定め、さらに、後述する「中期行動計画」と連動させることによって、長期計画から中期計画（第3層）にかけて一貫した方向性を担保している。

図 1-1 KOBE GAKUIN INNOVATIVE VISION 2040—Leading to the Future 「未来と繋がる改革ビジョン 2040—人と、地域と、世界と繋がるために—」



本学における中期行動計画の策定は 2013 年にまで遡り、2013～2017 年度の 5 か年に引き続き、2018～2022 年度を第 2 次として実行してきた。2023 年度から実行している第 3 次中期行動計画（2023-2027）では、「基本方針（第 1 層）」（以下「基本方針」という。）の下に「中期目標（第 2 層）」（以下「中期目標」という。）として、「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献」「大学運営」の 5 つの分野と「中期計画（第 3 層）」（以下「中期計画」という。）を定め、それぞれに「実行計画（第 4 層）」（以下「実行計画」という。）を策定し、さらに年度ごとに具体的な施策目標を設定している（資料 1-36【ウェブ】）。実行計画には、財務的裏付けによる実効性を持たせるため、各実行計画策定時に予算の要否確認を行い、それを踏まえた総合的な判断の下で実行計画化している。

第 2 次中期行動計画（2018-2022）を総括すると、最終年度にあたる 2022 年度の計画については 2023 年度中に検証を終え、自己点検・評価報告書にまとめ、学内外に公表する予定であるが、概ね目標を達成したと評価できる（資料 1-37【ウェブ】）。あわせて、その内容は成果報告書にまとめ、学内外に公表している（資料 1-38【ウェブ】）。また、2017 年度に受審した前回の認証評価において付された努力課題・改善勧告は、その多く

が大学院課程に関するものであったが、それらは、「教育」分野の中期計画「大学院課程の改善」の下に実行計画化し、改善を図ってきた。具体的には、学長の下に「大学院再編検討ワーキンググループ」を発足し、検討と答申を行った。そこでは、特に修士（博士前期）課程を活性化し大幅定員割れを解消することや、研究者養成中心から脱却し「高い専門性と広い視野を持つ職業人」の育成への転換等を謳っている。

また、第2次中期行動計画（2018-2022）における、本学の理念・目的に則った教育・研究改善をみると、2018年に新たに心理学部を開設したことがあげられる（資料1-38 p.21【ウェブ】）。これは、2017年に心理専門職の国家資格として法律が施行された公認心理師の養成を行うことを目的として、人文学部人間心理学科を改組する形で開設した。続く2019年には、人間文化科学研究科心理学専攻を改組し、新たに心理学研究科も開設した（資料1-16【ウェブ】、資料1-25【ウェブ】）。

第3次中期行動計画（2023-2027）の基本的な方向性は、第2次中期行動計画（2018-2022）を踏襲してはいるが、基本方針に、初代学長の森茂樹がモットーとしていた「後世に残る大学」を目指すことを改めて掲げた。これにより本学は、「地域と繋がることで後世に残る大学」を目指していく（資料1-36【ウェブ】）。

なお、本学は、建学の精神に基づき、私立大学としての使命を果たしていくために、2020年に「神戸学院大学ガバナンス・コード」を策定した（資料1-39【ウェブ】）。これにも、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指すことを明記し、毎年度、実施状況を組織的に点検している。

以上のように、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくために、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を、適切に設定していると判断できる。

（2）長所・特色

- 1) 校祖・森わさの精神「報恩感謝・自治勤労」及び初代学長・森茂樹の建学の精神「真理愛好・個性尊重」を継受し、その理念に基づき大学運営を行っており、大学創設者であり初代学長の森茂樹の教育への思いを、「森茂樹物語」と題して本学ウェブサイトに掲載し、本学の理念の原初の姿を周知している（資料1-40【ウェブ】）。この他にも、本学学生が「森茂樹物語」を読んで感じたことを自由に表現する「自校の歴史から学ぶ月間」の設定や、本法人110周年記念事業として神戸学院大学出版会より出版した書籍「神戸学院物語 ―教育に懸けた夢と情熱―」を全新入生に配付する等、学生に対して様々な方法を用いて本学の理念を伝えている（資料1-41【ウェブ】、資料1-42【ウェブ】）。本学の理念を学生に浸透させる取組みは本学の長所・特色である。
- 2) 校祖・森わさの精神「報恩感謝・自治勤労」及び初代学長・森茂樹の建学の精神「真理愛好・個性尊重」を継受し、「長期ビジョン」及び全学的戦略として「神戸学院大学グランドミッション」を策定し、2023年1月に本学ウェブサイトで公表した（資

料 1-33【ウェブ】)。「神戸学院大学グランドミッション」においては、「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献」「大学運営」の5分野のミッションを明示し、実施計画としての第3次中期行動計画(2023-2027)と連動させ、PDCAサイクルを展開していることは本学の長所・特色である。

策定にあたっては、本学が創立130周年を迎える2042年に至るまでの2040年に向けて、本学のあるべき姿を示したものであり、これに基づき大学運営を進めている。「長期ビジョン」「神戸学院大学グランドミッション」の策定にあたっては、今後様々な改革が求められる未来を見据え、未来を担う中堅・若手教職員を中心としたワーキンググループを発足し、検討を行った(資料1-43)。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、理念を「神戸学院大学憲章」に、目的を「学則」第1条及び「大学院学則」第1条にそれぞれ適切に設定している。それを踏まえ、学部・研究科の目的を、「学則」第2条の7及び各研究科規則に適切に設定している。総合大学である本学にとって、各学部・研究科の目的は、建学の精神の一節である「個性尊重」を重視し、一方向に収斂するものではないが、本学の理念・目的、とりわけ「学則」に定める目的である「民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与しうる全人にふさわしい人物を育成する」ことが各学部・研究科へと通底することにより、それを礎とした全学一体の運営を成している。

次に、「神戸学院大学憲章」「学則」「大学院学則」等において適切に明示した本学の理念・目的と学部・研究科の目的は、本学ウェブサイトへの掲出や「大学案内」への掲載等を通じて、教職員、学生及び受験生等に周知し、広く社会に対して公表している。

最後に、本学は、本学の理念・目的、大学の将来を見据えた「長期ビジョン」と実施計画として2023年度から実行している第3次中期行動計画(2023-2027)を策定し、さらに、それらを繋ぐ全学的戦略として「神戸学院大学グランドミッション」を策定している。また、2017年度に受審した前回の認証評価において付された努力課題・改善勧告は、その多くが大学院課程に関するものであったが、それらは、「教育」分野の中期計画「大学院課程の改善」の下に計画化し、改善を図っている。具体的には、学長の下に「大学院再編検討ワーキンググループ」を発足し、検討と答申を行った。そこでは、特に修士(博士前期)課程を活性化し大幅定員割れを解消することや、研究者養成中心から脱却し「高い専門性と広い視野を持つ職業人」の育成への転換等を謳っている。

第2章（基準2） 内部質保証

（1）現状説明

点検・評価項目①	内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
評価の視点	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、理念・目的の実現に向けて、「学則」第1条の2に「本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、そのことを通じて教育研究等の質の向上を図る。」、また、「大学院学則」第1条の2に「本学大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、そのことを通じて教育研究等の質の向上を図る。」と規定し本学ウェブサイトで公表している（資料1-3【ウェブ】）。

内部質保証への取り組みとして、2021年度以前は、全学的な組織である「自己点検評価委員会」、各組織にかかる事項の自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成する「自己点検評価小委員会」、自己点検・評価の内容等を第三者的な立場で検証するため、学外の学識経験者を構成員に含んだ「自己点検評価結果検証委員会」を設置し、取り組んできた。2022年度以降においては、内部質保証体制を整備し、新たな体制のもと、内部質保証の推進に取り組んでいる。体制の整備においては、第2次中期行動計画（2018-2022）「大学運営」分野の実行計画に「内部質保証の基本方針と手続きの策定、周知・公表」及び「全学内部質保証推進組織の整備」を掲げ、2021年度第11回（8月2日開催）「常任理事会」において、内部質保証の基本方針の策定及び内部質保証体制を法人全体で整備することを決定し、2021年度第8回（12月16日開催）「評議会」において、「神戸学院大学内部質保証に関する方針」（以下「内部質保証に関する方針」という。）及び内部質保証システムの学内体制（神戸学院大学内部質保証体制図）を決定した（資料1-36【ウェブ】、資料2-1、資料2-2、資料2-3【ウェブ】）。同方針では、本学の内部質保証に関する「1. 内部質保証に関する神戸学院大学の基本的な考え方」「2. 責任・権限・役割（分担）」「3. 手続・運用」「4. 自己点検・評価の対象」を明示している。

また、教育の企画・設計、運用、検証及び改革・向上のための指針については、以下のとおり定めている。「本学の教育活動において、期待される学習成果を明示し、それに基づく学習活動を実質的かつ継続的に推進し、学習成果の向上を図るため、『全学教育推進機構会議』が教育に関する全学的な企画・設計の提案を行い、その実現に向けて各学部・研究科等が具体的な運用を行う。また、教育活動の現状確認及び把握をするために、『内部質保証推進委員会』が検証を行い、その結果をもとに改善・向上に資する提言等を行う。その提言等をもとに、『全学教育推進機構会議』と各学部・研究科等が共に学生の学

習成果のさらなる質向上を図っていく。」(資料 2-3【ウェブ】)

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織「神戸学院大学内部質保証推進委員会」(以下「大学内部質保証推進委員会」という。)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担は「内部質保証に関する方針」及び「神戸学院大学内部質保証体制図」に明記しており、その概要は次の図 2-1 のとおりである(資料 2-3【ウェブ】)。

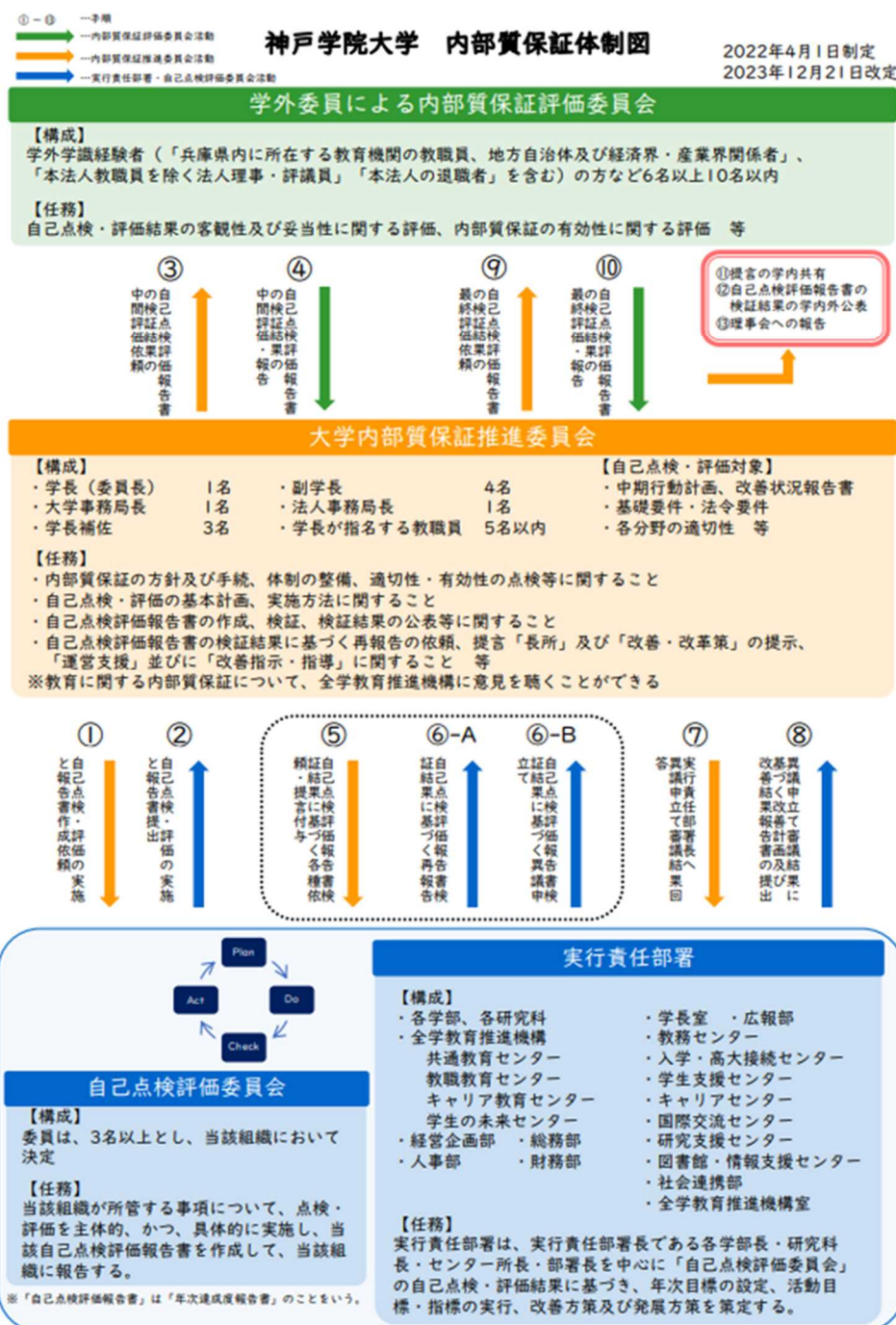


図 2-1 神戸学院大学 内部質保証体制図

内部質保証に関する全学的なマネジメントを行う組織として、大学学長を委員長とする「大学内部質保証推進委員会」を設置している。「大学内部質保証推進委員会」は、学長を委員長とする大学内部質保証に関する全学的なマネジメントを行う組織として位置づけられており、各学部・研究科・部署等の内部質保証を推進し、全学的観点から自己点検・評価の結果を検証する役割を担っている。

本学の自己点検・評価は、「内部質保証に関する方針」に則り、主に中期行動計画の「年次達成度報告書」をもって行い、「年次達成度報告書」は、学内ポータルサイトである学内情報サービスに掲載し、学内で共有している。各学部・研究科・部署等は中期行動計画の実行にあたり実行計画を策定し、それぞれ当該実行計画の実行責任部署となるが、実行責任部署における内部質保証は、各実行責任部署全体で行い、計画内容や進捗状況については、各実行責任部署長が責任を持つこととなっている。実行責任部署の取組みについて自己点検・評価を行う「自己点検評価委員会」を、各実行責任部署のもとに置き、「自己点検評価委員会」は、「大学内部質保証推進委員会」における決定に基づき、当該組織が所管する事項について点検・評価を主体的、かつ、具体的に実施し、当該「年次達成度報告書」を作成して、当該組織に報告する。実行責任部署は「自己点検評価委員会」の自己点検・評価結果に基づき、年次目標の設定、活動目標・指標の実行、改善方策及び発展方策を策定している。

自己点検・評価結果の客観性・妥当性の確保及び内部質保証の有効性を高めるために、兵庫県内に所在する教育機関の教職員、本法人教職員を除く法人理事・評議員等で構成する「学校法人神戸学院学外委員による内部質保証評価委員会」（以下「学外委員による内部質保証評価委員会」という。）による評価を受けている（資料 2-4、資料 2-5）。「大学内部質保証推進委員会」は、「学外委員による内部質保証評価委員会」の評価結果をふまえて、実行責任部署長に対し、「年次達成度報告書」の再報告（修正）の依頼、長所及び改善・改革策の提示、運営支援並びに改善指示・指導を行う。

さらに、教育研究活動等の個々の取組みについて、第三者としての社会的視点からの意見を活かすことを目的として、兵庫県内に所在する地方自治体関係者及び経済界・産業界関係者、報道関係者、学長、副学長、大学事務局長等を委員とする「神戸学院大学外部アドバイザー会議」を設置している。「神戸学院大学外部アドバイザー会議」は年 2 回開催し、教育、研究、社会連携・社会貢献等に関する個別の特色ある取組みを紹介し、第三者の視点から様々な意見をいただく機会としている。これにより、個別の取組みについての成果や意義を、客観的な視点から可視化するとともに、本学関係者が見落としていた課題や改善の余地を見いだす機会とし、取組みをさらに発展させることに役立てている（資料 2-6、資料 2-7、資料 2-8）。

このように、本学の内部質保証では、教育の企画・設計、運用、検証及び改革・向上のための指針（PDCA サイクルの運用プロセス）において、適切な取組みをしていると判断できる。

以上のとおり、本学は大学の内部質保証に対する大学の考え方を「内部質保証に関する方針」において明示しており、大学構成員に周知していることから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②	内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
評価の視点	○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、前述のとおり 2021 年 8 月に「常任理事会」において、内部質保証の基本方針の策定及び内部質保証体制を法人全体で整備することを決定し、2021 年 12 月には大学の「評議会」において、「内部質保証に関する方針」及び内部質保証システムの学内体制（神戸学院大学内部質保証体制図）を決定した（資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3【ウェブ】）。さらに、2022 年 4 月に「学校法人神戸学院内部質保証推進規則」「学校法人神戸学院学外委員による内部質保証評価委員会規程」「神戸学院大学内部質保証推進規程」及び「神戸学院大学自己点検評価委員会規程」を制定し、2022 年度より新たな内部質保証体制のもと、運用を開始した（資料 2-4、資料 2-9、資料 2-10、資料 2-11）。「神戸学院大学内部質保証推進規程」においては、「大学内部質保証推進委員会」の任務・構成・運営、「自己点検評価委員会」の設置、自己点検評価報告書の検証、評価及び異議申立て、公表等について規定し、「神戸学院大学自己点検評価委員会規程」において、「自己点検評価委員会」の組織、任務、構成、運営等について規定している。

各組織の責任・権限・役割（分担）等については、「内部質保証に関する方針」及び「神戸学院大学内部質保証体制図」に明示しており、「大学内部質保証推進委員会」を中心とし実行責任部署及び「自己点検評価委員会」が連動して内部質保証を推進するサイクルを確立している。

また、「大学内部質保証推進委員会」の審議内容等については、別途、実行責任部署長である各学部長・研究科長・部署長等が座長となる「自己点検評価委員会」や全学的な会議体である「評議会」「総合企画会議」等で適宜報告を行うなど、各部局への周知、共有に努めている。

このように内部質保証に関する方針の策定や体制を整備し、各組織の責任・権限・役割や手続き・運用を明確にし、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制として、全学内部質保証推進組織・学内体制を適切に整備している。

大学内部質保証推進組織の構成員について、「大学内部質保証推進委員会」は、「神戸学院大学内部質保証推進規程」第 5 条に基づき、学長（委員長）、4 名の副学長、大学事務局長、法人事務局長、3 名の学長補佐、学長が指名する 5 名以内の教職員の委員で構成しており、内部質保証の推進を進めるうえで、実効性のある構成員となっている（資料 2-12）。

なお、本法人では、このような内部質保証の取り組みは、大学だけでなく、法人、附属中学校・高等学校を含めて法人全体として取り組むべきものであるとの考えから、法人、附属中学校・高等学校においても同様に内部質保証体制を構築し、法人全体で内部質保証の推進に取り組んでいる（資料 2-13）。

以上のとおり、全学内部質保証推進組織である「大学内部質保証推進委員会」は大学内部質保証に関する全学的マネジメントを行う組織として、内部質保証を円滑に機能させる責任と権限を持っており、「神戸学院大学内部質保証体制図」に示した実行責任部署及び「自己点検評価委員会」「学外委員による内部質保証評価委員会」を含めた本学の内部質

保証を推進する体制整備は、適切であると判断できる。

点検・評価項目③	方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 ○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み ○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 ○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 ○点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、全学のディプロマ・ポリシー（学士課程＝卒業認定・学位授与の方針、大学院課程＝修了認定・学位授与の方針）（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）及びアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）（以下「アドミッション・ポリシー」という。）を定めて全学的な考え方を明らかにした上で、その下に、授与する学位ごとにポリシーを定め、学内外に広く公表している（資料2-14【ウェブ】）。

三つのポリシーを含めた教学に関する全学的なルール策定等は、全学的な教育の質的向上の推進を目的とする「全学教育推進機構」が主導し、全学部長・研究科長等の議決の下、運営している（資料2-15）。

また、三つのポリシーのうち、ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについては、その性質上、志願者にあらかじめ明示することが肝要であるため、各学部のカリキュラム改正にあたっては、原則「『三つのポリシー』改定のルール」に基づき、改正2年前の12月までに、これらのポリシーの策定を行い、翌年5月の「神戸学院大学入学試験要項」（以下「入学試験要項」という。）発行と同時期に本学ウェブサイトにおいて公表している（資料2-16）。

本学における内部質保証の運用プロセスは、「内部質保証に関する方針」「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針」に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「大学内部質保証推進委員会」と「自己点検評価委員会」が、自己点検・評価を行い、また、「学外委員による内部質保証評価委員会」による評価により、内部質保証システムを有効に機能させている。具体的には次のとおりである。

「大学内部質保証推進委員会」は、「内部質保証に関する方針」及び「大学内部質保証推進委員会」における決定に基づき実行責任部署及び「自己点検評価委員会」に対し、自己点検・評価の実施と「年次達成度報告書」の作成を依頼する。「自己点検評価委員会」は当該組織が所管する事項について点検・評価を主体的、かつ、具体的に実施し、当該「年次達成度報告書」を作成して、当該組織に報告する。各組織の長は、当該報告書を

「大学内部質保証推進委員会」に提出する。「大学内部質保証推進委員会」は、提出された報告書の検証を行い、「学外委員による内部質保証評価委員会」に評価（中間評価）を依頼する。「大学内部質保証推進委員会」は、「学外委員による内部質保証評価委員会」の評価（中間評価）結果をふまえ、実行責任部署長に対し評価結果に基づき、「年次達成度報告書」の再報告（修正）の依頼、長所及び改善・改革策の提示、運営支援並びに改善指示・指導を行う。「自己点検評価委員会」は、「大学内部質保証推進委員会」より再報告の依頼があった場合には、改めて報告書を作成し、組織の長を通じて「大学内部質保証推進委員会」委員長に提出する。実行責任部署長は、「大学内部質保証推進委員会」からの「改善指示・指導」の事項については、改善を図るとともに、「大学内部質保証推進委員会」委員長に改善計画及び改善結果の報告を行う。「大学内部質保証推進委員会」は、「学外委員による内部質保証評価委員会」に評価（最終評価）を依頼し、その結果をふまえて自己点検・評価の検証結果の報告書を作成する。「大学内部質保証推進委員会」は、提言の学内共有及び「年次達成度報告書」の検証結果を学内外に公表する。「大学内部質保証推進委員会」は、「年次達成度報告書」の検証結果を理事会へ報告する（資料 2-3【ウェブ】）。

前述のとおり、本学では「大学内部質保証推進委員会」を中心に PDCA サイクルを実施している。その中でも、「大学内部質保証推進委員会」による検証においては、年次達成度報告書の実行計画約 400 個の検証を、第一段階として 1 つの実行計画に対し 2 名の内部質保証推進委員が分担し、第二段階として、その検証結果をもとにして、副学長が検証する 2 段階での検証方法を採用している。提出された「年次達成度報告書」には、その検証内容を記入し、実行責任部署長に対し、検証結果に基づく再報告（修正）の依頼や提言等の付与を行っている。中期行動計画の実行計画レベルで検証を行い、実行責任部署である学部・研究科・部署等に検証結果について具体的な内容をフィードバックすることにより、自己点検・評価活動の活性化及び教育活動等の改善につながっている。

実行責任部署及び「自己点検評価委員会」においては、「年次達成度報告書」をもとに、毎年、年度初めに年次目標を立て、年間を通して Plan（計画）として「活動目標・指標」「手段・方法」、Do（実施・実行）として「活動実績・実績数値」「予算措置」、Check（点検・評価）として「自己点検・評価」、Act（処置・改善）として「課題・問題点」「改善方策・発展方策」について自己点検・評価の PDCA サイクルを実施し、中間報告と最終報告の際には自ら達成度評価を行っている。

なお、本学では教職課程を設置していることから、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 に基づく自己点検・評価については実行責任部署である教職教育センターのもとに「教職教育センター自己点検評価委員会」を置き、実施している。具体的には、第 3 次中期行動計画の実行計画に「教職課程の質保証のための学修目標の設定と学修成果の把握」の項目を設け自己点検・評価を実施している。2023 年度以降、教職課程に特化した自己点検評価報告書を本学ウェブサイトに掲載し社会に向けて広く公表している（資料 2-3【ウェブ】）。

中期行動計画は、本法人が 2012 年に創立 100 周年を迎え、2016 年に本学が創立 50 周年を迎えることを機に 2013 年度から 5 年間に実施する具体的な施策を中期行動計画（2013-

2017)として取りまとめ、その後、第2次中期行動計画(2018-2022)及び第3次中期行動計画(2023-2027)を策定している(資料1-36【ウェブ】)。

第3次中期行動計画(2023-2027)においては、第2次中期行動計画(2018-2022)と同様に基本方針のもと、「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献」「大学運営」の5分野を設け、分野ごとに中期目標、中期計画、実行計画を策定している。

また、第2次中期行動計画(2018-2022)の中間年を終えた2021年度には、計画の進捗を明らかにするため、2021年6月に「第2次中期行動計画進捗報告書」を作成、2023年9月には「第2次中期行動計画成果報告書」を作成し、法人、大学、附属中学校・高等学校関係者に配布するとともに、本学ウェブサイトで社会に向けて広く公表している(資料1-36【ウェブ】)。

前年度分の「年次達成度報告書」は、「大学内部質保証推進委員会」が、その取り組み内容の客観性、適切性、妥当性等について検証を行っている。点検・評価の流れは次のとおりである。

検証は、中期行動計画の進捗管理等を法人全体で実施・閲覧するための学内システムである「自己点検・評価マネジメントシステム」を用いて行い、最初に学長、副学長以外の内部質保証推進委員により各「自己点検評価委員会」単位で点検・評価を行う。次にその点検・評価結果をふまえ、副学長による分野ごとの実行計画の点検・評価結果の取りまとめを行う。副学長による取りまとめにおいて、「優」「良」「不可」の3段階評定と取り組み内容の客観性、適切性、妥当性等についてのコメントを示す(資料2-17)。また、点検・評価の結果、他学部・研究科、部署等に対して推奨できる特筆すべき取り組み(長所)や改善・改革策、運営支援、改善指示・指導等が必要と判断するものがある場合は、「大学内部質保証推進委員会」にて審議を行う。その後「学外委員による内部質保証評価委員会」にて評価を行い、最終決定した内容を、実行責任部署長に通知する。

実行責任部署及び「自己点検評価委員会」は「年次達成度報告書」の評定が「不可(修正の必要あり)」となった場合は、「大学内部質保証推進委員会」が通知したコメントに基づき、再報告(修正)を行う。また、実行責任部署長は「年次達成度報告書」の評定が「不可」となり、かつ提言「改善指示・指導」が通知された場合、それに対して異議がある場合は、「大学内部質保証推進委員会」委員長に対して異議を申し立てることができる。異議申立てを受けた場合は「大学内部質保証推進委員会」を開催し、当該異議申立てに関する審議を行い、その結果は理由を付して文書にて実行責任部署長に対して回答する。実行責任部署の長は、異議申立て審議結果に基づく改善計画及び改善結果を「大学内部質保証推進委員会」委員長へ報告する。

実行責任部署及び「自己点検評価委員会」による再報告(修正)の後、「大学内部質保証推進委員会」は、分野別達成度評価及び「大学内部質保証推進委員会」委員長による総評を取りまとめる。分野別達成度評価及び総評は「学外委員による内部質保証評価委員会」にて評価を行った後、内部質保証体制における検証結果として本学ウェブサイトにて公表する(資料1-37【ウェブ】)。

2023年度においては、2022年度の「年次達成度報告書」の検証の結果、「教育」分野から6件の特筆すべき取り組み(長所)、2件の改善指示・指導があった(資料2-18)。これらについては、実行責任部署長に通知するとともに学内共有し、教育研究活動等の活性化及

び改善につなげている。

本学は、2017年度に公益財団法人大学基準協会の大学評価（認証評価）を受審し、「努力課題」として9項目、「改善勧告」として1項目の指摘を受けた（資料2-19【ウェブ】）。

本学は、この指摘事項の改善に向けた取組みとして、本学独自の様式「改善状況報告書」を作成し、大学評価結果に基づいた改善状況の報告を毎年行うことを、2018年度第2回「自己点検評価委員会」で決定した（資料2-20、資料2-21）。

「改善状況報告書」では、「努力課題」「改善勧告」を含む全ての指摘事項について報告することに加え、「分科会報告書」での提言や、申請書類として本学が作成した「点検・評価報告書」で自ら「改善すべき事項」として挙げた事項についても、その改善状況を報告することとしている。2021年度以前は、「改善状況報告書」と根拠資料は部署長である各学部長、研究科長、センター所長、部長に提出を依頼し、「改善状況報告書」の検証は学長及び副学長で行った。「点検・評価結果」については、各学部及び研究科は、学長が重要事項につき意思決定をするにあたり学部長等（学部長、副学長、学長補佐、法人・大学事務局長及び共通教育センター所長等）との調整を行う「学部長懇談会」、部署においては、事務部門に関する重要な事項を審議し、事務運営上の連絡調整を行う「管理職会議」でフィードバックし、改善に向けた取組みにつなげていた。

2021年度には、「改善状況報告書」をもとに「改善報告書」を作成し、「自己点検評価結果検証委員会」でまとめたのち、2021年7月に公益財団法人大学基準協会に「改善報告書」を提出した。

また、「改善報告書」に対する「改善報告書検討結果」を2022年3月に公益財団法人大学基準協会から受理し、カリキュラム・ポリシー、リサーチワークとコースワークの適切な組み合わせ、大学院における収容定員に対する在籍学生数比率など、一部の学部・研究科・部署等において改善が不十分であり、更なる対応を求めるとの指摘を受けた（資料2-19【ウェブ】）。

本学においては、これらの指摘を真摯に受け止め、その対応に向けて「改善報告書検討結果」に基づく改善状況の報告、検証を毎年度内部質保証体制内で行うことを2022年度第1回（2022年5月12日開催）「内部質保証推進委員会」において決定した（資料2-22）。2022年度以降、「改善状況報告書」の作成は、各学部長・研究科長及び部署長に依頼し、提出された「改善状況報告書」は「内部質保証推進委員会」において、その改善状況等について検証を行い、その検証結果は当該学部・研究科・部署等にフィードバックし、引き続き改善に努めている。

点検・評価における客観性、妥当性の確保のためには、評価の基準が明確であることが大前提であることから、本学の自己点検・評価の主となる中期行動計画の各実行計画の策定にあたっては、可能なかぎり具体的な数値目標の設定を求めるとともに、数値目標の設定が困難な場合にも、具体的にゴールに達した状況を記述するように求めている。

また、「学校法人神戸学院内部質保証推進規則」第6条第1項において、「自己点検・評価の客観性・妥当性の確保及び内部質保証の有効性を高めるため、第三者評価機関とし

て、学外委員による内部質保証評価委員会を置く。」ことを定め、「学校法人神戸学院学外委員による内部質保証推進委員会規程」を制定した（資料 2-4）。2023 年度においては 6 名に学外委員を委嘱し、2023 年 8 月 29 日と 2024 年 2 月 21 日の年 2 回「学外委員による内部質保証評価委員会」を開催するなど、内部質保証の客観性及び妥当性を確保するとともに、内部質保証システムを有効に機能させることができるよう取り組んでいる（資料 2-23）。

学部・研究科レベルにおいては、中期行動計画の中期計画「学士課程教育の質的向上の推進」のもとにある実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的な PDCA の実施」及び中期計画「大学院課程教育の質的向上の推進」のもとにある実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的な PDCA の実施と三つのポリシーのステークホルダーへの周知」や、「大学運営」分野の中期計画「内部質保証システムの機能的有効性の向上」のもとにある実行計画「第三者評価による教育システムの質保証」等に基づき教育の改善・向上に取り組んでいる。

以上のとおり、全学的な内部質保証の方針及び手続きを整備し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「大学内部質保証推進委員会」の下、全学的に内部質保証を推進し、第三者評価を取り入れ、大学の諸活動の改善・向上につなげていることから、本学の内部質保証システムは、適切に運用し、有効に機能していると判断できる。

点検・評価項目④	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
評価の視点	<input type="checkbox"/> 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 <input type="checkbox"/> 公表する情報の正確性、信頼性 <input type="checkbox"/> 公表する情報の適切な更新

本学は、高等教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を一層向上させる観点から、本学ウェブサイトの「情報の公表」ページで教育情報を公表している（資料 2-24【ウェブ】）。この「情報の公表」ページにおいては、学校教育施行規則第 172 条の 2 等に基づく教育研究活動、経営及び財務等の状況についての情報に加え、本学が必要と判断した独自の情報も公表している。さらに、日本私立学校振興・共済事業団の大学ポートレートにも本学の情報を掲載するなど社会に向けて広く公表している。

自己点検・評価結果の公表は「学校法人神戸学院情報公開・開示規則」別表（8）「評価に関する情報」及び「神戸学院大学内部質保証推進規程」に規定しており、認証評価結果とともに、本学ウェブサイトに「大学評価」のページを設け公表している（資料 1-37【ウェブ】、資料 2-10、資料 2-25）。公表にあたっては、自己点検・評価を行った翌年度に「年次達成度報告書」をもとに、「大学内部質保証推進委員会」の検証、「学外委員による内部質保証評価委員会」の評価を経て、中期行動計画の中期計画レベルで、「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献」「大学運営」分野ごとに概評を付して達成度評価を公表している（資料 1-37【ウェブ】）。

また、本学では教職課程を設置していることから、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく「教員の養成に関する情報」及び同法第 22 条の 8 に基づく自己点検・評価結

果についても本学ウェブサイトで公表している（資料 2-3【ウェブ】）。

財務に関する情報は、本学ウェブサイトの「情報の公表」ページ内に「財務状況」のページを設け、財務情報を公表している（資料 2-24【ウェブ】）。予算項目として、「事業計画書」「資金収支予算書」「事業活動収支予算書」、決算項目として、「事業報告書」「資金収支計算書」「活動区分別資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」「監査報告書」「独立監査法人の監査報告書」を公表するなど、透明性の確保に努めている。また、学生向け広報誌「Campus」、保護者向けに配布している「神戸学院大学教育後援会会報」にも予算・決算の概要を掲載して周知している（資料 2-26 pp. 28-31、資料 2-27 pp. 16-17）。

なお、学校法人会計については、企業等の会計基準とは異なることから、社会に公表する際には十分な説明が必要であるため、上記「情報の公表」のページには、事業報告書、計算書類、財産目録、監事の監査報告書とともに、学校法人会計及び本法人の勘定科目の説明を掲載し、本学の財務情報の理解の促進に努めている。

情報の公表にあたっては、関係する学部・研究科・部署等が広報部と連携して情報の確認と作成を行い、本学ウェブサイト等で適切に情報の公表を行っている。なお、「神戸学院大学データ集」については、本学ウェブサイトでも過去 3 か年分を公表しており、所管する学長室が関係学部・部署等にデータ提供を依頼し、取りまとめのうえ、広報部とも連携して毎年更新している（資料 2-28【ウェブ】）。「情報の公表」のページは、本学ウェブサイトのトップページに「情報の公表」のバナーを設け、ページ内は項目ごとに情報を整理し、利用者の利便性を高めている。

以上のとおり、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

点検・評価項目⑤	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 ○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としての「大学内部質保証推進委員会」が、「内部質保証に関する方針」に基づき実行責任部署及び「自己点検評価委員会」に対し自己点検・評価を依頼している。「大学内部質保証推進委員会」は、実行責任部署長から提出された「年次達成度報告書」に基づき、内部質保証システムが有効に機能しているか、PDCA サイクルが適切に機能しているかについて点検及び検証を行っている。2022 年度以降、新体制での実施をするうえで、定期的に適切性を確認し、より良い体制を整備する必要があるとの認識から、現状に則した関係規則の見直し・改正等を適宜実施している。2023 年度には新体制での内部質保証への取り組みの結果を点検・評価し、内部質保

証体制をさらに有効に機能させるため、「内部質保証に関する方針」や体制及び規則の一部見直しを図り、内部質保証サイクルのプロセスや各組織の責任・権限・役割（分担）をより明確化した（資料 2-3【ウェブ】、資料 2-4、資料 2-9、資料 2-10、資料 2-11）。

「大学内部質保証推進委員会」においては、「内部質保証に関する方針」及び体制の見直しや「年次達成度報告書」の検証等について審議している。また、学部・研究科・部署等においては、第 2 次中期行動計画の中期計画として「内部質保証システムの機能的有効性の促進」を設け、定期的な点検・評価を実施し、内部質保証の推進に努めている。

2022 年度には、自己点検・評価結果の客観性・妥当性の確保及び内部質保証の有効性を高めるため第三者評価機関として「学外委員による内部質保証評価委員会」を設置し、毎年、法人全体で委員会を開催している。委員会には、「法人内部質保証推進委員会」「大学内部質保証推進委員会」及び「附属中学校・高等学校内部質保証推進委員会」の委員がオブザーバーとして出席し、「自己点検評価」「内部質保証体制」「中期行動計画」等について学外委員による評価を受け、意見交換を行い、内部質保証の推進及び改善につなげている。

「学外委員による内部質保証評価委員会」の評価結果は、「大学内部質保証推進委員会」で報告するとともに、議事録を学内ポータルサイトである学内情報サービスに掲載し学内共有している（資料 2-29、資料 2-30）。

さらに、本学では「学外委員による内部質保証評価委員会」による第三者評価に加えて、年 2 回、「神戸学院大学外部アドバイザー会議」を開催し、教育、研究、社会連携・社会貢献等に関する個別の特色ある取組みを紹介し、第三者の視点から様々な意見をいただく機会を設けている。これにより、個別の取組みについての成果や意義を、客観的な視点から可視化するとともに、本学関係者が見落としていた課題や改善の余地を見いだす機会とし、取組みをさらに発展させることに役立っている（資料 2-6、資料 2-7、資料 2-8）。

自己点検・評価においては、資料やデータは適切なものを使用している。本学の自己点検・評価は、主に中期行動計画の「年次達成度報告書」をもって行っているが、中期行動計画の策定にあたっては、数値目標、達成時期、ゴールに達した状況の設定を求めている。例えば、第 3 次中期行動計画（2023-2027）の適切性については「大学内部質保証推進委員会」の構成員である副学長及び大学事務局長が策定時に各部局の中期行動計画案を点検し、学部・研究科・部署と必要に応じて対面で協議を行い、場合によって追記や修正を求めることで、数値目標や達成時期等について、より具体で適切な内容になるよう努めた（資料 2-31）。また、毎年の「年次達成度報告書」の点検・評価においては、担当の「大学内部質保証推進委員会」が自己点検・評価結果の適切性について検証し、必要に応じて適切な根拠資料の提出を求めている。

また、学内システム「自己点検・評価マネジメントシステム」においては、客観的資料として、過去からの新入生アンケート・学生アンケート等の各種アンケート集計結果を閲覧することができる。

実行責任部署及び「自己点検評価委員会」においては、「大学内部質保証推進委員会」の評価結果をふまえ、次年度に向けての課題や問題点を洗い出し、さらに改善方策や発展方策を「年次達成度報告書」に反映させることにより、翌年度以降の改善活動につなげている。

本学における現在の内部質保証体制は2022年度に構築したものであるが、それ以前においても、点検・評価結果に基づく内部質保証の取り組みそのものは、学長のリーダーシップの下、有効に機能してきた。点検・評価の結果に基づき、改善・向上を図った最近の事例としては、「長期ビジョン策定ワーキンググループ」設置による長期ビジョン及び全学的戦略である「神戸学院大学グランドミッション」の提案（2021年5月～2022年3月）、データサイエンス教育推進プロジェクト設置による共通教育並びに全学的なデータサイエンス教育の実施に向けての対応（2021年10月～2022年3月）、「障がい学生支援体制整備ワーキンググループ」の設置による障がい学生支援体制の方向性の検討と具体的な提案（2020年2月～2021年3月）、「大学院再編検討ワーキンググループ」設置による大学院（特に修士課程）の活性化（大幅定員割れの解消）の検討（2020年4月～2020年10月）などがある（資料1-43、資料2-32、資料2-33、資料2-34）。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応については、「神戸学院大学危機管理規則」第5条の2に基づき、2020年2月に学長を本部長とする「神戸学院大学危機管理対策本部」を立ち上げ、「危機管理対策本部会議」において、緊急事態宣言を受けての社会動向や感染状況の推移等を見極めながら授業形態、学生生活、研究活動、課外活動、施設設備等への対応について審議し、全学的に様々な措置を講じてきた。また、「危機管理対策本部会議」の議事録は学内ポータルサイトである学内情報サービスに掲載するなど学内共有し、学生等に対しては本学ウェブサイトを通して広く情報提供を行うなど適切な対応に努めてきた。

以上のことから、本学は、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを適切に行っていると判断できる。

（2）長所・特色

- 1) 三つのポリシーの内、ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについては、その性質上、志願者にあらかじめ明示することが肝要であるため、各学部のカリキュラム改正にあたっては、原則「『三つのポリシー』改定のルール」に基づき、改正2年前の12月までに、これらのポリシーの策定を行い、翌年5月の「入学試験要項」発行と同時期に本学ウェブサイト公表することを全学的な方針として定めている（資料2-16）。このことは、大学の重要な方針を確認した上で、受験生が進路選択をできるように配慮したもので、本学の長所である。
- 2) 本法人では、大学だけでなく、法人、附属中学校・高等学校を含めた内部質保証体制を法人全体として構築し内部質保証の推進に取り組んでいる。年2回開催している「学外委員による内部質保証評価委員会」において、法人、大学、附属中学校・高等学校がそれぞれの自己点検・評価結果を報告・評価する場を設け、相互に理解を深めることにより、法人、大学、附属中学校・高等学校間の連携をさらに深めることにつながっている。このことは、本法人独自の取り組みであり、理念目的の実現、法人設置校全体の教育の質向上や連携強化、リソースの最適活用、組織の信頼性と透明性の

向上などの点において有意義であり、長所である（資料 2-5、資料 2-13）。

- 3) 5か年単位の中期行動計画を策定し、大学全体の大きな基本方針を実現するため、分野ごとに中期目標を定め、その実現に向けて具体的な実行計画を第4層に落とし込んでいる。内部質保証体制の各実行責任部署が、この実行計画を担い、各自己点検評価のPDCAサイクルのマネジメントを担っている。このように、本学の自己点検・評価を主に中期行動計画に基づいて行い、具体的な年次ごとの計画実行のPDCAサイクルを動かすことによって、その成果の積み上げを行い、大学全体の基本方針の実現を図っている。このような内部質保証システムは、その具体性と実現性において優れており、長所と言える。
- 4) 「学外委員による内部質保証評価委員会」による第三者評価により内部質保証の取り組み全体に対する客観的な評価を受け、内部質保証推進の機会としているだけではなく、個別の特色ある取組についても、教育研究活動等のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーを踏まえた適切性を確保するため、学外から参画を得て、第三者として社会的視点からの意見を大学運営に活かすことを目的とした「神戸学院大学外部アドバイザー会議」を定期的開催し、第三者の視点からの意見を聞き、取組みをさらに発展させる機会としていることは長所である（資料 2-6、資料 2-7、資料 2-8）。

（3）問題点

- 1) 本学では、実行責任部署長から提出された約 400 個にのぼる実行計画の「年次達成度報告書」の点検・評価を、第一段階として1つの実行計画に対し2名の内部質保証推進委員が分担して行い、第二段階として、その検証結果をもとにして、副学長が検証する2段階での点検・評価方法を採用している。この点検・評価方法は、点検・評価の精度を高め、納得度を高めることができるという利点を有している反面、自己点検・評価結果の公表までに時間を要するという欠点も有している。これを改善するため、第3次中期行動計画（2023-2027）においては実行計画の集約を行うなど、スケジュールの迅速化に取り組んでいる。

（4）全体のまとめ

本学は、理念・目的の実現に向けて、「内部質保証に関する方針」を定め、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織「大学内部質保証推進委員会」を中心に、「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献」「大学運営」の各分野についての内部質保証を推進している。

「大学内部質保証推進委員会」は学長（委員長）、4名の副学長、大学事務局長、法人事務局長、3名の学長補佐、学長が指名する教職員の委員で構成しており、学部・研究科・部署等が行った自己点検・評価の結果を検証し、改善・向上のための支援を行う役割と権限を持っている。

現在の内部質保証体制は、第2次中期行動計画（2018-2022）の実行計画の一つとして内部質保証を推進するための体制整備を明記し検討を進めた。2021年12月に「内部質保

証に関する方針」及び「神戸学院大学内部質保証体制図」を策定し、その後、「神戸学院大学内部質保証推進規程」を始めとする諸規程を整備し、2022年度から新たな内部質保証体制の運用を開始している。また、本法人では、大学だけでなく、法人、附属中学校・高等学校を含めた内部質保証体制を法人全体として構築し内部質保証の推進に取り組んでいる。

本学では、全学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを定めて全学的な考え方を明らかにした上で、その下に、学部学科及び研究科のポリシーを定め、学内外に広く公表している。三つのポリシーを含めた教学に関する全学的なルール策定等は、全学的な教育の質的向上の推進を目的とする「全学教育推進機構」が主導し、全学部・研究科長等の議決の下、運営している。

本学の自己点検・評価は、主に中期行動計画の「年次達成度報告書」をもって行い、「年次達成度報告書」は学内システム「自己点検・評価マネジメントシステム」で管理、運用を行っている。

具体的には、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としての「内部質保証推進委員会」が実行責任部署長から提出された「年次達成度報告書」に基づき、内部質保証システムが有効に機能しているか、PDCAサイクルが適切に機能しているか点検及び評価を行っている。さらに客観的な立場から総合的な視点で本学における内部質保証の取組みを評価する「学外委員による内部質保証評価委員会」と個別の本学の特色ある取組みについての成果や意義を、客観的な視点から可視化する「神戸学院大学外部アドバイザー会議」により、本学関係者が見落としていた課題や改善の余地を見いだす機会とし、取組みをさらに発展させることに役立てている。

高等教育機関として社会に対する説明責任を果たし、教育の質向上を図るために、本学ウェブサイト等において教育情報の積極的な公表に努めている。また、「情報の公表」ページでは、教育研究活動や経営・財務の状況に関する情報を公表している。自己点検・評価結果については、認証評価結果とともに、中期行動計画の中期計画レベルで「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献」「大学運営」の分野ごとに達成度評価を本学ウェブサイトの「大学評価」ページで公表している。

第3章（基準3） 教育研究組織

（1）現状説明

点検・評価項目①	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性 ○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性 ○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性 ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

第1章で述べた本学の建学の精神「真理愛好・個性尊重」と理念・目的に照らして、本学では、合理的かつ民主的な組織体制を重んじて、教育と研究は一体の組織として構成している。すなわち、各学部・研究科が本学の教育研究組織の要である。具体的には、「学則」第2条に則して、各学部・研究科の目的に沿った次の教育研究組織を設置している（資料1-3【ウェブ】）。

学部名	学科名
法学部	法律学科
経済学部	経済学科
経営学部	経営学科
人文学部	人文学科
心理学部	心理学科
現代社会学部	現代社会学科
	社会防災学科
グローバル・コミュニケーション学部	グローバル・コミュニケーション学科
総合リハビリテーション学部	理学療法学科
	作業療法学科
	社会リハビリテーション学科
栄養学部	栄養学科
薬学部	薬学科

その他の教育組織等として、「学則」第2条の4（1）から（3）に定めるとおり、「共通教育センター」「教職教育センター」「キャリア教育センター」「学生の未来センター」を設置している（資料1-3【ウェブ】）。これらの教育組織等は、全学的な教育の質的向上の推進等を目的とする「全学教育推進機構」の下に設置しており、共通教育センター、教職教育センター及びキャリア教育センターは全学横断的な教育運営組織として、また、学生の未来センターは学生生活の継続に困難を抱えた学生の退学防止及び修学・就労支援組

織として設置している（資料 2-15）。

各センターの目的は各規則・規程のとおりである（資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3、資料 3-4）。このうち、学生の未来センターは、前述のとおり学生の厚生補導を行う組織であるため、後の第 7 章で触れる。

共通教育センターでは、法学部・経済学部・経営学部（データサイエンス専攻を除く）・人文学部・現代社会学部に入学した学生が、学部の専門分野を学びつつ、2 年次からスポーツについて理論と実践を多面的に学ぶことができる副専攻的プログラムである「スポーツサイエンス・ユニット」を運営している（資料 3-5、資料 3-6【ウェブ】）。

教職教育センターについては、その下に「教職教育センター委員会」を設け、教職課程及び博物館学芸員課程の運営に関する事項等について審議し、意思決定している（資料 3-7）。また、「教職教育センター委員会」の下に、審議事項を分担する組織として「教職課程小委員会」（教職課程を設置していない薬学部を除く全学部から委員を選出）を設けている。教職課程については、「教育の基礎的理解に関する科目等」を担当する教員と「教科及び教科の指導法に関する科目」を担当する科目担当教員で構成し運営している。

各学部学科は、本学の教育研究組織における縦軸であり、一方で、センター組織は、本学の教育組織における横軸、すなわち、学部横断教育における 3 本の柱と位置付けている。

これらの設置、改廃等については、教育研究に関する事項について審議する機関である「評議会」において行う（資料 3-8）。

研究科については、「大学院学則」第 4 条に、次の研究科を規定し設置している（資料 1-3【ウェブ】）。

研究科名	専攻名	研究科の修士課程、博士課程の別
法学研究科	法学専攻	博士課程
	国際関係法学専攻	修士課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
	経営学専攻	修士課程
人間文化学研究科	人間行動論専攻	博士課程
	地域文化論専攻	
心理学研究科	心理学専攻	博士課程
総合リハビリテーション学研究科	医療リハビリテーション学専攻	博士課程
	社会リハビリテーション学専攻	修士課程

栄養学研究科	栄養学専攻	修士課程
薬学研究科	薬学専攻	博士課程
食品薬品総合科学研究科	食品薬品総合科学専攻	博士課程

研究科の設置、改廃等、重要事項については「大学院委員会」において審議する（資料 3-9）。

この他にも、「神戸学院大学憲章」に掲げる「地域の住民・産業界と共に進化する大学」という目指す姿に沿った「地域研究センター」、心理学研究科の教育訓練及び研究機関である「心理臨床カウンセリングセンター」、食品薬品総合科学研究科が組織母体である「ライフサイエンス産学連携研究センター」、主に総合リハビリテーション学部、栄養学部、薬学部の研究者や学生・大学院生を対象に研究の深化を図る場を提供する「ロコモーションバイオロジー教育研究センター」をそれぞれ設置している（資料 3-10【ウェブ】、資料 3-11【ウェブ】、資料 3-12【ウェブ】、資料 3-13【ウェブ】、資料 3-14）。

前回（2017 年度）の認証評価受審以降の教育研究組織の改組に焦点をあてると、第 1 章でも述べたが、心理専門職の国家資格として法律が施行された公認心理師の養成を行うことを目的として、2018 年に人文学部人間心理学科を改組する形で「心理学部」を開設し、続く 2019 年には、人間文化科学研究科心理学専攻も改組し、「心理学研究科」を開設した（資料 3-15【ウェブ】）。

また、本学では、「専門職連携教育（Interprofessional Education: IPE）」に取り組んでいる。これは、保健医療福祉分野にかかわる専門職が連携し、患者・家族・利用者・地域中心のケアやサービスを実現し、向上していくために、複数の領域の専門職や学生が互いに学び合い、双方の理解や連携を深めていく学習法をいう。2010 年度に任意プログラムとしてスタートした後、2018 年度より正課授業の科目として位置づけており、2019 年には、心理学部、総合リハビリテーション学部、栄養学部、薬学部の 4 学部と神戸市看護大学が連携する現在の形へと発展した（資料 3-16【ウェブ】、資料 3-17）。センター組織とは異なる、本学の特徴的な保健医療福祉分野の学部横断型教育組織である。

最も近年では、2023 年度に経営学部経営学科に「データサイエンス専攻」を開設し、経営・会計専攻との 2 専攻化を図った（資料 3-18【ウェブ】）。

以上のことから、本学は多様で重層的な教育研究組織を構築することによって、今日の重要な社会的要請である、文理融合型の教育研究の実現に向けた改組を進めており、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であると判断できる。

点検・評価項目②	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性の点検・評価は、主に中期行動計画の「教育」「研究」「大学運営」分野、例えば「教育」分野の中期計画「学士課程教育の質的向上の推進」及び「大学院課程教育の質的向上の推進」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている（資料 1-36【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】）。

中期行動計画に基づく、組織改組等の改善・向上の実例として、中期行動計画（2013-2017）「大学運営」分野の実行計画「既存学部 of 整備と全学収容定員の再編を行い、新学部・新学科の設置を検討する」等に基づく 2018 年の心理学部設置、2019 年の心理学研究科の設置がある。

また、学長の諮問によりデータサイエンス教育プログラムの導入を検討するために 2019 年 11 月に副学長を座長とした「データサイエンス教育プログラム検討ワーキンググループ」を立ち上げ、2020 年 12 月に「神戸学院大学データサイエンス教育プログラムの検討について（答申）」を發し、その内容を受けて、2023 年に経営学部経営学科に「データサイエンス専攻」を開設した。これにより「経営・会計専攻」との 2 専攻化を図り、経営に関する理論と実践の体系的な学習を通じて得られた専門知識を広く社会に還元できる人材育成を行っている（資料 3-18【ウェブ】、資料 3-19）。

なお、第 2 次中期行動計画（2018-2022）「大学運営」分野の中期目標「学長のリーダーシップの下で、効率的で機動的な大学運営を行います」に基づき、2020 年 4 月に学長の下に「大学院再編検討ワーキンググループ」を發足し、その答申に基づき、修士（博士前期）課程を活性化し大幅定員割れを解消することや、研究者養成中心から脱却し「高い専門性と広い視野を持つ職業人」の育成への転換等について、大学全体で見直した。その進捗につき「経営企画関係自己点検評価委員会」で点検・評価を行い、大学院の改善向上を図った。2021 年 3 月にこのワーキンググループから提出された答申書への対応を「大学院委員会」で審議した。第 2 次中期行動計画（2018-2022）完了時には研究科の再編・定員割れの解消にまで至らなかったが、答申に基づく大学院の教育研究機能の向上を目指したカリキュラム改正や研究指導體制の改善につなげることができている（資料 2-34）。

くわえて、第 2 次中期行動計画（2018-2022）「研究」分野の中期目標「多様で優れた学術研究を奨励し、その成果を広く社会に還元するとともに、地域と連携した特色ある研究の拠点形成を推進します」に基づき、研究上の知的財産の管理及び活用等、産学官連携の推進を行うため、2021 年度に研究支援グループに「産学連携推進室」を設置し、産学連携コーディネーターを配置し、企業や、自治体等との研究上の連携を進めるための窓口を明確にした。

その他、中長期的な大学運営の観点から「総合企画会議」、また、カリキュラム見直しを行う過程等において「評議会」「大学院委員会」で教育研究上の目的を踏まえて審議を

行っている。

以上のことから、教育研究組織の適切性の定期的な点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについて、適切に行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

- 1) 全学教育推進機構の下に設置している、共通教育センター、教職教育センター、キャリア教育センターは、いずれも学部横断の教育研究組織であるが、その全てに専任教員（特任講師を含む）を配置することで、本学の教養・教職教育研究の基盤となっている点は長所・特色である（資料 3-20）。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学の学部・研究科は、建学の精神「真理愛好・個性尊重」と理念・目的に照らし、合理的かつ民主的な組織体制を重んじて、教育と研究を一体の組織として構成している。各学部・研究科は本学の教育研究組織の要であり、大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成とは適合していると判断できる。また、学部・研究科の他に7つの教育研究組織（センター）を設けている。「共通教育センター」「教職教育センター」「キャリア教育センター」は本学の教育研究組織における縦軸である学部学科に対して、学部横断教育を行う3本の柱として横軸と位置付けている。「地域研究センター」「心理臨床カウンセリングセンター」「ライフサイエンス産学連携研究センター」「ロコモーションバイオロジー教育研究センター」は主として各研究科を母体とするものである。これらは、本学の理念・目的を直接的に具現化するための学士課程教育や大学院教育を構成するものであることから、教育研究組織として適合している。

本学の教職課程は、その教育の質の向上を目的として、全学的な組織体制による「教職教育センター」を置き、さらに、その下に「教職教育センター委員会」を設け、教職課程及び博物館学芸員課程の運営に関する事項等について審議し、意思決定している。また、「教職教育センター委員会」の下に、審議事項を分担する組織として「教職課程小委員会」を設けている。これらは、教職課程を置く全学部の教員が運営に参画する組織であり、かつ機動的な運営体制であることから、教職教育の全学的な実施組織として適切である。

また、本学は、心理専門職の国家資格として法律が施行された公認心理師の養成を行うことを目的として、2018年に人文学部人間心理学科を改組する形で「心理学部」を開設し、続く2019年には、人間文化学研究科心理学専攻も改組し、「心理学研究科」を開設している。2018年には、「専門職連携教育（Interprofessional Education: IPE）」を正課授業に位置づけ、2019年には保健医療福祉分野4学部が連携する形となった。最も近年では、2023年に経営学部経営学科が「データサイエンス専攻」を開設し、経営・会計専攻との2専攻化を図っている。これらを加えた10学部8研究科によって、今日の重要な社会的要請である、文理融合型の教育研究の実現に向けた改組を進めていることから、教育

研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮は、十分にできている。

これらの教育研究組織について、本学は、「学則」及び「大学院学則」に規定する全ての教育研究組織を実行責任部署として、毎年、自己点検・評価を行っている。教育研究組織を点検・評価する指標について、主に中期行動計画の「教育」「研究」「大学運営」分野、例えば「教育」分野の中期計画「学士課程教育の質的向上の推進」及び「大学院課程教育の質的向上の推進」等に則して、より現実的な複数の観点で行っている。以上のことから、自己点検・評価結果に基づく改善・向上は、十分にできている。

第4章（基準4） 教育課程・学習成果

（1）現状説明

点検・評価項目①	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
評価の視点	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、「神戸学院大学学位規則」に、授与する全ての学位を規定した上で、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを定め、本学ウェブサイトを通じて社会一般に広く公表している（資料1-3【ウェブ】、資料4-1、資料4-2【ウェブ】）。また、学士課程及び大学院課程に、全学のディプロマ・ポリシーを定めて、その下に、学部学科及び研究科のポリシーを定めている（資料4-2【ウェブ】）。

学士課程では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力（思考・判断・表現）」「主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ態度（意欲・態度）」、大学院課程では、「知識・技能」「思考・判断・表現」「意欲・態度」と、それぞれ3つの要素に分けて明示している。これらは、どのような学部又は研究科であっても修得を求める能力であり、「学則」に定める目的にある「民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与する全人にふさわしい人物」に求める能力である。各学部学科及び研究科は、概ねこの文脈に沿ったポリシーを定めており、また、独自に求める能力があれば、あわせて定めている。

ディプロマ・ポリシーの適切性については、各教育課程において逐次見直しを実施している。直近3年においても、資料のとおり9つの学部・研究科がディプロマ・ポリシーを改正している（資料4-3）。例えば、経営学部では、2023年度から新たに経営・会計専攻とデータサイエンス専攻による教育課程の2専攻化を開始したことをふまえてディプロマ・ポリシーを見直した（資料4-4【ウェブ】）。また、大学院では、修士（博士前期）課程と博士後期課程それぞれの専攻における方針の明確化が課題と認識し、見直しが必要と判断した全ての大学院課程においてディプロマ・ポリシーの改正を実施し、2024年度入学生から適用する予定である（資料4-2【ウェブ】）。

また、ディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシーの改定にあたっては、全学的な教育の質的向上の推進を主たる目的とする教育組織である「全学教育推進機構」が、全学的な改定のルールを設けて、本学ウェブサイトへの広報時期や改正を適用する学生の入学年度管理等を行っている（資料2-15、資料2-16）。各学部・研究科のディプロマ・ポリシーは、本学ウェブサイトに加えて、「履修の手引」や「大学院履修要項」にも明記し、学生に周知を図っている（資料1-31、資料4-5）。

以上のことから、授与する学位ごとに卒業認定・学位授与の方針、修了認定・学位授与の方針を適切に定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
評価の視点	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、「神戸学院大学学位規則」に、授与する全ての学位を規定した上で、授与する学位ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、本学ウェブサイトを通じて公表している（資料 1-3【ウェブ】、資料 4-1、資料 4-6【ウェブ】）。また、学部・研究科ともに、全学のカリキュラム・ポリシーを定めて、その下に、学部学科及び研究科のポリシーを定めている（資料 4-6【ウェブ】）。

学部学科及び研究科のカリキュラム・ポリシーは、各教育課程の特色を重んじて、あえて定型化を行ってはいないが、年次や科目分野をもとに、学生が体系的な科目履修を理解できる記載内容とすることを共通認識としている。

本学の学士課程は、「学則」第 13 条に定めるとおり、共通教育科目と専門教育科目に分かれる（資料 1-3【ウェブ】）。共通教育科目は、全学的な教育の質的向上の推進を主な目的とする全学教育推進機構のもとに設置する共通教育センターが開講する科目であり、言葉や情報を理解し活用する能力を養成する「リテラシー領域」と、基礎的な教養を涵養する「リベラルアーツ領域」という 2 つの領域によって構成している。「リテラシー領域」には、言語分野、情報分野、基礎思考分野、高大接続分野、キャリア教育分野、国際化推進分野の 6 つの分野で構成し、「リベラルアーツ領域」には、神戸学院教養分野、地域学分野、芸術分野、スポーツ科学分野、ポーアイ 4 大学・TKK 共通教養分野の 5 つの分野で構成している。文理 10 学部を擁する総合大学としての教育環境を存分に活かした文理横断型の教養教育を実践している（資料 4-7【ウェブ】）。また、専門教育科目は、各学部の特色に応じた専門分野に根差して開講する科目であり、分野や部門、科目群、コースといった枠組みを設けて体系的な教育課程を構築している（資料 1-3【ウェブ】）。

授業形態については、大学設置基準第 25 条に則り、かつ「学則」第 13 条に定めた上で、学生にはシラバスの「授業の方法」を通じて、全授業の開講形態を周知している（資料 1-3【ウェブ】、資料 4-8【ウェブ】）。さらには、学生一人ひとりの履修の参考となるよう、「履修系統図」を作成している（資料 2-24【ウェブ】）。これは、科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を示すカリキュラムマップと科目の履修順序を示すカリキュラムツリーとを合成したものである。くわえて、「神戸学院大学学科履修規則」第 2 条に、各学部学科のディプロマ・ポリシーに示した学習成果に則した卒業要件を定めることによって、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの連関性を担保している（資料 4-9）。この他にも、本学の特徴的な取り組みとして、「カリキュラム・アセスメント」という手法を用いて、学生の学習成果を把握、自己点検・評価し、その結果をカリキュラム改善についてはカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの連関性の強化に活かしている（資料 2-14【ウェブ】）。

カリキュラム・ポリシーの適切性については、ディプロマ・ポリシーと同様に、各教育

課程において逐次見直しを実施している。直近3年においても、資料のとおり11の学部・研究科がカリキュラム・ポリシーを改正している（資料4-3）。例えば、現代社会学部では、2023年度から新カリキュラムを適用したことをふまえてカリキュラム・ポリシーを見直した（資料4-10【ウェブ】）。また、大学院では、修士（博士前期）課程と博士後期課程それぞれの専攻における方針の明確化が課題と認識し、見直しが必要と判断した全ての大学院課程においてカリキュラム・ポリシーの改正を実施し、2024年度入学生から適用した（資料4-6【ウェブ】）。

また、先述のとおり、カリキュラム・ポリシーを含む三つのポリシーの改定にあたっては、全学的な教育の質的向上の推進を主たる目的とする教育組織である「全学教育推進機構」が、全学的な改定のルールを設けて、本学ウェブサイトへの広報時期や改正を適用する学生の入学年度管理等を行っている（資料2-15、資料2-16）。

なお、ディプロマ・ポリシー同様、各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーは、「履修の手引」や「大学院履修要項」にも明記し、学生に周知を図っている（資料1-31、資料4-5）。

以上のことから、授与する学位ごとに教育課程編成・実施の方針を適切に設定し、公表していると判断できる。

点検・評価項目③	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・授業期間の適切な設定 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】） ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性を図るべく、全学教育推進機構から各学部・研究科へ「カリキュラム・チェックリスト」様式を提供している（資料4-11）。カリキュラム・ポリシーとそれに則した教育課程は、ディプロマ・ポリシー達成のために設計するものであるため、当該様式では、各学部・研究科が教育課程に担当する科目と各学部・研究科のディプロマ・ポリシーとの整合性をチェックするものとしている。

また、共通教育科目と専門教育科目の二つの軸からなる学士課程にあつては、順を追った履修となるよう、全ての科目において配当年次を定めて、教育課程の体系化を図っている（資料 4-9）。さらに、学士課程においては全学部で「履修系統図」を作成し公表している（資料 2-24【ウェブ】）。

本学の授業期間は、前後期ともに 15 週で構成し、定期試験期間を含めて前後期ともに 17 週、計 34 週である。授業期間を含む学年暦は、毎年、学部及び研究科における教務に関する全学的連絡調整を行う「教務委員会」で審議した後、教育研究に関する事項を審議する「評議会」において審議、決議する（資料 1-3【ウェブ】、資料 3-8、資料 4-12、資料 4-13）。

本学の授業科目は、卒業の要件により、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分かれることを「学則」第 13 条に定めている（資料 1-3【ウェブ】）。ただし、実際の科目履修においては、選択科目であっても配当年次において学生に必ず履修させることを目的とした「履修必修」を設定する科目もある。これは、卒業の要件にいう必修科目ではないため、仮に当該科目の単位を修得できなくとも、それが原因で留年が決定するものではない。

本学の授業科目の単位数は、大学設置基準第 21 条に則り、「学則」第 14 条に、各授業科目についての単位は、15 時間から 45 時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって 1 単位とする旨を規定している（資料 1-3【ウェブ】）。

近年急速に進行している入学生の多様化に対しては、共通教育科目では第 1 セメスター（1 年次前期）に入門科目を、また、第 1 セメスター（1 年次前期）～第 2 セメスター（1 年次後期）に高大接続分野科目として、高等学校から大学における専門教育科目への橋渡しである概論、基礎科目を開講し、高大接続を図っている。専門教育科目においては、全学部で基礎演習、入門演習といった初年次教育科目や、基礎的な専門教育科目を低年次に開講し、円滑な専門教育科目への早期の導入を図っている（資料 4-9）。

この他、本学では、学生の社会的自立に必要な能力を育成するための全学的なキャリア教育を行うキャリア教育センターを設置し、共通教育科目のキャリア教育分野において、初年次から複数のキャリア教育科目を開講している（資料 3-3）。第 1 セメスター（1 年次前期）では、さまざまな学部の学生とのグループワークを通して自己を発見し、大学生活で「やりたいこと」「やるべきこと」について考える「自己発見・大学生活」、第 2 セメスター（1 年次後期）では、企業から提示されたテーマ（課題）に取り組み、グループワークを通して、自らのリーダーシップスタイルを学ぶ「プロジェクト学習基礎」を開講している。第 3 セメスター（2 年次前期）以降では、主として業界研究に通じる授業科目を配当し、全学的かつ体系的なキャリア教育科目を開講している（資料 4-14【ウェブ】）。

このように、学士課程においては、「学則」をはじめとした諸規則をもとに教育課程設計を行うとともに、具体的な改善手法によって、その体系性を構築している。

また、大学院課程について、修士課程では、科目履修によるコースワークと、論文指導、実験、研究調査指導等の研究指導を中心としたリサーチワークを組み合わせる体系的なカリキュラム編成により、高度な専門教育を行っている。さらに、博士課程では、リサーチワークを中心に、深く専門分野を研究できるようになっている（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6、資料 1-7、資料 1-8、資料 1-9、資料 1-10、資料 1-11）。

以下は、学部・研究科における状況の例示である。

人文学部

人文学部のカリキュラム・ポリシーでは「共通教育科目」（主に1・2年次）、「学部共通科目」（1～4年次）、「人文の知科目群」（1年次及び2・3年次）、「人文学専門科目群（人間探究科目群、言語・文学科目群、人と社会と自然科目群）」（主に2・3年次生）、「キャリア科目及び教職教育に関連する科目」（1～4年次）に大別して教育内容を規定している（資料4-15【ウェブ】）。人文学部の教育課程はこの方針に従って科目を配置し、必修科目・選択科目の指定を行っている（資料4-5 pp. 651-652、pp. 678-680）。

卒業所要単位数は「共通教育科目」が30単位以上であるのに対して、「専門教育科目」は80単位以上であり、卒業所要単位が全体として124単位であることから考えれば、最低でもその4分の1近くが「共通教育科目」に割り振られていることになり、十分にバランスの取れた配分であると判断できる（資料4-5 pp. 678-680）。

専門教育科目のうち、「学部共通科目」はカリキュラム・ポリシーに示しているとおり、年次ごとに「大学での学習に必要な技能や知識を身につけさせる」（1年次）、「さまざまな分野における実践的能力・情報収集力・情報発信力・分析力を身につけさせる」（2年次）、「専攻分野の深い専門知識と実践的な技能を身につけさせる」（3年次）、「習得した深い専門知識と実践的な技能を用いて、自らが設定した課題を探究し、議論をとおしてその成果を卒業研究にまとめさせる」（4年次）という教育内容を設定している（資料4-15【ウェブ】）。実際の教育課程では、これに対応するかたちで、「入門人文演習」「基礎演習」（1年次）、「実践演習Ⅰ、Ⅱ」（2年次）、「専攻演習Ⅰ、Ⅱ」（3年次）、「卒業研究演習Ⅰ、Ⅱ」（4年次）といった科目を置き、すべて履修必修科目に指定している（資料4-5 pp. 651-652）。学生は4年間一貫してこれらの科目を履修する必要がある、学年を追うごとにその内容はより高度なものになっていくという点から、こうした「学部共通科目」については十分な体系性・順次性を有していると判断できる。特に「卒業研究」に関する課程編成では1年次から4年次まで少人数のゼミ形式で深化・発展するように編成している（資料4-5 p. 655）。

専門教育科目のうち、「人文の知科目群」はカリキュラム・ポリシーの「人間をとりまく文化や社会に関する基礎的な知識を習得させる」「異なる分野の知識が相互に関連することを理解させる」「専門的な知見や未知の分野の問題に対し、既習の知識と自らの経験を活用して、より深く学ぶ意欲と態度を身につけさせる」といった教育内容を意図した科目群である（資料4-15【ウェブ】）。主に、1年次生を対象とした「人文の知」は専門領域の異なる3名の教員がオムニバスで授業を行う科目であり、「異なる分野の知識が相互に関連することを理解させる」ことを主眼としている。他方、2・3年次生を主たる対象とする「人文の知専門講義」では教員がより自らの専門的な知見に基づいた講義を実施し、「専門的な知見や未知の分野の問題に対し、既習の知識と自らの経験を活用して、より深く学ぶ意欲と態度を身につけさせる」ことを主眼としている。「人文の知科目群」では、科目群全体で卒業所要単位数を設定するだけでなく、「人文の知」のみの卒業所要単位数を設定しており、学生が必ず「人文の知」を履修した上で「人文の知専門講義」等のより高度な授業を履修するように教育課程を編成している（資料4-5 pp. 651-652）。このように「人文の知科目群」は1～3年次を対象としつつ、年次を追うごとにより専門的な内容

に触れられるよう課程編成上の工夫をしており、十分な体系性・順次性を有していると判断できる。

専門教育科目のうち、「人文学専門科目群」は「人間探究科目群」「言語・文学科目群」「人と社会と自然科目群」から構成しており、カリキュラム・ポリシーにおいて「さまざまな学問分野の専門的な知識と経験を基盤にした豊かな教養を身につけさせる」ことを教育内容として設定している（資料 4-15【ウェブ】）。「言語・文学科目群」は言語、文学に関する科目群であり、言語を通じて人間がいかなる表象行為を行っているかという問題意識を軸としている。他方、「人と社会と自然科目群」は人間が生きる自然・社会環境や歴史に関する科目群であり、人間がどのような「場」に身を置いているか、あるいは人間がいかなる時間の流れのなかに存在しているか、という問題意識を軸としている。人文学部ではこれ 3 つの観点を「象徴軸」「空間軸」「時間軸」として捉え、その中間部分に人間の存在そのものを哲学、教育学、芸術学、比較文化などの視点から検討しようとする「人間探究科目群」を置くことによって、人文学部の諸領域をバランスよく網羅し、多様な分野から総合的に人間を把握することが可能になると考えている（資料 4-5 p. 654）。また「人文学専門科目群」に属する科目は、2 年次対象の科目と 3 年次対象の科目に区分し、「人文学専門教育科目一覧表」によって科目名の異なる科目がどのように接続しているのかを明示している（資料 4-5 pp. 651-652）。この点において「人文学部専門科目群」は人文学という多様で幅広い分野を学ぶ上で十分な体系性と順次性を有していると判断できる。

専門教育科目のうち、「キャリア科目群」についてはカリキュラム・ポリシーに「自立した社会人への成長を支援し、社会で勤労するための基本的能力を備えさせる」と教育内容を規定している（資料 4-15【ウェブ】）。これに基づき、1 年次に「キャリア形成入門」、2 年次に「キャリア形成講義」を設置し、1・2 年次段階で自らのキャリア形成について考えさせる機会を設けるとともに、2・3 年次には「キャリアトレーニング特別講義」を設置してキャリア形成のために必要な実際の訓練の場を提供している。さらに 4 年次には「キャリアスタート」を設置して、職業人として社会に出て行く前に必要になる知識・技能・態度の修得が可能になるよう、十分に配慮して教育課程を編成している（資料 4-5 pp. 651-652）。以上から、「キャリア科目群」については十分に体系的かつ順次的な教育課程であると判断できる。

初年次教育としては 1 年次前期に「人文入門演習」を開講し、新入生全員が履修するよう規定している。この科目は大学生活の入門や図書館の活用、人権教育等に加え、レポート作成のための力量形成を図る内容となっている（資料 4-16【ウェブ】）。

薬学部

カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性について、薬学部薬学科の教育課程は、「教育研究上の目的」「カリキュラム・ポリシー」と、文部科学省の「薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）」を基盤として編成しており、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性はとれている（資料 4-5 pp. 1608-1611）。

教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮について、1 年次、2 年次では基礎科目を中心に開講し、その後、3 年次、4 年次では、医療薬学系科目、衛生薬学系科目等を開講している。また、5 年次には臨地実務実習を開講し薬剤師としての知識・技

能・態度を習得させている。さらに、4年次から6年次には卒業研究を開講し、課題対応能力を身につけさせている。くわえて、医療人としての倫理観や薬剤師としての責任感を習得する科目として「早期体験」「ヒューマニズム」「コミュニケーション」「多職種連携実践」「医療の中の薬学」「社会の中の薬学」などを開講している（資料4-5 pp.1610-1611、資料4-17、資料4-18【ウェブ】、資料4-19【ウェブ】、資料4-20【ウェブ】、資料4-21【ウェブ】、資料4-22【ウェブ】、資料4-23【ウェブ】、資料4-24【ウェブ】、資料4-25【ウェブ】、資料4-26【ウェブ】）。各分野における学習内容は、学年進行に伴い深化するように配当している。また、教育課程の体系を視覚化できるよう「カリキュラムツリー」「カリキュラムマップ」を明示している（資料4-17）。これらの資料は、「薬学部を学ぶにあたって」に収録しており、2023年の後期授業開始時に全学生に配付した。6年間使うことを前提としているため、2024年度は新入生に前期履修ガイダンス時に配付する予定である。このように科目を適切に組み合わせ、学位課程にふさわしい教育課程を編成している。また、学生が専門分野を深く学ぶために、各科目は年次や学期によって適切に配当している。さらに、学生による授業アンケートや「コンピテンシーアンケート」を用いて、教育課程を検証できる体制を整備し2023年度から活動を開始している（資料4-27）。

個々の授業科目の内容及び方法（必修、選択等）について、専門教育科目のうち、知識に関する科目を「選択必修科目群」として講義形式にて、知識・技能・態度に関する科目を「必修実習・演習群」として講義、実習・演習形式にて、また、アドバンスト的内容を含む科目を「選択科目」として講義・演習形式にて開講している。さらに、語学（英語）教育科目を共通教育科目言語分野に加え、薬学専門科目においても「選択語学群」「必修語学群」として開講している（資料4-5 p.1586、pp.1608-1609）。

初年次教育、高大接続への配慮について、高大接続への配慮から1年次の共通教育科目において高大接続分野中に「生物学概論Ⅰ」及び「化学概論Ⅰ」を開講し、専門科目への円滑な導入を促している（資料4-5 pp.1583-1601、資料4-28【ウェブ】、資料4-29【ウェブ】）。また、「実習Ⅰ」では科学への興味を高めるとともに、「文書表現Ⅰ」「ICT実習Ⅰ」などの科目において文書の作成やレポート作成法についても学んでいる（資料4-30、資料4-31【ウェブ】、資料4-32【ウェブ】）。これら開講科目を通して、高校から大学への学びがスムーズに進むよう配慮している。くわえて、薬学で学ぶ動機づけを促すため「薬学への招待」「早期体験」等の科目を開講している（資料4-33【ウェブ】、資料4-18【ウェブ】）。入学後の新入生行事の一つとして「チームビルディングプログラム（TBP）」を実施し、同学年の学生間やスチューデント・アシスタント（SA）（以下「SA」という。）として参加している上位学年の学生との人間関係の構築を促している（資料4-34、資料4-35）。その他に薬学部自治会による「新入生なんでも案内」を新入生行事期間に開催し、新入生が上級学年に相談、交流できる環境を整備している（資料4-36）。

1年次では、専門科目の講義回数が中間となる時点において「到達度確認試験」を実施し、学習状況の把握に努めている（資料4-37）。さらに、到達度確認試験や定期試験の前後に担任との懇談を実施し、学習状況を学生とともに確認している（資料4-38、資料4-39）。くわえて、薬学教育部門に「初年次教育指導室」を設置し、学生が大学における授業や生活に順応できるよう支援する体制を整えている（資料4-40）。

教養教育は、共通教育科目として開講しており、1年次及び2年次の前後期の計4つの

セメスター（学期）で履修可能であり、2年次生から3年次生への進級所要単位において、共通教育科目から16単位以上を修得することとしている（資料4-5 p.1620）。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について、1年次では、前述のとおり「早期体験」を開講し、薬学を学ぶ動機づけを目的とするとともに、医療人としての豊かな人間性と高い倫理観、広い教養をもち、人の命と健康的な生活を守る使命感、責任感を涵養している（資料4-18【ウェブ】）。2年次では「医療の中の薬学」において、医療人として、豊かな人間性と高い倫理観、広い教養をもち、人の命と健康的な生活を守る使命感、責任感を養うために、薬剤師、医師、看護師、患者による講義を行っている（資料4-25【ウェブ】）。また、3年次では「社会の中の薬学」において、患者・生活者の視点に立って、病気、薬の副作用、健康被害について理解するとともに、社会での薬剤師の活動について学ぶ講義を開講している（資料4-26【ウェブ】）。さらに、前述のとおり各職種の業務や役割、多職種連携の方法について理解し、実践していく基盤を養うことを目的とし、「多職種連携実践」を開講している（資料4-21【ウェブ】、資料4-22【ウェブ】、資料4-23【ウェブ】、資料4-24【ウェブ】）。くわえて、5年次に開講している臨地実務実習では、医療現場で5か月間の実践的な学びを行い、薬剤師として必要な知識・技能・態度を修得するための教育を行っている（資料4-41【ウェブ】、資料4-42【ウェブ】）。

この他、学士課程における特徴的な教育課程編成の取り組みを2点、例示する。

グローバル・コミュニケーション学部

3年次前期に、海外あるいは実社会を実際に経験し、グローバル・コミュニケーションの重要性を体験的に理解する。学生は、この準備として、海外語学研修、企業インターシップの前後に「基礎科目」「共通教育科目」「基本語学」と「実践語学」等の授業で、基礎となる教養や語学力を養う。また、「学部・各コース講義」を配置し、より専門性を高め、グローバル・コミュニケーションを実現できるようにしている。さらには、「事前研修」と「フォローアップ」を用意して、現地研修の成果をより確実なものにしている（資料4-5 p.1130）。

現地研修（留学先）の開拓、拡充を行い、ケンブリッジ大学（イギリス）、エクセター大学（イギリス）、ヨーク大学（イギリス）、セントラルワシントン大学（アメリカ）、カルガリー大学（カナダ）、ヨーク大学（カナダ）、ビクトリア大学（オーストラリア）、サザンクロス大学（オーストラリア）、ワイカト大学（ニュージーランド）、オークランド大学（ニュージーランド）、北京語言大学（中国）、武漢大学（中国）、暨南大学（中国）、文藻外語大学（台湾）と連携し、実践的な外国語運用能力の向上を図っている。また外国人留学生を対象とする日本語コースではアジア諸国を中心として留学生の受け入れを積極的に行っている。国際都市「神戸」に所在する大学としての強みを生かした「世界と繋ぐグローバル人材育成」の推進に向けた取り組みとして着実に成果を上げている（資料4-43【ウェブ】）。

教職課程

教職教育課程では、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則に則って教員免許状取得に必要な科目を開設している。

「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「教科及び教科の指導法に関する科目」については、ほとんどの科目が学部の専門教育科目であり卒業所要単位数にも含んでいるため、学部の専門知識を学びながら教員免許状取得に必要な単位を修得できる仕組みとなっており、教育の基礎知識だけではなく、学部の専門知識も教育現場に活かすことが可能である（資料 4-5 pp. 1761-1784）。

次に、大学院課程について例示する。

心理学研究科

心理学研究科心理学専攻の修士課程においては、心理専門職の国家資格である公認心理師の養成を行う。博士後期課程では心理専門職の指導的役割を果たす人材の育成を行うため、カリキュラム・ポリシーに基づき、次のとおり教育課程を体系的に編成している。

修士課程の授業科目は、「専門基礎科目」及び「公認心理師必須科目」から成り立つ。専門基礎科目においては、心理学研究法に関する講義科目及び演習科目を開設している。演習科目では、修士論文の作成を中心に指導している。演習は複数の教員が担当しており、学生が必要な科目を体系的に履修することができるように編成している。修士課程では、1年次に修士論文の中間報告会、2年次に修士論文発表会を行い、修士論文の質を保証するため、きめ細やかな研究指導体制をとっている。公認心理師必須科目は、心理学の実践的科目である講義科目と学内実習と学外実習を並行して行う実習科目を開設している。また、「神戸学院大学大学院心理学研究科公認心理師必要科目履修規程」を定めている。この規程は、「大学院学則」第7条第3項に基づき、心理学研究科における、公認心理師法及び同法施行規則に定める、大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目並びに、そのうちの心理実践実習の履修方法及び時間数等を定める。公認心理師必須科目における講義科目として、公認心理師に必要な5分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）における心理支援実践を学習する科目群と「心理的アセスメントに関する理論と実践」など心理支援の理論と実践を総合的・応用的に学習する科目群を開設している。公認心理師必須科目における実習科目は学内の心理臨床カウンセリングセンターで実施する「心理実践実習Ⅰ～Ⅳ」と学外施設で実施する「心理実践実習A～D」を開設している。博士後期課程の開設科目はコースワークである「特別研究科目」及びリサーチワークである「特別演習科目」を設けている（資料 1-31 pp. 100-102）。

修士課程のみ科目により履修できる年次を定めており、特に指定がない限り、配当年次より上級年次でも履修することが可能である。修士課程及び博士後期課程の開設授業科目及び単位数と基準は「神戸学院大学大学院心理学研究科規則」で定めている（資料 1-7）。修士課程における2年間の標準的学習課程及び博士後期課程における3年間の標準的学習課程を「大学院履修要項」及び本学ウェブサイトに示している（資料 1-31 pp. 98-102、p. 107、資料 4-44【ウェブ】）。

教育課程の適切性と内容の検証の責任主体として、「教育・研究委員会」を年に数回開催している（資料 4-45）。また、組織的な研修・研究の機会として、「心理学研究科FD研修会」を定期的で開催し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、そしてアドミッション・ポリシーに基づく教育方法の適切性と改善について検討している。その結果のまとめを「研究科委員会」に文書で提出している（資料 4-46）。これらの進捗等は、「心理学研究科自己点検評価委員会」が年間にわたって確認している。

総合リハビリテーション学研究科

医療リハビリテーション学専攻修士課程

総合リハビリテーション学研究科医療リハビリテーション学専攻修士課程はカリキュラム・ポリシーに従って次のとおり教育課程を体系的に編成している。

カリキュラム・ポリシーの「1. 豊かな人間性と高い教養を身につけるために、細分化された医療リハビリテーション学領域に通ずる横断的な共通科目を設定している。」及び「2. 医療リハビリテーション学領域における専門知識を涵養することを目的に専門科目を設定している。」に従い、選択科目として、「総合リハビリテーション学特論A・B・C・D」「データサイエンス」「英語科学論文の構成と書き方」「統計学特論」「医療教育学特論」「医療教育学特論演習」「基礎生体機能・病態解析学特論」「脳・精神・神経機能学特論A・B・C」「身体機能・運動解析学特論A・B」「生活・環境支援学特論A・B」を設定し、学生が社会リハビリテーション学専攻の教員も含めて、多くの教員の講義を選択することを可能にしている。「3. 医療リハビリテーション学領域の未知の課題を創造・解明しうる研究指導体制を構築している。」及び「4. 医療リハビリテーション学領域における新規性を有する発表・論文を立案、涵養、検証する仕組みを入学時から導入している。」のため、「研究法特論」「研究倫理学特論」「統計学特論」を設定し、うち前2科目を必修としている。また、「5. 教育者、研究者、指導者として多職種と連携する学際的能力を涵養するために、共通科目ならびに専門科目を編成している。」の目的のために、「医療教育学特論」「医療教育医学特論演習」を設けている（資料 1-31 p. 120）。

教育課程の編成にあたっての体系性・順次性への配慮について、理学療法士・作業療法士の資格を持つ専門職を主に対象とした課程であるため、アドミッション・ポリシーに、「医療リハビリテーション学領域における幅広い知識を有している人」「志望分野に関する専門的知識を有している人」という項目を定めている。このため、「研究法特論」を必修として、初年度の前期に設定している。後期に「医療倫理学特論」「統計学特論」「英語科学論文の構成と書き方」を配置し、体系的に研究方法についての知識が獲得できるようにしている（資料 1-31 p. 120）。なお、職業倫理の涵養への配置を目的として、「研究倫理学特論」、専門の職業を取り巻く状況への配慮した科目として、「医療教育学特論」を設けている。

単位制度の主旨に沿った単位の認定について、多くの単位の認定は、オンラインあるい

は対面で講義を聴講した上で、レポートを提出しその内容について議論することを単位認定することで、双方向性を確保している。それ以外に、「研究法特論」では、研究についての基本原則についての講義を聴講した後、課題として研究計画書又は研究進捗報告書の作成を課して、研究進捗報告書については、研究進捗状況発表会において、担当教員を含む研究科教員からの意見を受け、指導教員と担当教員が評価する形で単位認定を行っている（資料 4-47【ウェブ】）。同様に、「研究倫理学特論」では倫理審査用の研究計画書等の申請文書や研修会の受講証明等の課題の達成状況も評価項目に含めている（資料 4-48【ウェブ】）。「医療教育学特論」では、「専門分野の教員がそれぞれの課題と展望を呈示し、教員を交えて大学院生同士で討議し、討議内容を踏まえて、各大学院生が『望ましい保健・医療・福祉教育学』をレポートとしてまとめる」ことで単位認定を行う（資料 4-49【ウェブ】）。

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等について、コースワークとして、前述のように必修科目として「研究倫理学特論」「研究法特論」を設置し、選択科目として「総合リハビリテーション学特論 A・B・C・D」「統計学特論」「医学教育学特論」「医学教育学特論演習」「基礎生体機能・病態解析学特論」「脳・精神・神経機能解析学特論」「生活・環境支援学特論 A・B」などを設定し、講義や演習を通じて専門知識を学び、リサーチワークとして、入学前から大学院生ごとに決定している指導教員によって、研究活動を行って修士論文を作成することを修了認定の要件としている。

「研究法特論」では、講義を聴講した後に、研究計画書又は研究進捗状況報告書を指導教員と共に大学院生に制作させている。同様に、「研究倫理学特論」では、指導教員と共に、大学院生に倫理審査用の研究計画書等の申請文書の作成させている。最終的には、指導教員の指導のもとで、研究活動を行い、修士論文を作成し、論文審査を受けること、すなわちリサーチワークの完成が修了認定に必要なとなっているが、それに必要なコースワークを必修とすることで、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせている。

学生の社会的及び職業的自立に必要な能力を育成するための教育の適切な実施について、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正により、理学療法士及び作業療法士である専任教員には、免許を受けた後 5 年以上理学療法・作業療法に関する業務に従事し、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を 4 単位以上修め、当該大学を卒業している、又は免許を受けた後 3 年以上理学療法に関する業務に従事し、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を 4 単位以上修め、当該大学院の課程を修了していることが要求されることとなった。これに対応して、修士課程及び博士後期課程で「医療教育学特論」及び「医療教育学特論演習」を設け、学部教育で教育学に関する科目を修めていない学生に配慮している（資料 1-31 p. 120）。

医療リハビリテーション学専攻博士後期課程

総合リハビリテーション学研究科医療リハビリテーション学専攻博士後期課程は「基礎生体機能・病態解析学」「精神・身体機能・運動解析学」「生活・環境支援学」の 3 分野を置き、各分野に指導教員を配置して、多様な学生のニーズに応えている。

開講授業科目は「専門基礎科目」5 科目と「専門科目」10 科目であり、「専門基礎科目」は主としてコースワーク、「専門科目」は主としてリサーチワークに資する科目構成

としている（資料 1-31 p. 122、p. 136）。

以上が、学部・研究科における状況の具体例である。これらの教育課程に対して、本学の全学内部質保証推進組織である「大学内部質保証推進委員会」は、各学部・研究科が担う中期行動計画の中期計画「学士課程教育の質的向上の推進」のもとにある実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的な PDCA の実施」及び中期計画「大学院課程教育の質的向上の推進」のもとにある実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的な PDCA の実施と三つのポリシーのステークホルダーへの周知」等を通じて、全学的観点から自己点検・評価の結果を検証し、「学外委員による内部質保証評価委員会」での評価をふまえて、長所及び改善・改革策の提示、運営支援並びに改善指示・指導を行い、改善向上につなげている（資料 1-36【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】）。また、本学で実質的な教学マネジメント機能を担っているのは、全学的な教育の質的向上の推進を主な目的とする「全学教育推進機構」である。これは、学士課程及び大学院課程の構築及び推進や全学に関わる教育システム・教育の評価方法の開発、支援及び提案、教育の評価方法の開発、支援及び実施にはじまり、全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）（以下「FD」という。）や教学 IR も実施する教職協働の組織である。機構長は、学長の指名する教学担当の副学長が務め、全学部長及び研究科長が委員である「全学教育推進機構会議」での審議・決議を経て、主として、学士課程教育及び大学院課程教育に関する重要事項について全学的な意思決定を行っている（資料 2-15）。

近年の教学マネジメントに関する事例では、三つのポリシーの改定ルール策定・提案にはじまり、後述する「カリキュラム・アセスメント」の枠組みである「アセスメント・プラン」の策定・提案とアセスメントの具体的手法に関する資料作成・提供、全学的な成績平準化の目安の策定・提案等がある（資料 4-50、資料 4-51、資料 4-52、資料 4-53）。また、後述の「学士課程・大学院課程共通シラバス作成マニュアル」の策定・提供も行っている（資料 4-54）。こうした活動のうち、教学データを用いた施策立案については、同機構の事務をつかさどる全学教育推進グループに置く「教学 IR 室」が担っている（資料 4-55）。こうした全学的な教学改善の取組みは、「全学教育通信」にまとめて発行し、学内外に広報・周知している（資料 4-56【ウェブ】）。

以上のことから、適切に教育課程編成・実施の方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

点検・評価項目④	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価

	<p>方法及び基準等の明示) 及び実施 (授業内容とシラバスとの整合性の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 (教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等) ・ 学習の進捗と学生の理解度の確認 ・ 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・ 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 (【学士】) ・ 研究指導計画 (研究指導の内容及び方法、年間スケジュール) の明示とそれに基づく研究指導の実施 (【修士】【博士】) ・ 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり (教育の実施内容・状況の把握等)
--	---

本学の学士課程では、「神戸学院大学学科目履修規則」第4条に、全学部学科等において、セメスター (学期) ごとの履修登録の単位数上限である「履修制限」を規定している (資料4-9)。栄養学部、薬学部以外では、年間の履修登録単位数が50単位未満となるよう上限を定めているが、人文学部の2年次以上で、かつ履修科目を登録する時点における通算GPA (Grade Point Average) が3.3以上の者は当該学期につき26単位、心理学部の2年次以上で、かつ履修科目を登録する時点における通算GPAが3.0以上の者は当該学期につき28単位以内とし、履修制限の緩和措置を設けている。なお、教職科目と博物館学芸員課程、すなわち資格に関する資格科目については、履修可能な学部いずれにおいても履修登録単位数の上限に含めていない。前期・後期に行う履修ガイダンスの際に各学部及び資格科目の履修の手引を用いて、履修単位の上限設定の必要性和事前事後学習等の重要性について全学部で説明を行っている (資料4-5)。また、2023年度中には、2022年度学士課程在籍学生の履修登録単位数集計資料を教学IR室が作成し、各学部へ配付し、状況の把握を行っている (資料4-57)。さらに、2024年度からは、教務センターによる情報に基づき、全学部同一の様式を用いて、各学部の教授会において当該学部の対象者についての履修状況・情報を学部構成員で共有・把握のうえ、面談等学生への支援の要否について審議し、必要と判断する場合には、学生に対して面談等必要な対応を行うように大学全体で組織的に対応する予定である (資料4-58)。

学期開始前には、各学部の「教務委員会」委員と教務センター職員の教職協働による「履修ガイダンス」を実施している。コロナ禍においては登学できない学生への配慮として、同時双方向配信やオンデマンド等を活用して実施した (資料4-59)。大学院においても研究科ごとに新入生、在学生に対して個別に履修ガイダンスを行っている (資料4-60)。

15週にわたる授業期間を確保する観点から、休講した授業に対しては補講の実施を徹底している。

シラバスについては、全学教育推進機構が作成した「学士課程・大学院課程共通シラバス作成マニュアル」を、教務センターから各教員へのシラバス作成依頼と同時に配付し、かつシラバス入力システムのレイアウトを共通化しているため、内容は全学的に統一したものとなっている（資料4-54）。シラバスの内容（項目）は、主に次のとおりである。

授業の方法、授業の目的、到達目標、授業のキーワード、授業の進め方、履修するにあたって、授業時間外に必要な学習、提出課題など、成績評価方法・基準、テキスト、参考図書、授業計画

授業外学習や学習課題に関しては、マニュアルを参考に、目安となる学習時間も含めてシラバスにあらかじめ明示している。また、そのフィードバックについては、授業担当教員が授業時やLMS（学習管理システム：Learning Management System）（以下「LMS」という。）等を通じて適切に行われるようにしている。

各教員が作成したシラバスは、その後、シラバスチェックを行う。その手法については、各教育組織のあり方や教育の特色が様々であることに鑑みて、全学的に統一することはしていない。一例として、現代社会学部では、教授会内で、シラバスの記載内容を教員同士がチームでチェックしあい、教育の質、学部の教育目的、カリキュラムとの適合性、学生の主体的な学習参加の可否、教育課程に応じた到達目標、成績評価の明確性等の観点から確認している（資料4-61）。具体的には、チームで「シラバスチェック報告シート」をチェック対象教員ごとに作成し、シラバス修正が必要な対象教員には学部長名で修正依頼を行っている。他にも、人文学部では、「シラバス記載内容の適正性に係る第三者チェックに関する内規」を設けて組織的にチェックに取り組んでいる（資料4-62）。具体的には、学部長が、教授会の議を経て、各科目群代表教員及び「教務委員会」委員に対してシラバスチェックを依頼する。各科目群代表教員及び「教務委員会」委員が改善等を要すると判断したシラバスがあった場合、学部長は、期限を定めて、当該授業担当教員に対してシラバスの記載内容の修正を指示する。薬学部でも同様に内規を設けて取り組んでいるが、それに加えて明確なチェックリストを作表し、組織的なチェックに取り組んでいる（資料4-63）。

シラバス改訂については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大による授業形態変更のため、授業開始後にシラバス改訂を行うこともあったが、2023年度以降は原則として授業開始後はシラバス改訂をしないことを「教務委員会」で決議し、適切にシラバス公開を行うこととした（資料4-64）。やむを得ず、授業担当教員がシラバスを編集期間後に修正する場合は、所属学部・センターの「教務委員会」委員を通じて教務センターへ連絡し対応している。また、学生への変更内容の周知については、原則として授業担当教員が対面授業時又はLMS等を通じて適切に行う。なお、シラバスと実際の授業との整合性については、後述する授業アンケートの設問2「あなたは、この授業が最初の授業で説明されたシラバスに沿って進められたと思いますか」との問いで確認し、授業担当教員が自己点検できるようにしている（資料4-65【ウェブ】）。

授業では、実習科目や語学科目等、一部の授業形態において、教育効果の向上を促進する観点から、受講人数の上限設定し抽選により受講者を決定している（資料4-66）。

授業期間中は、全学部の専任教員がオフィスアワーを設けて、学生からの学習に関する相談を受けている（資料4-67）。本学では、指導教員制をとっており、指導教員は自身の担当学生からの生活相談も受け持っている。

また、教職教育センターでは、小・中学校や高等学校で実際に教諭として勤務していた経験のある指導員が免許教科ごとに日替わりで教職課程を履修する学生をサポートする「教職教育サポート室」を設置している。2020年度からは教職課程の3年次生と4年次に「メンター制度」を導入しており、教職教育サポート室の指導員による指導を通して、教員採用試験の合格に求められる学力や教師としての資質を高めている（資料4-68 pp.42-43）。サポートの一環として、6月には教員採用試験1次試験対策講座である集団討論・集団面接講座を、8月には教員採用試験2次対策講座である模擬授業対策講座を、11月には基礎学力養成講座を、2月には教員採用試験対策講演会及び模擬授業練習会をそれぞれ開催している（資料4-69）。

以下は、学士課程における各学部等の特色ある授業運営の例示である。

共通教育センター

英語を専門としない学生に対し、英語力のひとつの指標である「TOEIC 600点」をクリアすることを目標として、正課授業において「神戸学院カレッジ」を開講している。ただ英語のスキルを高めることだけが目的ではなく、複数の学部学科生が集い、学部を超えた交流から所属学科以外の知識・情報も幅広く学び、自らコミュニケーション能力を磨くことも目標のひとつとしている（資料4-70【ウェブ】）。学習成果として、2023年度現在、TOEIC 600点をクリアした学生は、1年次生0名（在籍31名）、2年次生5名（在籍20名）、3年次生9名（在籍12名）、4年次生9名（在籍15名）で、計23名（在籍78名）であるが、資料にあるとおり、在籍学生の得点の平均伸び幅が、2年次生においてはプラス92点、3年次生においてはプラス62点と非常に大きく、より重要な学習成果である（資料4-71）。

キャリア教育センター

共通教育科目のキャリア教育分野の1年次後期に「プロジェクト学習基礎」という科目を開講している。学生は、学部混成でグループを組み、企業に提示されたテーマ（課題）について、自ら情報収集を行い、ディスカッションをし、課題解決の提案を行う。協力企業は、何れも地元神戸に密着した企業であるため、学生にとっては地域の課題を知ることにもつながっている（資料4-14【ウェブ】）。学生たちは課題解決の提案を行うため、授業時間外にもグループ内での調整や情報収集に時間を要する。授業時間内は対面でのディスカッションが中心となることから、「反転授業」としての性質を強く有している。

法学部

1年次から4年次までの全学年及び全セメスター（学期）において演習科目を開講している。具体的には、1年次前期に「基礎演習A」、1年次後期に「基礎演習B」、2年次に「演習I」、3年次に「演習II」、4年次に「演習III A」「演習III B」を設けている。演習

科目は、履修者 20 名程度の少人数編成の下、学生の報告に基づくディスカッションや学生によるグループワーク等の形式で実施し、教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保を図っている。2 年次以降の演習科目においては、学生自らが学びたい研究テーマに基づき演習担当教員を選択し、当該教員の指導の下で 2 年次から 4 年次にかけて自らが選択した研究テーマに主体的に取り組むことを求めている。演習によっては、学生の主体的参加や主体的学びを促す方法として、模擬裁判、討論会、各種施設の見学、合宿などを実施し、ゼミの運営に学生が主体的に関わることを通じて、単なる学習にとどまらない主体的な学びを実践する機会としている（資料 4-5 p. 81、資料 4-72）。これら演習科目に加えて、学部主催の行事として、法律討論会や刑法討論会、各種講演会、シンポジウムなどを開催し、学生による主体的な学びの場を積極的に提供するよう努めている（資料 4-73【ウェブ】、資料 4-74【ウェブ】、資料 4-75【ウェブ】）。

経済学部

1 年次に履修しなければならない履修登録指定科目である「入門ミクロ経済学」と「入門マクロ経済学」では、すべてのクラスで小テストを毎週実施し、学生の理解度を確認している（資料 4-76【ウェブ】）。また、1 年次の受講クラス指定科目である「経済数学Ⅰ」においても、中間試験の実施や課題により学習の理解度を確認している（資料 4-77【ウェブ】）。

修得単位数と GPA を把握し、経済学部で設定している修得単位数による 5 段階の基準で下位の 3 つのゾーンに属する学生と GPA が 1 未満の学生については成績不振者として、指導教員が指導するという体制を整備している（資料 4-5 pp. 240-241）。

また、教学 IR 室が作成する入学種別 GPA 箱ひげ図等をもとに、毎年、入学者選抜方法の妥当性を検証しているが、当該資料が学生の成績傾向を把握し、教育方法を検討することにも寄与している（資料 4-78）。

さらに、簿記、FP、MOS、IT パスポート等各種資格・検定試験の合格者数を把握し、教授会で報告している（資料 4-79）。「日商簿記検定」と「FP 技能検定」のいずれかの 2 級又は 1 級の合格者には優等賞を授与している（資料 4-80）。

4 年次では、「卒業論文」又は「経済学特講」（卒業試験）があり、「卒業論文」について、優秀な卒業論文には経済学部賞を授与している。指導教員の推薦を得て応募があった論文を、1 本につき匿名の 2 名の主査・副査によって審査し、最終的には教授会で決定する（資料 4-81）。2018 年度から 2022 年度にかけては、各年度 2 本～3 本の卒業論文を表彰した。「経済学特講」（卒業試験）の評価については、「コース長会議」を開催し、試験結果をもとに成績を決定している（資料 4-82【ウェブ】）。

グローバル・コミュニケーション学部

学生の主体的参加を促す授業形態として、グローバル・コミュニケーション学部日本語コースでは、2020 年度のコロナ禍以降、3 年次生の履修必修科目である「インターンシップ」の実施形態として、オンラインを活用した PBL 方式を開発し、改良を加えながら継続実施している。このインターンシップ方式では、日本語コースに在籍する外国人留学生全員がチームに分かれてプロジェクトに取り組むことで、実践的な日本語力、日本企業へ

の適応力を伸ばすことができる。また、実施スケジュールやプロジェクトの内容については、インターンシップ先企業に合わせて柔軟に対応することが可能なため、様々な業種の企業が参加しやすいというメリットがある。それにより、企業側の参加のハードルを下げ、学生の卒業後の進路希望を考慮した、多業種の企業とのマッチングが可能になる。この方式のインターンシップは、学生が主体的な姿勢でプロジェクトに取り組み成果を出す経験をする中で、大学卒業後に日本で働きたいという意欲、関心を醸成することにつながっている（資料 4-83、資料 4-84）。

薬学部

薬学部の授業形態は、それぞれの目的に応じて対応している。知識の習得を目的とした科目では主に講義形式で、技能、態度の習得を目的とする科目は実習形式で授業を行っている。実習、演習、アドバンスト科目、卒業研究では教員・学生間や学生同士のコミュニケーションの機会を確保している。また、グループ活動を促すため、1年次から3年次での実習は、学年を3分割して行っている。さらに、実践的内容を習得する必要がある4年次の実習は各項目24名や48名で行っている。これら授業科目では、SGD (Small Group Discussion) やPBL等の手法を積極的に取り入れている（資料 4-30、資料 4-85、資料 4-86、資料 4-87）。

専門職連携教育 (Interprofessional Education: IPE)

保健医療福祉分野にかかわる専門職が連携し、患者・家族・利用者・地域中心のケアやサービスを実現し、向上していくために、複数の領域の専門職や学生が互いに学び合い、双方の理解や連携を深めていく学習法をいう。2010年度に任意プログラムとしてスタートした後、2018年より正課授業の科目として位置づけており、2019年には、心理学部、総合リハビリテーション学部、栄養学部、薬学部の4学部と神戸市看護大学が連携する現在の形へと発展した（資料 3-16【ウェブ】）。

大学院課程における研究指導計画については、各研究科いずれにおいても、大学院設置基準第14条の2第1項に基づき、本学ウェブサイトを用いてあらかじめ志願者及び入学予定者に明示し、研究指導を行っている（資料 4-88【ウェブ】）。なお、2023年度内に見直した研究指導計画を、「2024年度大学院履修要項」に掲出し、本学ウェブサイトでの周知とあわせて大学院生に説明する予定である。

次に、大学院課程における研究指導計画を例示する。

心理学研究科

研究指導計画に基づき指導を行い、修士課程の学生1年次の3月上旬に修士中間報告会において研究計画を報告し、研究計画書（4,000字以上）を3月末日までに研究科長に提出する。また、2年次の10月に修士論文発表会で研究成果を報告している（資料 1-25【ウェブ】）。研究指導計画は、修士課程、博士後期課程いずれにおいても今年度一部見直しを行い、改正した研究指導計画を「2024年度大学院履修要項」、本学ウェブサイトにおいて周知するとともに大学院生に説明する予定である（資料 1-25【ウェブ】）。

総合リハビリテーション学研究科

研究指導計画は本学ウェブサイトを用いてあらかじめ志願者及び入学予定者に明示しているが、加えて「研究科教務委員会」が、学生の論文審査に関わる年間スケジュールを履修ガイダンスで明示し、その後は、指導教員が学生の進捗状況を随時確認している（資料 4-89）。研究指導については、指導教員による研究演習と並行して、前期と後期に設けている「学位論文発表会」がある。研究科に所属する修士課程、博士後期課程の学生及び教員の全員が参加し、研究論文の審査をはじめ、中間報告会としても位置付け、学生の研究課題の進捗状況、理解度の確認及び指導教員以外からの助言を受ける機会や学生同士の意見交換を行う場として位置付け実施している（資料 4-90）。これら報告会を踏まえて、指導教員と学生間で適宜コミュニケーションをとりながら、研究計画の改善や必要な学習課題の洗い出しを行い、研究活動が円滑に進むようフォローアップしている。

学士課程における全学的な学習の進捗と学生の理解度の確認の取り組みとして、全学教育推進機構の取りまとめの下、学期末に授業アンケートを実施している（資料 4-65【ウェブ】）。その結果は、授業アンケートシステムを通じて授業科目担当教員に開示している。教員はこれを次学期の授業改善やシラバス改善の参考としており、また、アンケート結果を受けて教員から履修学生全体へのフィードバックコメントの入力も可能である。オンライン上であっても双方向のコミュニケーションを図ることができることから、学生の主体的参加を促す授業にも寄与している。他方で、学習成果の可視化に関する調査をはじめ、満足度に関するアンケート等々、多数の調査・アンケートを実施していることから、学生の「アンケート疲れ」を懸念している。その軽減のため、毎年のアンケート実施科目数は、原則、一つの教育課程において全体の概ね 3 割程度の主要な科目に留めるよう配慮している。なお、大学院課程では、在学生数（アンケート実施者数）によって回答者が特定される研究科がある可能性に鑑みて、全学的に実施することはしていないが、心理学研究科と総合リハビリテーション学研究科では学士課程と同一様式のアンケートを実施している。また、人間文化学研究科では、学習の進捗を把握するため、研究科独自に「学生による授業改善アンケート」を実施し、そのなかで「自分自身の授業への取り組みについて具体的に書いてください（よく出席したか、予習・復習など意欲的に取り組んだか等）」「この授業で身についたり向上したと思う能力・技能等について書いてください」といった設問を設けている（資料 4-91）。

これらの取り組みに対して、本学の全学内部質保証推進組織である「大学内部質保証推進委員会」は、各学部が担う中期行動計画の「三つのポリシーに基づく恒常的な PDCA の実施」という実行計画等を通じて、全学的観点から自己点検・評価の結果を検証し、「学外委員による内部質保証評価委員会」での評価をふまえて、長所及び改善・改革策の提示、運営支援並びに改善指示・指導を行い、改善向上につなげている（資料 1-36【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】）。

くわえて、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法の開発のため、毎年度、全学教育推進機構が、三つのポリシーに基づく恒常的な PDCA の実施を中心に据えた全学的な F D を、主として専任教員を対象に開催している。詳細は第 6 章で述べる。

最後に、本学でも 2020 年度前期から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への様々な対応を行った。とりわけ、コロナ禍となり、全ての授業がオンラインでの遠隔授業となった 2020 年度前期は、全学教育推進機構が中心となって、資料のとおり様々な調整や施策立案を行った（資料 4-92【ウェブ】）。その後、2022 年度後期まで、基礎疾患を有する学生等、やむを得ず登学を避ける学生については、授業をオンラインで受講することができるよう、該当学生が履修する授業担当教員が電子教材を作成し、学生に提供していた。2023 年度からは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の 5 類感染症移行に伴い、全ての教育的措置を平常に戻したが、遠隔授業については、特段の教育効果が期待できる科目については、オンデマンド授業とすることを継続している（資料 4-93【ウェブ】）。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を適切に講じていると判断できる。

点検・評価項目⑤	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・ 既修得単位等の適切な認定 ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・ 卒業・修了要件の明示 ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり ○学位授与を適切に行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・ 適切な学位授与 ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、学士課程については、既修得単位の認定を含め、単位認定及び成績評価の方法を「学則」第 19 条に定めている（資料 1-3【ウェブ】）。大学院課程については、単位認定を「大学院学則」第 8 条、既修得単位の認定を同第 9 条で定めている（資料 1-3【ウェブ】）。

既修得単位の認定は、学士課程では大学設置基準第 30 条に則り、「学則」第 19 条第 2 項において、60 単位を限度として本学の授業科目の必要単位として認定することができる（資料 1-3【ウェブ】）。また、大学院課程については大学設置基準第 30 条及び大学院設置基準第 15 条に則り、「大学院学則」第 9 条において、15 単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると定めている（資料 1-3【ウェブ】）。

成績評価について、学部ではシラバスに記載した「成績評価の方法及び基準」に基づき単位を認定しており、加えて、成績評価及びGPAについて、「履修の手引」を用いて学生に周知するとともに、本学ウェブサイト公表し、広く周知を図っている（資料4-5 各学部、資料4-94【ウェブ】）。また、成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置の一環として、成績発表後の一定期間、学生からの成績疑義照会を受け付けている。これについては各学部の「履修の手引」に明記し、履修ガイダンスでも案内を行い、また、定期試験時間割発表時に掲示も行い、入念に周知している（資料4-5 各学部、資料4-95）。さらに、成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を高める取り組みとして、全学的な教育の質的向上の推進を主な目的とする全学教育推進機構のもと、2021年9月30日開催の「全学教育推進機構会議」において、「必修科目や履修必修科目等、学生が履修選択の余地がない授業においては、それを担当する教員間であらかじめ相談のうえ、『到達目標』と『成績評価方法・基準』については共通化すること」を発議した（資料4-96）。各学部教授会での審議結果を持ち寄り、2021年10月28日開催の「全学教育推進機構会議」において、シラバスの「到達目標」を共通化し、連動して成績評価についても一定の共通化することを決議した（資料4-97）。各研究科の成績評価については、各研究科規則に定めている（資料1-4、資料1-5、資料1-6、資料1-7、資料1-8、資料1-9、資料1-10、資料1-11）。

また、全学教育推進機構が「ルーブリック評価」に関する全学的なFDを開催し、各学部・研究科での成績評価への活用を推進している（資料4-98、資料4-99）。2023年度には、全研究科で成績評価のためのルーブリックを作成している（資料4-100）。

大学院課程においては、全ての研究科で「学位論文審査基準」に基づき、論文審査を行っている（資料4-88【ウェブ】）。学生に対しては、本学ウェブサイトや「大学院履修要項」を用いてあらかじめ明示することで周知を図るとともに、学習到達の指標としている（資料4-88【ウェブ】）。なお、2023年度において全研究科で見直しを行い、一部の研究科において、2024年度に改正する予定である。

卒業・修了要件について、学士課程は、「学則」第16条により「神戸学院大学学科目履修規則」第2条に修得すべき科目数と単位数を定めるとともに、履修の手引に掲載している（資料1-3【ウェブ】、資料4-5 各学部）。大学院課程は、修士課程の修了要件を「大学院学則」第11条に、博士後期課程の修了要件を同第14条に定めるとともに、「大学院履修要項」に掲載している（資料1-3【ウェブ】、資料1-31 pp.2-9）。また、学部・大学院ともに履修ガイダンスにおいても卒業・修了要件を周知している（資料4-60、資料4-89、資料4-101）。

学位授与については「神戸学院大学学位規則」に定めている（資料1-3【ウェブ】、資料4-1）。適切な学位授与を行うため、学士課程では事前に各学部の「教務委員会」による認定資料の確認を行ったうえで学部教授会において卒業認定の確認を行い、その後、「学則」第9条に則り学長が決定を行う（資料1-3【ウェブ】）。大学院課程では「研究科委員会」で修了認定の確認を行い、学長が議長を務める「大学院委員会」において審議のうえ最終的に、「大学院学則」第39条第3項に則り学長が学位授与の決定を行う（資料1-3【ウェブ】）。学位授与について、適切な責任体制及び手続きに基づいて行っている。

以下は、各学部・研究科での成績評価、学位授与に関する特徴的な取り組みの例である。

法学部

法学部では卒業所要単位を優秀な成績をもって修得したと認められる学生のうち、3年以上在籍した者が本来の卒業所要年限である4年をまたずに卒業を希望した場合には、「神戸学院大学法学部早期卒業制度規則」に定める手続を経た上で、教授会において早期卒業の審議・確認を行っている（資料4-102）。

心理学部

卒業論文提出後に口頭試問を行うが、卒業論文の成績評価のより一層の客観性、厳格性、公正性、公平性を確保するために、卒業論文及び口頭試問の応答を評価するためのルーブリックを作成し、評価を行っている（資料4-5 p.821、資料4-103）。

現代社会学部

学位審査の客観性及び厳格性を確保するための措置について、現代社会学科、社会防災学科ともルーブリックによって卒業論文を評価することで担保している（資料4-104）。その内容についても、現代社会学科は「『卒業論文』作成の手引」、社会防災学科は「卒業研究の手引き」によって、学位授与に係る手続きを学生に明示・公表している（資料4-105、資料4-106）。

心理学研究科

「大学院履修要項」において、修士課程及び博士後期課程の課程博士の学位授与に係る審査手続き等に関する心理学研究科の内規を明示し、公表している。修士課程では、「修士の学位授与に係る審査手続き等に関する内規」第5条で審査委員会について、第6条で学位論文の審査基準について示している。博士後期課程では、「課程博士の学位授与に係る審査手続き等に関する内規」第4条から第7条にかけて予備審査の申請から議決について示し、第8条で学位論文の審査基準について、第10条で審査委員会について示している。審査の客観性及び厳格性を確保するために、修士、課程博士ともに、審査委員会は指導教員を含む3名以上で構成し、それに他研究科や他大学の教員を加えることができ、また審査委員長は指導教員以外の教員としている（資料1-31 pp.106-110、資料4-88【ウェブ】）。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目⑥	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
評価の視点	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把

	<p>握できるもの。)</p> <p>○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 <p>○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり</p>
--	--

本学では、教育アセスメント（学習成果の測定と把握）の考え方として、「アセスメント・プラン」を設定し、それをもとに「カリキュラム・アセスメント」を推進している（資料 2-14【ウェブ】）。これは、三つのポリシーに基づき、教育成果の点検・評価を行う取り組みであり、全学教育推進機構が、2021年6月24日開催の「全学教育推進機構会議」において提案、発議し、同日に決議したものである（資料 4-107）。具体的には、①大学全体レベル、②教育課程レベル、③授業科目レベルの三つのレベルで教育アセスメントを行い、その進捗管理を、各学部等の「自己点検評価委員会」が行うことで、大学の内部質保証を担うものである。学習成果の指標とディプロマ・ポリシーとの関係性を明確にするために、学士課程の大学全体レベル及び教育課程レベルでは「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」という指標リストを作成し、それに沿って教育アセスメントを行っている（資料 4-108、資料 4-109）。授業レベルは、授業アンケートの結果を用いた教員個人の改善サイクルである。なお、大学全体レベル及び教育課程レベルでの検証においては、全学教育推進機構の事務をつかさどる全学教育推進グループに置く「教学 I R 室」が資料作成を支援している（資料 4-55）。具体的には、大学全体レベルでは、指標である「学習行動調査」をはじめとした各種調査の実施・集計や、その他の指標となる情報の収集を行っている（資料 4-110【ウェブ】、資料 4-111【ウェブ】）。教育課程レベルでは、各学部等からの依頼に基づき、例えば、履修単位数と修得単位数の差異を集計した資料や、学生の入学試験区分ごとの GPA を「箱ひげ図」で集計した資料等、様々な資料を作成し提供している。

学士課程の大学全体レベルでのアセスメントについては、全学教育推進機構が行い、その報告書を「全学教育推進機構会議」に発議、承認を得た後、「学士課程・大学院教育自己点検評価委員会」がこれを点検し、中期行動計画の中期計画「学士課程教育の質的向上の推進」のもとにある実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的な PDCA の実施」を通じて、年次達成度報告書として「大学内部質保証推進委員会」に提出している。これは、全学のディプロマ・ポリシーに基づく学生の学習成果把握及び評価のことを指し、その具体的な指標については、次の表のとおりである（資料 4-108）。同内容のものは、本学ウェブサイト公表している大学全体レベルのカリキュラム・アセスメント報告書内に、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」として添えている（資料 4-112【ウェブ】）。

番号	名称	実施時期	対象	結果の活用方法
1	新入生アンケート一部設問	4月～5月	新入生	学生の入学時の学習意欲等の測定を経年比較し、入学生群の変化がないかを確認する。
2	新入生基礎学力診断(英語)	4月	新入生	学生の入学時の英語能力の測定を経年比較し、入学生群の変化がないかを確認する。
3	在学生の学修行動調査	5月～7月	在学生	学生の在学中の学習意欲等の測定を経年比較し、どのように変化しているかを確認する。
4	卒業時の学修行動調査	9月、3月	卒業確定者	学生の卒業時の学習意欲等の測定を経年比較し、入学時からの変化を確認する。
5	就職・進学状況	翌年6月	卒業生	卒業生の就職・進学状況を把握することで、卒業生の学修成果の一端を確認する。
6	卒業後アンケート	翌年12月	卒業生	卒業生の卒業後の状況を把握することで、卒業生の学修成果の一端を確認する。
7	卒業者の就業力に関する調査	8月頃	卒業生の就職先	卒業者の就職先での状況を間接的に把握することで、卒業生の学修成果の一端を確認する。
8	全学実施の外部アセスメントテスト	1年次：5月 3年次：前期開始前	在学生	学生の在学中の社会人基礎力を測定し、学修成果の一端を確認する。

「全学実施の外部アセスメントテスト」は、株式会社マイナビが学生向け就職支援サイト上に実装している「MATCH plus」を用いている。これは一見、就職支援ツールの趣が強いと考えられがちであるが、測定項目には「社会人基礎力」（経済産業省）が含まれており、その12の能力要素を分解して活用すれば、学士課程の全学のディプロマ・ポリシーと整合させることは可能であると考えている。ただし、この全学実施を開始したのは2023年度である。そのため、概ね全ての学部の学生が2度目の受検を迎える2025年度中には、社会人基礎力の伸長を測ることが可能となり、大学全体レベルでのカリキュラム・アセスメントの指標として機能する見込みである。

直近の学士課程の大学全体レベルのカリキュラム・アセスメント報告書は、2023年5月25日開催の「全学教育推進機構会議」で、『大学全体レベルにおける2021年度卒業生の「カリキュラム・アセスメント」について（最終報告）』を審議、承認した（資料4-112【ウェブ】）。くわえて、本報告書は、三つのポリシーを踏まえたカリキュラムの適切性を確保するため、「神戸学院大学外部アドバイザー会議」で報告し、第三者評価を得ている（資料2-6、資料2-7）。なお、この「神戸学院大学外部アドバイザー会議」は、学外の学識経験者や教育関係者等の参画を得て、第三者として中立的な立場から社会的視点に立った意見を求め、大学運営に活かすことを目的として設置している。

次に、教育課程レベルのアセスメントについて例示する。

経済学部

卒業後の職業や技能と関連付けられたプログラム制度の修了者数を年度ごとに把握している。7つのプログラム（FDライフプランニング、簿記・会計、公務員・経済学検定試験、情報処理MO S、教員養成、グローバル・ビジネス、ビジネス・リーダー養成）を正課授業として設定し、学生は所定の要件を満たせば、プログラムを修了することができる。

卒業時の評価として、卒業論文又は経済学特講（卒業試験）がある。卒業論文又は経済学特講の合格は卒業要件の1つとなっており、単位の修得状況を把握している（資料4-113）。2022年度後期については、卒業論文の合格者数276名、経済学特講（2018年以前

入学生の経済特講を含む)の合格者数58名で、80%以上が卒業論文を作成して卒業している。卒業論文については、学生には「卒業論文完成度チェックリスト」を配付し、学生が自分自身で完成度をチェックすると同時に、ある程度、教員の共通の評価方法の指標にもなる(資料4-114)。

学生の地域社会への貢献や国際交流、及びアクティブ・ラーニング等の状況について把握し、ディプロマ・ポリシーの「3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する学習成果の一つの目安としている(資料4-115)。

1年次の概ね5月初旬と3年次の学年初めに受ける外部テスト「MATCH plus」で、適性診断を行う。2022年度実施の試験では、社会人基礎力12項目に関して、「柔軟性」以外の全項目において1年次生より3年次生の方が、スコアが高いという結果が得られた。これについて、外部の講師によるFDを開催し、適性診断の結果に関する解釈や見方を共有した(資料4-116)。

就職状況の把握と教授会での報告を毎年行っている。いわゆる文部科学省方式(就職希望者に占める就職者の割合)による2022年度の経済学部卒業生の就職率は97.3%であった。

薬学部

各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定について、各授業科目の成績分布、合格率、GPA、それら成績の経年変化を用いて、学習成果の把握に努めている(資料4-117)。また、薬学共用試験であるCBT(Computer Based Testing)合格者数、OSCE(Objective Structured Clinical Examination)合格者数、薬剤師国家試験合格率や実績からも学習成果を把握することに努めている(資料4-118【ウェブ】、資料4-119)。

ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発について、カリキュラム・アセスメント・チェックリストに則り、学生が修得した知識・技能・態度等を検証している(資料4-109 薬学部)。例えば、入学時に化学、物理、生物のプレースメントテストを実施し、その成績は1年次における演習において利用している(資料4-120)。学習の進捗と学生の理解度を確認するため、各試験終了後、各授業科目の成績分布、合格率、GPA、それら成績の経年変化を教授会で共有するとともに、担任から学生にフィードバックする体制を整えている(資料4-40)。

実習系科目の到達度は、ルーブリックにより評価することを基本としている(資料4-121、資料4-122、資料4-123)。

薬学部のディプロマ・ポリシーは、「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)」にある「薬剤師として求められる基本的な資質」を参考に、本学の目指す薬学士像を念頭に作成している。また、卒業時において達成度を評価する具体的能力を「薬学部コンピテンシー」として示しており、このコンピテンシーとディプロマ・ポリシーとの関係は、カリキュラムツリーで明示している(資料4-17)。さらに、各授業科目を修得することがどのコンピテンシーを満たすことになるかをコンピテンシーマトリックスとして示している(資料4-17)。さらに、1、3、6年次修了時にコンピテンシーアンケートを実施し、学生がどのような知識・技能・態度をどの程度獲得できているかを把握・評価で

きる体制を整備している（資料 4-27）。くわえて、1、2、3 年次終了時点で、年度末実力試験を実施し、これらも学生の学習成果の把握・評価に活用している（資料 4-37）。

この他の特色ある取り組みとしては、人文学部、心理学部、現代社会学部において、教養 I R 室が実施する「学習行動調査」に、学生自身がディプロマ・ポリシー達成度に関して自己評価を行うための学部独自の質問を追加し実施している（資料 4-124）。当該調査の質問 1～10 は全学的な「学習行動調査」として実施しており、主として大学全体レベルのカリキュラム・アセスメントに用いている。質問の一つひとつは学士課程の全学のディプロマ・ポリシー達成度を測るものとして整合している。

また、教職課程では、株式会社朝日ネットが販売するクラウド型の教育支援サービスである「manaba」を導入しており、学生の学習記録（履修カルテ）の電子化に活用し学習ポートフォリオとして運用している（資料 4-125）。

大学院課程においては、心理学研究科を例示する。

心理学研究科

2019 年度に開設した心理学研究科は、心理専門職の国家資格である公認心理師の養成に特化している。そのため、開設以来、修士課程において、医療・福祉・教育・司法・産業等の多様な領域の公認心理師として必要な能力に関わる科目の習得状況を把握することに努めている。大学院生の公認心理師の国家資格取得のために、国家試験対策講座を開催し、回ごとに確認テストを課している（資料 4-126）。これにより、大学院生の本番試験に対する知識能力の把握が可能となる。また、国家試験対策の一環として、大学院生に、模擬試験をはじめとする外部試験の積極的な受験を促している（資料 4-127）。これにより、本番試験に先だつて学生一人ひとりの実力の推移を把握するよう努めている。また、心理学研究科独自の学習成果を測るアンケートを作成し、前期・後期の授業終了後に実施し、結果を「研究科委員会」にて報告し、「研究科 F D 委員会」にて結果をもとに改善点を検討している（資料 4-128）。

なお、大学院課程においては、各研究科によって専門性が異なることから、教育アセスメントの方法を定型化してはいないものの、成績評価の妥当性と教学アセスメントを結び付けるため、全研究科でルーブリックを作成している（資料 4-100）。

これらの取り組みに対して、本学の全学内部質保証推進組織である「大学内部質保証推進委員会」は、前述した各学部・研究科が担う中期行動計画を通じて、全学的観点から自己点検・評価の結果を検証し、「学外委員による内部質保証評価委員会」での評価をふまえて、長所及び改善・改革策の提示、運営支援並びに改善指示・指導を行い、改善向上につなげている（資料 1-36【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】）。

以上のことから、卒業認定・学位授与の方針、修了認定・学位授与の方針に明示した学生の学習成果の適切な把握及び評価については、おおむねできていると判断できる。なお、大学全体レベル、教育課程レベルともに、学生の学習成果を把握・評価した結果から

具体的なカリキュラムの改善に結び付けている事例が少ないことは、学習者本位の教育の実現の観点から、今後に向けた課題であると判断している。

点検・評価項目⑦	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価は、主に中期行動計画「教育」分野の中期計画「学士課程教育の質的向上の推進」「大学院課程教育の質的向上の推進」「教職課程教育の質的向上の推進」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている（資料 1-36【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】）。

また、「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針」やディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシー、アセスメント・プラン等をふまえ、「全学教育推進機構会議」と各学部・研究科等が共に学習成果のさらなる質向上を図っている。

教育課程及びその内容、方法の適切性についての定期的な点検・評価は、アセスメント・プランに基づくカリキュラム・アセスメントが自己点検・評価の一機能となっている。カリキュラム・ポリシーとそれに則した教育課程は、ディプロマ・ポリシーの達成のために設計しており、教育課程に関する点検・評価と学生の学習成果の把握及び評価とは不可分である。その視点に立って、本学の学士課程のカリキュラム・アセスメントは、教育課程とディプロマ・ポリシーとの結びつきに関する点検・評価の指標に、学生の学習成果指標を用いることで、自ずと学生の学習成果の把握及び評価ができるプロセスとなっている（資料 4-108、資料 4-109）。

以下は、中期行動計画等に基づく、教育課程及びその内容、方法の改善・向上の実例である。

人文学部

中期行動計画の実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的な PDCA の実施」等に基づき、1 年次前期の必修科目「人文入門演習」について、学部のファカルティ・ディベロップメントにおいて毎年検証し、テキストや内容の変更を随時行っている（資料 4-129）。

2017 年度から適用した新カリキュラムでは、学問分野ごとにまとまったオムニバス講義であった「入門講義」を、異なる学問分野を横断する「人文の知」に変更し、人文学部のディプロマ・ポリシーの「1. 複数の分野の基礎知識を教養として身につけている」により適合した授業内容へと変更した（資料 4-130【ウェブ】）。

さらに、学生に自らの研究課題を考える期間をより長く与えるため、卒業研究に向けたゼミである「専攻演習」の配属の確定を、それまでの第 4 セメスター（2 年次後期）から第 5 セメスター（3 年次前期）に移した。そして、学生の希望する研究を可能な限り実現

するために、「専攻演習」の各ゼミの収容最大人数のみを定めて柔軟にした。この結果、ほとんどすべての学生を第1希望のゼミに配属できるようになった（資料4-5 pp. 655-656）。

栄養学部

管理栄養学専攻では中期行動計画の実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的なPDCAの実施」等や2022年度に行われた管理栄養士養成施設にかかる実地調査の結果・指導を受けて、2023年度入学生からカリキュラムの改正を行った（資料1-3【ウェブ】、資料4-5 pp. 1461-1462、資料4-131）。

また、臨床検査学専攻でも2022年度入学生から臨床検査技師の職域拡大を受けた新たなカリキュラムに基づく教育を行っている（資料1-3【ウェブ】、資料4-5 pp. 1467-1468、資料4-132）。これらの改正に際しては既存の教育内容を精査し、それぞれの資格職に就く者としてより適切で社会的要請に応えられる教授内容へと変更し、教育効果を一層高めるために最適な学年配当となるよう留意した。カリキュラム改正に基づく卒業生は両専攻とも未だ輩出していないため、今後、これらの改正の成果について慎重に見極めていきたい。

研究科については、第3章で述べたとおり、第2次中期行動計画（2018 - 2022）「大学運営」分野の中期目標「学長のリーダーシップの下で、効率的で機動的な大学運営を行う」に基づき、2020年4月に学長の下に「大学院再編検討ワーキンググループ」を設け大学院の改善向上を検討した。その進捗につき「経営企画関係自己点検評価委員会」で点検・評価を行い、大学院の改善向上を図った。2021年3月にこのワーキンググループから提出された答申書への対応を「大学院委員会」で審議した。この答申書ではデータサイエンスや論文作成法に関する研究科共通科目等を開設することや研究科を超えた研究指導体制の整備を行うこと等が記され、これに基づきカリキュラム改正や他の研究科に所属する教員を審査委員に加えることのできる論文審査体制の導入等を行った。これにより大学院の教育研究機能の向上へつなげることができている（資料2-34）。

心理学研究科修士課程

中期行動計画の実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的なPDCAの実施と三つのポリシーのステークホルダーへの周知」等に基づき、心理学研究科独自の学習成果を測るアンケートを作成し、前期・後期の授業終了後に実施し、結果を「研究科委員会」にて報告している（資料4-128）。また、「研究科FD委員会」にて、結果をもとに改善点を検討している。

総合リハビリテーション学研究科修士課程及び博士後期課程

中期行動計画の実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的なPDCAの実施と三つのポリシーのステークホルダーへの周知」や「FD活動の推進」等に基づき、「研究科FD委員会」主催にてFDを開催し、例えば、2023年度は「大学院教育における著作権」に関する研修会を開催した（資料4-133）。また、全学教育推進機構が主催するFDにも参加し、教

育課程の点検・評価及びその改善・向上に向けた議論を行ってきた。2022年、「研究科教務委員会」は、学内のステークホルダーに対して大学院の教育システムの改善・向上を目的としたアンケート調査を実施し、研究科の認知度、カリキュラム、研究環境等への意見を取りまとめて「研究科委員会」に報告した（資料4-134）。その結果、全体としての大学院の認知度が低い、研究科のカリキュラムや研究環境への興味関心は高いことが明らかになった。研究科の認知度を高めていくことが受験者増につながることから、引き続き、検討していくことを確認した。2023年度は、外部評価を行うための通信運搬費支出費を予算化し、継続的な実施に向けて体制を整備している。

その他、各学部・研究科の教授会や「研究科委員会」における検証や改善策の検討をふまえて、「教務委員会」等において審議し、その結果を「評議会」「大学院委員会」で諮っている。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性についての定期的な点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについて、適切に行っていると判断できる。

（2）長所・特色

- 1) 共通教育科目において、第1 Semester～第2 Semester（1年次前期～1年次後期）に「高大接続分野」科目として、高等学校から大学における専門教育科目への橋渡しである概論、基礎科目を開講する等、初年次の学生への重点支援教育を行っている（資料1-3【ウェブ】）。特に、栄養学部と薬学部においては、大学で学ぶにあたっての理系概論科目の理解を促進する必要があることから、栄養学部では、「生物学概論Ⅰ・Ⅱ」「化学概論Ⅰ・Ⅱ」について、1年次において必ず履修しなければならないものとしており、また、薬学部では、「生物学概論Ⅰ」「化学概論Ⅰ」について、履修ガイダンスを通じて学生に履修を推奨している（資料4-5 pp.1447-1448、資料4-38）。このように、学生主体の視線で共通教育科目と専門教育科目を有機的に関連させていることは本学の学士課程教育の長所・特色である。
- 2) 英語を専門としない学生に対し、英語力のひとつの指標である「TOEIC 600点」をクリアすることを目標として、正課授業において「神戸学院カレッジ」を開講している。ただ英語のスキルを高めることだけが目的ではなく、複数の学部学科生が集い、学部を超えた交流から所属学科以外の知識・情報も幅広く学び、自らコミュニケーション能力を磨くことも目標のひとつとしている（資料4-70【ウェブ】）。学習成果として、在籍学生の得点の平均伸び幅が、2年次生においてはプラス92点、3年次生においてはプラス62点と非常に大きく、本学にとって重要な学習成果である（資料4-71）。
- 3) 大学全体レベルや教育課程レベルでのカリキュラム・アセスメントによる教育課程の検証においては、全学教育推進グループに置く教学IR室が資料作成を支援しており、教学IR機能が実質化している（資料4-55）。具体的には、大学全体レベルで

は、指標である「学習行動調査」をはじめとした各種調査の実施・集計や、その他の指標となる情報の収集を行っている（資料 4-110【ウェブ】、資料 4-111【ウェブ】）。教育課程レベルでは、各学部等からの依頼に基づき、例えば、履修単位数と修得単位数の差異を集計した資料や、学生の入学試験区分ごとの GPA を「箱ひげ図」で集計した資料等、様々な資料を作成し提供している。学部において、毎年、入学者選抜方法の妥当性を検証しているが、当該資料が学生の成績傾向を把握し、教育方法を検討することにも寄与している点は本学の特色である（資料 4-78）。

- 4) 本学は 10 学部を擁する総合大学であり、そのうち、健康や生活を支える専門人材を育成する組織として、心理学部、総合リハビリテーション学部、栄養学部、薬学部を設置している。2010 年より任意プログラムとして専門職連携教育

(Interprofessional Education: IPE) を開始し、2018 年からは神戸市看護大学と連携協定を締結し、同大学の看護学部生も受講対象として正課授業の科目として位置づけ、実施してきた。神戸市看護大学においては看護職、本学においては公認心理師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士、臨床検査技師、薬剤師の専門職を目指す学生が一堂に会し、職種を超えたチームを組み合わせながら、互いの役割、協働について学びを深めている。患者ボランティアとの交流や他大学の教員を講師として招聘するとともに、講義形式だけでなく、地域で実際に多職種が連携して実践している訪問診療への同行、多職種カンファレンスへの参加などを授業に組み込み、横断的に実習も行っている（資料 3-16【ウェブ】、資料 4-135、資料 4-136、資料 4-137、資料 4-138）。さらに、近隣の自治体の協力を得て、周辺地域の保健医療福祉行政にあたっている職員による事業の現状や課題、社会資源についての講義も行っている。

今後、専門職連携教育 (Interprofessional Education: IPE) を受講した卒業生の協力も得ながら、学生自らが考える健康講座についても企画し、実施するなどより発展させる予定である。本学の特性を活かして 8 つの専門領域という多職種で長きにわたりプログラムを推進しており、在学中から大学や学部を超え、互いの学びや将来担う役割を真剣に考えながら専門職を目指すことが、学生にとって、とても大きな励みになっていることは、本学の長所である（資料 4-139【ウェブ】）。

(3) 問題点

- 1) 共通教育科目は現在、多様な科目を開講しているため、必然的に科目数が非常に多くなっている（資料 4-5 各学部）。したがって、体系的な履修の観点では、複線的・複合的に過ぎるとの見方もあり、「共通教育センター委員会」において科目数等について検討をはじめしているところである。
- 2) ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果の適切な把握及び評価ができていると判断できるものの、大学全体レベル、教育課程レベルともに、学生の学習成果を把握・評価した結果から具体的なカリキュラムの改善に結び付けている事例が少ないため、学習者本位の教育の実現の観点から、検討を引き続き行う必要がある。

(4) 全体のまとめ

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切な設定と公表について、本学では、「神戸学院大学学位規則」に、授与する全ての学位を規定した上で、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、本学ウェブサイト等を通じて公表している。また、学士課程及び大学院課程に、全学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めて、その下に、学部学科及び研究科のポリシーを定めている。各学部・研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、「履修の手引」や「大学院履修要項」にも明記し、学生に周知を図っている。学部学科及び研究科のカリキュラム・ポリシーは、各教育課程の特色を重んじて、あえて定型化を行ってはいないが、年次や科目分野をもとに、学生が体系的な科目履修を理解できる記載内容とすることを共通認識としている。

本学の学士課程は、「学則」第13条に定めるとおり、共通教育科目と専門教育科目とに分かれる。共通教育科目は、言葉や情報を理解し活用する能力を養成する「リテラシー領域」と、基礎的な教養を涵養する「リベラルアーツ領域」という2つの領域によって構成している。専門教育科目は、各学部の特色に応じた専門分野に根差して開講する科目であり、分野や部門、科目群、コースといった枠組みを設けて体系的な教育課程を構築している。

カリキュラム・ポリシーに基づいた、各学位課程にふさわしい授業科目の開設と、教育課程の体系的な編成について、本学では、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性を図るべく、全学教育推進機構から各学部・研究科へ「カリキュラム・チェックリスト」様式を提供している。また、共通教育科目と専門教育科目の二つの軸からなる学士課程にあっては、順を追った履修となるよう、全ての科目において配当年次を定めて、教育課程の体系化を図っている。さらに、学士課程においては全学部で「履修系統図」を作成し公表している。大学院課程について、修士課程では、科目履修によるコースワークと、論文指導、実験、研究調査指導等の研究指導を中心としたリサーチワークを組み合わせる体系的なカリキュラム編成により、高度な専門教育を行っている。また、博士課程では、リサーチワークを中心に、深く専門分野を研究できるようになっている。

これらの教育課程に対して、本学の全学内部質保証推進組織である「大学内部質保証推進委員会」は、各学部・研究科が担う中期行動計画の中期計画「学士課程教育の質的向上の推進」のもとにある実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的なPDCAの実施」及び中期計画「大学院課程教育の質的向上の推進」のもとにある実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的なPDCAの実施と三つのポリシーのステークホルダーへの周知」等を通じて、全学的観点から自己点検・評価の結果を検証し、「学外委員による内部質保証評価委員会」での評価をふまえて、長所及び改善・改革策の提示、運営支援並びに改善指示・指導を行い、改善向上につなげている。また、本学で実質的な教学マネジメント機能を担っているのは、全学的な教育の質的向上の推進を主な目的とする「全学教育推進機構」である。これは、学士課程及び大学院課程の構築及び推進や全学に関わる教育システム・教育の評価方法の開発、支援及び提案、教育の評価方法の開発、支援及び実施にはじまり、全学的なFDや教学IRも実施する教職協働の組織である。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置について、本学の学士課程では、全学部学科等において、セメスター（学期）ごとの履修登録の単位数上限である「履修制限」を規定している。ただし、教職科目及び博物館学芸員科目、すなわち資格に関する科目については、履修可能な学部いずれにおいても履修登録単位数の上限に含めていない。前期・後期に行う履修ガイダンスの際に各学部及び資格科目の履修の手引を用いて、履修単位の上限設定の必要性と事前事後学習等の重要性について全学部で説明を行っている。また、2023年度中には、2022年度学士課程在籍学生の履修登録単位数集計資料を教学IR室が作成し、各学部配付し、状況の把握を行っている。さらに、2024年度からは、教務センターによる情報に基づき、全学部同一の様式を用いて、各学部の教授会において当該学部の対象者についての履修状況・情報を学部構成員で共有・把握のうえ、面談等学生への支援の要否について審議し、必要と判断する場合には、学生に対して面談等必要な対応を行うように大学全体で組織的に対応する予定である。

学期開始前には、各学部の「教務委員会」委員と教務センター職員の教職協働による履修ガイダンスを実施している大学院においても研究科ごとに新入生、在学生に対して個別に履修ガイダンスを行っている。

15週にわたる授業期間を確保する観点から、休講した授業に対しては補講の実施を徹底している。それとともに休講に対する補講率を「教務委員会」で報告し、学部長等に対しては教員ごとの補講の実施状況を通知している。

シラバスについては、全学教育推進機構が作成した「学士課程・大学院課程共通シラバス作成マニュアル」を、教務センターから各教員へのシラバス作成依頼と同時に配付し、かつシラバス入力システムのレイアウトを共通化しているため、内容は全学的に統一したものとなっている。授業外学習や学習課題に関しては、マニュアルを参考に、目安となる学習時間も含めてシラバスにあらかじめ明示している。また、そのフィードバックについては、授業担当教員が授業時やLMS等を通じて適切に行われるようにしている。

授業期間中は、全学部の専任教員がオフィスアワーを設けて、学生からの学習に関する相談を受けている。本学では、指導教員制を執っており、指導教員は自身の担当学生からの生活相談も受け持っている。

学士課程における全学的な学習の進捗と学生の理解度の確認の取り組みとして、本学では、全学教育推進機構の取りまとめの下、学期末に授業アンケートを実施している。その結果は、授業アンケートシステムを通じて授業科目担当教員に開示している。

これらの取り組みに対して、「大学内部質保証推進委員会」は、各学部が担う中期行動計画の「三つのポリシーに基づく恒常的なPDCAの実施」という計画等を通じて、全学的観点から自己点検・評価の結果を検証し、「学外委員による内部質保証評価委員会」での評価をふまえて、長所及び改善・改革策の提示、運営支援並びに改善指示・指導を行い、改善向上につなげている。

成績評価、単位認定及び学位授与の適切性について、本学では、学士課程については、既修得単位の認定を含め、単位認定及び成績評価の方法を「学則」第19条に定めている。大学院課程については、単位認定を「大学院学則」第8条、既修得単位の認定を同第9条で定めている。また、成績評価については、各研究科の各研究科規則に定めている。くわえて、成績評価及びGPAについて、本学ウェブサイト公表し、広く周知を図って

いる。

また、全学的な教学の質的向上の推進を主な目的とする全学教育推進機構のもと、必修科目や履修必修科目等、学生が履修選択の余地がない授業においては、それを担当する教員間であらかじめ相談のうえ、シラバスの「到達目標」を共通化し、連動して成績評価についても一定の共通化をみることを決議した。

大学院課程においては、全ての研究科で「学位論文審査基準」を明示及び公表し、論文審査を行っている。学生に対しては、「大学院履修要項」に明示することで周知を図るとともに、学習到達の指標としている。

卒業・修了要件について、学士課程は、「学則」第16条により「神戸学院大学学科履修規則」第2条に修得すべき科目数と単位数を定めるとともに、履修の手引に掲載している。大学院課程は、修士課程の修了要件を「大学院学則」第11条に、博士後期課程の修了要件を同第14条に定めるとともに、「大学院履修要項」に掲載している。また、学部・大学院ともに履修ガイダンスにおいても卒業・修了要件を周知している。

学位授与については「神戸学院大学学位規則」に定めている。適切な学位授与を行うため、学士課程では事前に各学部の「教務委員会」による認定資料の確認を行ったうえで学部教授会において卒業認定の確認を行い、その後、「学則」第9条に則り学長が決定を行う。大学院課程では「研究科委員会」で修了認定の確認を行い、学長が議長を務める「大学院委員会」において、「大学院学則」第39条第3項に則り学長が学位授与の決定を行う。

ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果の適切な把握及び評価について、本学では、教育アセスメント（学習成果の測定と把握）の考え方として、「アセスメント・プラン」を設定し、それをもとに「カリキュラム・アセスメント」を推進している。また、学習成果の指標とディプロマ・ポリシーとの関係性を明確にするために、学士課程の大学全体レベル及び教育課程レベルでは「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」という指標リストを作成し、それに沿って教育アセスメントを行っている。学士課程の大学全体レベル及び教育課程レベルでの検証においては、全学教育推進機構の事務をつかさどる全学教育推進グループに置く「教学IR室」が資料作成を支援している。

学士課程の大学全体レベルでのアセスメントについては、全学教育推進機構が行い、その報告書を「全学教育推進機構会議」に発議、承認を得た後、「学士課程・大学院教育自己点検評価委員会」がこれを点検し、中期行動計画の中期計画「学士課程教育の質的公表の推進」のもとにある実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的なPDCAの実施」を通じて、年次達成度報告書として「大学内部質保証推進委員会」に提出している。

これらの取り組みに対して、「大学内部質保証推進委員会」は、前述した各学部・研究科が担う中期行動計画を通じて、全学的観点から自己点検・評価の結果を検証し、「学外委員による内部質保証評価委員会」での評価をふまえて、長所及び改善・改革策の提示、運営支援並びに改善指示・指導を行い、改善向上につなげている。

本学における、教育課程及びその内容、方法の適切性についての定期的な点検・評価は、アセスメント・プランに基づくカリキュラム・アセスメントが自己点検・評価の一機能となっている。教育課程に関する点検・評価と学生の学習成果の把握及び評価とは不可分であるため、本学の学士課程のカリキュラム・アセスメントは、教育課程とディプロ

マ・ポリシーとの結びつきに点検・評価の指標に、学生の学習成果指標を用いることで、自ずと学生の学習成果の把握及び評価ができるプロセスとなっている。

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価は、主に中期行動計画「教育」分野の中期計画「学士課程教育の質的向上の推進」「大学院課程教育の質的向上の推進」「教職課程教育の質的向上の推進」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている。

第5章（基準5） 学生の受け入れ

（1）現状説明

点検・評価項目①	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、建学の精神「真理愛好・個性尊重」に則り、2007年に「神戸学院大学憲章」を制定し、建学の精神に基づく本学のあるべき姿と、それを実現するための指針となる「神戸学院大学の目指す姿」や「教育基本理念」「運営基本理念」「神戸学院大学が期待する教職員像」を定めた（資料1-2【ウェブ】）。この「教育基本理念」に基づき、大学（全学）、各学部及び各研究科はディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定め、これら2つのポリシーに基づく教育内容等を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定した。「神戸学院大学憲章」及び大学（全学）のアドミッション・ポリシーは本学ウェブサイトに掲載している。また、学部ごとのアドミッション・ポリシーについては本学ウェブサイトのほか「大学案内」や「入学試験要項」「履修の手引」にも明示し、研究科ごとのポリシーについても本学ウェブサイト、「大学院案内」「入学試験要項」「大学院履修要項」に明示して、受験者や在学学生、教職員や一般の方に周知を図っている（資料1-30【ウェブ】、資料1-31 p.1、p.25、p.47、pp.71-73、pp.97-98、pp.115-116、p.141、p.153、p.167、資料2-14【ウェブ】、資料4-5 pp.7-8、pp.165-168、pp.322-323、pp.587-590、pp.753-756、pp.913-915、pp.1067-1068、pp.1232-1236、p.1401、pp.1552-1553、資料5-1 p.1、資料5-2 pp.2-3、pp.8-9、pp.14-15、pp.20-21、pp.26-29、pp.36-37、pp.40-41、pp.44-45、資料5-3 pp.1-2）。

入学前の学習歴、学力水準、能力など、求める学生像や入学希望者に求める水準等の判定方法については全学の方針として学部、大学院ともにアドミッション・ポリシーの中に示している。さらに、これら大学（全学）の方針とは別に、各学部、各研究科はディプロマ・ポリシーに掲げている教育目標を達成するために、「知識・理解力」「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現力」などの観点を踏まえて個々にアドミッション・ポリシーを定め、具体的に「求める学生像」を明示している（資料5-4【ウェブ】）。

また、アドミッション・ポリシーの改定にあたっては、全学的な教育の質的向上の推進を主たる目的とする教育組織である「全学教育推進機構」が担い、全学的な改定のルールを設けて、本学ウェブサイトへの広報時期や改正を適用する学生の入学年度管理等を行っている（資料2-15、資料2-16）。

学部（学士課程）における入学者に求める水準については、いずれの学部も高等学校卒業相当の知識を有し、それらの基本的内容を理解していることを要件としている（資料5-4【ウェブ】）。

「公募制推薦入試」では、基礎的な適性調査だけでなく、調査書及び推薦書を審査する

ことにより、入学前の学習歴、学力水準、能力等が「求める学生像」と一致するものか否かを判定している。推薦書には部活動、生徒会活動、資格取得、体育・文化活動における評価を記入する欄があり、これによって入学希望者が入学前に、各学部の求めるどのような能力を伸ばしてきたかを判定する資料としている（資料 5-1 pp. 3-10）。

「一般選抜入試（前期・中期・後期日程）」では、3科目あるいは2科目の学科試験を行うことで、入学希望者に求める学力水準を満たしているか否かを判定している（資料 5-1 pp. 14-33）。

「指定校推薦入試」「指定クラブ強化特別入試」「AO入試」「附属高等学校接続型入試」では各「入学試験要項」にアドミッション・ポリシーに加えて、当該入学試験実施の趣旨や評価するポイントを記し、それに基づいて入学試験を実施し、適正に合否判定を行っている（資料 5-5 p. 1、資料 5-6 p. 1、資料 5-7 pp. 1-2、資料 5-8 pp. 1-2）。

また、毎年5月に入試制度や前年度の入試結果等をまとめた「入試ガイド」を発行し、公募制推薦入試と一般選抜入試の受験者に対して、科目ごとに基礎的な適性調査のねらいや出題のねらい、受験者へのアドバイスを『出題者からのアドバイス』として掲載し、高等学校で習得すべき知識の内容・水準をより具体的に明示している（資料 5-9 pp. 50-52）。

大学院の入学者に求める水準については、各研究科がアドミッション・ポリシーの中に示しており、その判定方法としては、年に2回、筆記試験と口頭試問による入学試験を行い、いずれも出願時に「入学試験志願者調書」とともに、学業成績証明書、研究計画書、卒業論文又は修士論文の要旨と志望動機、外部試験成績等の提出を求め、入学希望者の学力水準を示す広範な資料に基づいて合否判定を行っている（資料 5-3 pp. 1-2、pp. 5-9）。

以上のことから、入学者受入れの方針を適切に定め、公表にしていると判断できる。

点検・評価項目②	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

入学者受入れの方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定については、入学・高大接続センターが中心となり、各学部・各部署の教職員と連携し、高等学校訪問、入試説明会・相談会、オープンキャンパス、出張講義などの入試広報活動を展開し

ている（資料 5-10）。これらの活動は、高校生、保護者、高等学校教員などに対し、本学の教育や研究についての理解を深めてもらうとともに、各学部・研究科のアドミッション・ポリシーに適合する学生を募集することを目的としている。また、入試広報業務を全職員が共同で取り組む必要性を認識し、それを実行するため、奨学金関係、教務関係、就職関係、学生相談関係などについて幅広い知識を持つ部署の職員に、入試に関する事前研修を実施して入試相談会に派遣し、来談者に適切な情報提供やアドバイスを行う「入試アドバイザー制度」を導入している。このように、幅広い知識と経験を持つ職員が、来談者のさまざまな疑問や不安に対応し、入試情報の提供だけでなく、大学生活に向けた準備やアドバイスを行うことで、充実した入試相談会を実現している（資料 5-11、資料 5-12）。

オープンキャンパスにおいては、225名（2023年12月15日現在）の学生で組織する「学生スタッフオーキャンズ」（以下「オーキャンズ」という。）が企画・運営をはじめ、来場者の受付から案内までを行い、学生主体の運営体制を整備している（資料 5-13、資料 5-14）。より充実した活動をするために、「オーキャンズ総会」でマナーやプレゼンテーション技術を磨くための研修を行い、研鑽を積んでいる（資料 5-15）。また、学部単位でも、所属学部の紹介や個別相談に積極的に携わっており、教職員と学生が協働して来場者と交流を持ち、本学をより理解してもらえるように努めている（資料 5-16）。これらの取り組みは、来場者にとって、大学の授業や施設見学などを体験するだけでなく、入学後に共に学ぶ学生と交流することで、キャンパスライフを疑似体験し、将来の大学生活をより具体的にイメージするための貴重な機会となっている。このように「他者とコミュニケーションをとり、良好な人間関係を築くことができる人」や「課題に自ら主体的に取り組むことができる人」という全学（学部）のアドミッション・ポリシーに基づいて入学した学生が中心となって主体的に学生募集の機会であるオープンキャンパスを行うことが、本学が目指す「神戸学院大学憲章」の理念「自己の可能性を引き出すことのできる大学」「社会をリードする活力に富んだ人材を育成する大学」を実現するための、重要な機会にもなっている（資料 1-2【ウェブ】）。なお、オープンキャンパスの個別相談では、大学院進学希望者が来場した際にも対応することができるよう体制を整えている。

入学者選抜については、文部科学省の大学入学選抜実施要項を遵守し、全学部において、「一般選抜入試」「大学入学共通テスト利用入試」をはじめ、「指定校推薦入試」「公募制推薦入試」「附属高等学校接続型入試」など、多様な入学試験を設定している（資料 5-1、資料 5-5、資料 5-6、資料 5-7、資料 5-8、大学基礎データ表 3）。くわえて、各学部学科では、アドミッション・ポリシーに基づいて、総合型選抜の他、さらに様々な背景を持つ方に入学の門戸を開くために「編・転入学試験」「社会人入学試験」「帰国生入学試験」「外国人留学生入学試験」を設定している（資料 5-17、資料 5-18、資料 5-19、資料 5-20、大学基礎データ表 3）。このように、受験者の能力や適性などを多面的に評価し多様な学生を選抜することで、大学教育の活性化を図っている。

大学院の入学者選抜方法は「大学院入学試験要項」に掲載し、第1次募集（9月実施）と第2次募集（2月実施）を行っている（資料 5-3 p. 5）。各研究科のアドミッション・ポリシーをはじめ、研究科の目的、特長、カリキュラムの特色、設置の趣旨などは、「大学院案内」に掲載し、本学ウェブサイトでも広く公表している（資料 5-2 pp. 2-49、資料 5-4【ウェブ】）。

入学試験においては、「一般」の志願者を対象とした入学試験以外に、「外国人留学生対象」「社会人対象」「成績優秀者対象」「推薦入学試験」など、様々な種類の入学試験を設定し、多様な学生の受け入れを可能としている。また、食品薬品総合科学研究科（博士後期課程）、薬学研究科（博士課程）では、「後期入学試験（10月1日入学）」を設定しており、海外留学生や9月に卒業（修了）する学生のニーズに合わせ、積極的に受け入れを行うよう取り組んでいる（資料5-3、資料5-21、資料5-22、資料5-23、資料5-24、資料5-25、資料5-26）。総合リハビリテーション学研究科、栄養学研究科、薬学研究科、食品薬品総合科学研究科では、出願前に志願者と志望する教育研究分野の教員が面談を実施し、希望する研究内容等について確認を行い、入学後に指導教員と学生の研究内容のミスマッチを防止している（資料5-3 p.3）。

学部や研究科ごとの入学金、学費、諸費用や、奨学金制度、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）制度、特待生制度、奨励生制度等による経済的支援に関する情報については、各種「入学試験要項」や「入学のしおり」（入学手続要項）に掲載するとともに、本学ウェブサイトにも掲載し、広く情報提供を行っている（資料5-1 p.15、p.23、pp.49-53、資料5-3 pp.15-16、資料5-27 pp.20-21、pp.31-35、資料5-28【ウェブ】、資料5-29【ウェブ】）。なお、阪神・淡路大震災で被害を受けた神戸の大学の使命として、万が一の自然災害等に伴う経済状況の急変に備え、被災者の経済的負担を軽減し、進学のための確保を図るために、「災害救助法適用地域」で被災した受験者に対して、入学検定料・入学金・学費減免の特別措置を講じている（資料5-30【ウェブ】）。

入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備について、学部入試においては、学長を入試委員長とし、入学者選抜を適切に実施するための体制を以下のとおり整備している。まず、事務組織としては、「学校法人神戸学院事務組織規則」第2条第3項及び第3条第8号、「学校法人神戸学院事務分掌細則」第13条に基づき、本学の入学者選抜に係る業務を全体的に把握し、入試諸制度の企画調査、提案、調整、実施等を行う入学・高大接続センターを置いている（資料4-55、資料5-31）。

全学における委員会体制としては、「神戸学院大学入試委員会規則」（以下「入試委員会規則」という。）第1条及び第2条に基づいて、入学者選抜の日程・制度など入学試験に係る重要事項について審議する「神戸学院大学入試委員会」（以下「入試委員会」という。）を設置している。なお、「入試委員会規則」第3条に委員会の構成を規定し、入試委員長の学長を筆頭とした体制を整備している。また、その下に、「入試委員会規則」第5条に基づいて、全学部の入学試験を実施するための「入試総務委員会」と、「入試委員会規則」第6条に基づいて、入試問題の作成及び採点を行う「入試問題委員会」を設置している（資料5-32）。

「入試総務委員会」は、「入試委員会規則」第5条第2項に基づいて、学長が委嘱する23名の委員で構成し、入試総務委員長の指揮のもと、「入学試験実施運営組織表」にしたがって、入学試験の実施・運營業務を担っている（資料5-32、資料5-33）。

「入試問題委員会」は、「入試委員会規則」第6条第2項に基づいて、学長が53名の委員を各学部から指名又は委嘱し、入試問題委員長の指揮のもと、入試問題の作成を行って

いる（資料 5-32）。このように「入試問題委員会」委員を各学部から選出することで、各学部のアドミッション・ポリシーに合わせた出題意図や内容を検討することができている。また、「入試問題委員会」委員を過去に複数回経験し、入試問題の作成に長けた委員が新任の委員に出題方法を伝授することにより、出題の傾向や水準を継承・維持している。なお、入試問題の作成は、学内での校正を複数回実施することに加え、外部機関による検証を行う。入学試験終了後には各設問の正答率を確認して採点・判定を行う。それらのプロセスを経ることにより、入試問題の適正に関して、最大限の配慮をするよう努めている（資料 5-34）。

大学院入試は研究科により入学者選抜の方法が異なるため、実施に関する全学的な委員会は設置せず、「大学院学則」第 39 条第 1 項に基づき各研究科委員会を置き、第 39 条第 3 項第 1 号に基づき入試問題の作成から入学試験の実施に至るまで研究科長が責任者となり、各研究科が主体となって行っている（資料 1-3【ウェブ】）。入学試験については、「研究科入試実施要項」に基づき各研究科において適切に実施している（資料 5-35）。入試問題に関しては、出題者が最終チェックしたあと、完成した問題を研究科長が入学試験実施までに最終確認を行うことにより、出題ミスの防止に努めている（資料 5-36、資料 5-37）。入学試験当日は、入学・高大接続センターが不測の事態等に備えて事務室に待機し、研究科においては、各研究科長を責任者とした入試本部を設置し、入学試験実施要領に基づいて試験監督委員、口頭試問委員、本部待機要員が実施方法や注意を要する事項等について打合せを行うことにより万全の体制を整えている（資料 5-35）。また、大学院の入学者選抜の日程・制度・入学検定料については、「大学院委員会規則」第 2 条第 6 項に基づき、「大学院委員会」で審議・決定し、大学院入試全体の意思決定についても、適切な責任体制を整備している（資料 5-38、資料 5-39）。

学部入試における公正な入学試験のための取り組みとして、「入学試験要項」に、本学が実施する入学試験の内容とともに、出願から合格後の入学手続までの必要な事項を定めている（資料 5-1 pp. 42-48）。「入学試験要項」は毎年 8 月に配布・公開するため、5 月に入試制度や前年度の入試結果等をまとめた「入試ガイド」を発行し、同時に本学ウェブサイトにもその内容を公開することで、早期の情報提供に努めている（資料 1-30【ウェブ】、資料 5-9）。

合否判定においては、「学則」第 9 条第 1 項に基づき、各学部教授会で入試成績順に厳正かつ公平に審議し、その選考結果を、学長（入試委員長）が決定する（資料 1-3【ウェブ】）。その際の合否判定資料は、全受験者の受験番号をシークレット番号で表示し、個人名や性別、年齢等を記載しないことにより、恣意的な合格者の選別を防止し、公正な合否判定に努めている（資料 5-40）。なお、一般選抜入試（前期日程・中期日程）においては、1 日で複数学部（学科）が受験できる「文系学部併願制度」を実施しているため、「神戸学院大学文系学部併願制度合格者数調整会議規程」に基づき、各学部の合格者数を調整することを目的とした「文系学部併願制度調整会議」を行っている。当会議では、「神戸学院大学アドミッション・オフィサー規程」に基づいて学長が任命したアドミッション・オフィサーが中心となり、対象学部（学科）の合格者数を調整し、学部教授会に提案する。学部教授会は、その提案を審議し、その選考結果を学長（入試委員長）が決定す

る（資料 5-41、資料 5-42、資料 5-43）。

合格発表は本学ウェブサイトの「入試サイト」で行うと同時に、入学試験結果（各学部学科の受験者数、合格者数、合格最低点等）も公開している（資料 5-1 p. 46、資料 5-44）。また、不合格になった受験者から得点の開示請求があった場合は、窓口で本人確認を行ったうえで応じることで、選抜方法の透明性を確保している（資料 5-45【ウェブ】）。さらに、広く学外に向けては、採点講評と正答を掲載した「入学試験問題集」を発行している（資料 5-46 pp. 275-287）。このように、選抜方法の透明性の確保に加えて、過去問題の公表を行うことで、公正な入学者選抜の実施に努めている。

大学院における公正な入学試験のための取り組みとして、「大学院入学試験要項」に実施内容や手続き方法等の必要な事項を定め、あわせて「大学院案内」を発行し、各研究科の特長や教育内容を公表している（資料 5-2、資料 5-3）。また、法学研究科、人間文化学研究科、心理学研究科、栄養学研究科においては、研究科独自で入試説明会を開催し、研究内容、卒業後の進路等の説明や個別相談、施設見学、大学院生による大学院紹介（心理学研究科）を行い、さらなる情報提供に努めている（資料 5-47）。合否判定においては、「大学院学則」第 20 条及び第 39 条第 3 項第 1 号、並びに各研究科の「研究科委員会規則」に基づき、筆記試験や口頭試問等の成績を、各研究科委員会で厳正かつ公平に審議し、その選考結果を学長（入試委員長）が決定することで、公正な入学者選抜を実施することに努めている（資料 1-3【ウェブ】、資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6、資料 1-7、資料 1-8、資料 1-9、資料 1-10、資料 1-11）。合格者発表は、本学ウェブサイト上で公開し、不合格になった受験者から得点の開示請求があった場合は、窓口で本人確認を行ったうえで応じることで、選抜方法の透明性を確保している（資料 5-3 p. 14、p. 16）。

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施について、学部・大学院ともに、公平な入学試験実施のため、病気・負傷や障がい等のある受験者に対して、受験における配慮申請を受け付けており、その案内を「入学試験要項」「大学院入学試験要項」、本学ウェブサイトに掲載している（資料 5-1 p. 42、資料 5-3 p. 12、資料 5-48【ウェブ】）。学部入試においては入試総務委員長が配慮内容を決定し、大学院入試については各研究科長が配慮内容を決定し、受験者本人に通知している（資料 5-49、資料 5-50）。配慮内容については、本人から提出された申請書や、医師の診断書等を参考にし、合理的な配慮を検討し、他の受験者と公平に受験できるように努めている（資料 5-51、資料 5-52）。また、入学後の学生生活において配慮が必要な受験者に対しては、出願前に受験を希望する学部・研究科や教務センター・学生支援センターとの事前面談を行い、本人の希望や大学の受け入れ体制等について相互に確認し、入学後の問題を未然に防ぐため、適切な情報提供や説明を行い、大学生生活のスムーズなスタートを支援するよう努めている。また、過去に行った受験における特別な配慮例について、本学ウェブサイトに公開しており、志願者が事前に確認できるようにしている（資料 5-48【ウェブ】）。

以上のことから、入学者受入れの方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

点検・評価項目③	適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
評価の視点	<p>○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】） ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】） ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

大学設置基準に則り、学部学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は「学則」第3条に、大学院生の入学定員及び収容定員は「大学院学則」第5条に規定している。

また、入学定員に基づいて入試種別ごとに募集人員を設けており、各学部、各研究科は、学部教育あるいは大学院教育の質の保証及び向上の観点から適切な学生数となるよう合否判定を行っている。在籍学生数の管理は教務グループが行っており、本学ウェブサイトの「情報の公表」には5月1日現在の入学者数及び在籍学生数を公表し、学内外へ共有している。また、「教務委員会」において毎年5月1日現在及び10月1日現在の在籍学生数を学部、研究科に共有している（資料1-3【ウェブ】、資料2-24【ウェブ】、資料5-53）。

学部全体の入学定員は2,560名で、2023年度の入学者数は2,712名で入学定員に対する入学者数比率は1.06であり、入学定員を下回ることはなく、適切な入学者数が維持できている。ただし、学部別にみると、2023年度入学定員に対する入学者数比率が1.00未満の学部学科は人文学部（0.96）、総合リハビリテーション学部作業療学科（0.78）及び社会リハビリテーション学科（0.86）、栄養学部（0.97）、薬学部（0.94）であった（大学基礎データ表2）。

大学院全体の入学定員は修士課程57名、博士後期課程16名、博士課程3名で、2023年度の入学者数は修士課程37名、博士後期課程3名、博士課程3名で入学定員に対する入学者数比率は修士課程0.65、博士後期課程0.19、博士課程1.00であった（大学基礎データ表2）。

編入学定員については法学部、経済学部、経営学部、人文学部がそれぞれ4名に設定しており、2023年度の編入学定員に対する編入学生数比率は法学部0.75（3名）、経済学部1.00（4名）、経営学部1.00（4名）、人文学部0.50（2名）、4学部全体の編入学定員に対する編入学生数比率は0.81であった（大学基礎データ表2）。

学部（全学）においては、収容定員10,772名に対し、2023年度は在籍学生数11,248名で、収容定員に対する在籍学生数比率は1.04であり、適切に在籍者数を管理している（大学基礎データ表2）。

大学院（全学）においては、収容定員（修士課程114名、博士後期課程48名、博士課程12名）に対し、2023年度の在籍学生数は修士課程79名、博士後期課程19名、博士課程11名で収容定員に対する在籍学生数比率は修士課程0.69、博士後期課程0.40、博士課程0.92であり、いずれの課程も収容定員を満たさなかった。

ただし、研究科別にみると、総合リハビリテーション学研究科医療リハビリテーション学専攻修士課程（1.33）及び博士後期課程（1.44）、栄養学研究科修士課程（1.17）は2023年度の収容定員に対する在籍学生数比率が高くなっている。なお、総合リハビリテーション学研究科博士前期課程社会リハビリテーション学専攻の収容定員に対する在籍学生数比率は1.00である（大学基礎データ表2）。

学部（全学）では在籍学生数は収容定員を満たしているが、学部ごとに見ると、2023年度、在籍学生数が収容定員を満たしていなかったのはグローバル・コミュニケーション学部（0.99）、総合リハビリテーション学部作業療法学科（0.86）及び社会リハビリテーション学科（0.98）、栄養学部（0.97）、薬学部（0.97）だった。グローバル・コミュニケーション学部は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、外国人留学生対象の日本語コースにおいて入国制限による外国人留学生の受験が減少したこと、中国語コースにおいては中国の大学への留学が必須であることも影響して受験者が減少したことが原因として考えられるが、現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は収束に向かっており、また外国人留学生の入国制限も解除されているため、2024年度入試以降は受験者数の回復をめざしていく。グローバル・コミュニケーション学部の各コースは少人数教育ならではのサポート体制を前面に出し、また総合リハビリテーション学部、栄養学部、薬学部についても、1年次から教員が国家試験合格まで責任を持って指導していることを強調した広報を行うことで志願者数の増加につなげていく。あわせて、高等学校への訪問や進学相談会への参加も積極的に行う（資料1-30【ウェブ】、資料5-54【ウェブ】、資料5-55【ウェブ】）。

逆に、2023年度、在籍学生数が収容定員を超過したのは法学部（1.10）、経済学部（1.07）、経営学部（1.12）、現代社会学部社会防災学科（1.06）、総合リハビリテーション学部理学療法学科（1.10）等だった。2024年度以降の入学試験では、適切な収容定員が維持できるように現在の在籍学生数も加味したうえで合否判定を行い、学生にとって最適な教育環境が保てるように努める（大学基礎データ表2）。

大学院においては2023年度、在籍学生数が収容定員を満たしていなかったのは、修士課程では法学研究科（0.29）、経済学研究科（0.25）、人間文化学研究科（0.60）、心理学研究科（0.86）、博士後期課程では法学研究科（0.00）、経済学研究科（0.17）、人間文化学研究科（0.42）、心理学研究科（0.00）、食品薬品総合科学研究科（0.00）、博士課程では薬学研究科（0.92）だった。

逆に、在籍学生数が収容定員を満たしていたのは、修士課程では総合リハビリテーション学研究科（1.20）及び栄養学研究科（1.17）、博士後期課程では総合リハビリテーション学研究科（1.44）だった（大学基礎データ表2）。

大学院の収容定員に対する在籍学生数未充足に関する対応策として、本学の学部学生の進路に大学院への進学を加えてもらえるよう、筆記試験を軽減した「成績優秀者対象者入学試験」を設けて、本学の成績優秀者に出願資格を与え、受験を促進している。また、心理学研究科は甲南大学公認心理師養成センターと連携協力に関する協定を締結し、当該大学の卒業見込み者で公認心理師に関する専門教育科目を履修するなどの要件を満たす者にも「成績優秀者対象入学試験」の受験資格を与え、学生を受け入れる体制を整備している

(資料 5-23 pp. 1-2、資料 5-56)。しかし、学部に比べて大学院の広報媒体や相談会の機会が限られていることもあり、現在のところ一部の研究科において、収容定員の充足には至っていない。

収容定員に対する在籍学生数比率が過剰だった研究科もあったが、収容定員が少ないため、2～3名の超過であっても収容定員に対する在籍学生数比率が高くなり、学生受け入れの判断は大変難しい。その場合でも、学生の研究活動に支障が出ることがないことを各研究科が確認したうえで受け入れを行った(大学基礎データ表 2)。

以上のことから、収容定員に基づく在籍学生数の適正な管理については、一部課題があるものの、適切な定員を設定して学生の受け入れを行っているとは判断できる。

点検・評価項目④	学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性の点検・評価は、主に中期行動計画「教育」分野の中期計画「附属中学校・高等学校との連携推進」や実行計画「アドミッションポリシーに基づく入学選抜の実施と入試制度の改善」や「大学運営」分野の実行計画「募集力強化のための募集広報の推進」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている(資料 1-36【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】)。

中期行動計画に基づく、学生の受け入れの改善・向上の実例として、第2次中期行動計画(2018-2022)「教育」分野の実行計画「入試種別と学内成績等との関係に係る追跡調査の実施と結果の検討」等に基づき、入学・高大接続センターにおいて、ワーキンググループを設置し、新評価制度策定に向けた協議を行い、2025年度入試より公募制推薦入試において評価基準の統一化や明確化、活動評価の基準や点数付けの改善を行い実行に移す予定である(資料 5-57)。

また、全学的な入学者選抜方法について、学長を委員長とし、副学長、各学部長、大学事務局長、入学・高大接続センター所長、共通教育センター所長で構成する「入試委員会」で検証をすることを毎年度確認し、全年次、全選抜区分の学部学生に関する、入学後の学習状況等(GPA、留年・退学状況)のクロス分析資料を用いた入学者選抜方法の妥当性の検証を行っている(資料 5-58、資料 5-59)。検証の結果、「入学者選抜方法・募集人員・入学定員等の変更の必要性」があると判断した学部については、入学者選抜方法等について変更を行うなど状況の改善を図っている。

例えば、総合リハビリテーション学部では、一部の入学者において入学した学科のミスマッチや成績不振が生じていることや、離学率の上昇やストレート卒業率の低下が見られた。それらの防止対策として、2024年度入試より総合型選抜である「理学療法学科適性評価入試」「作業療法学科適性評価入試」を導入し、学科試験による入学試験だけでなく志望理由や小論文、面接によっても適性を判定することとした(資料 5-60、資料 5-61)。こ

のように「入試委員会」で検証した結果に基づき、どのような対応を行ったかということも含め、中期行動計画に掲げる中期目標及び中期計画の進捗状況について2か月に1回開催する「入学関係自己点検評価委員会」にて協議し、点検内容及びその自己評価が適切か確認し、入学・高大接続センター全体で改善・向上につなげている（資料5-62）。

また、附属高等学校接続型入試に関連する事業については、中期行動計画「教育」分野の実行計画「附属中学校・高等学校との連携推進」等に基づき、「高大接続関係自己点検評価委員会」で点検・評価し、入学・高大接続センター全体で改善・向上につなげている（資料5-63）。また、アドミッション・ポリシーと学生募集、入学者選抜の実施方法の整合性は、中期行動計画「教育」分野の実行計画「三つのポリシーに基づく恒常的なPDCAの実施」等に基づき、学内の自己点検・評価プロセスの一環として、毎年度、各学部・研究科の「自己点検評価委員会」で点検・評価を行っている。

その他、研究科の入試大綱や募集人員等については、学長を委員長とし、副学長、各研究科長、各研究科の教授、教務センター所長、入学・高大接続センター所長及び学生支援センター所長で構成する「大学院委員会」で毎年度審議し、最終決定を行っている（資料5-38、資料5-39）。

以上のことから、学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについて、適切に行っていると判断できる。

（2）長所・特色

- 1) 人間文化科学研究科修士課程では、本学学部4年次生の教職志望者に限定した推薦入学試験を実施している。指導教員による推薦書、3年次終了時点での学業成績、小論文及び口頭試問によって入学者を選抜しており、学力や研究能力のみにとらわれない、教員としての資質を重視した入学者選抜を行っている点は特色である（資料5-24 p.2、大学基礎データ表3）。
- 2) 入試問題の出題ミスを防止する取り組みの一つとして、前年度の「入試問題委員会」が未完成の原稿をチェックし、第三者の視点で今年度委員にフィードバックを行っている（資料5-34、資料5-64）。問題作成には携わらない教員が新しい視点で、かつ直近の作問経験を生かした点検をすることで、訂正箇所が指摘される成果が見られ有効に機能している。また、入学試験実施後は直ちに入学試験問題と正答を希望する高等学校に郵送して出題内容を確認していただき、高等学校が出題内容に対する疑義や意見を出す機会につなげている。それらの意見等を参考に入試問題を適切に改善すると同時に受験者の高等学校での学習努力が報われるように、難問や奇問を避け、本学の教育を受けるにあたって必要な学力が測れる問題となるよう努めている（資料5-65）。このように、入試問題の適正に関して、多面的に最大限の配慮をするよう努めている点は、本学の長所である（資料5-34）。
- 3) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について、2023年5月に5類感染症に位置付けられたことに伴い、2024年度入試より文部科学省の大学入学者選抜実施

要項から、各大学に対する特別対応の要請が削除されているが、本学では、引き続き入学志願者に安心して受験してもらえるよう、罹患者や体調不良者に対して、追試験の実施や受験日の振替、入学検定料の返還など主要な特別対応について継続して実施している点は特色である（資料 5-66）。

（3）問題点

- 1) 年々進行する少子化の中で、安定した入学者の獲得が、本学における今後の大きな課題である。受験者が年内入試への受験にシフトしている現状において、多面的・総合的に受験者を評価し、学部が「求める学生像」に適合した者を選抜することができる総合型選抜入試は、今後重要な入試になるが、現在は一部の学部（法学部、人文学部、心理学部、グローバル・コミュニケーション学部、総合リハビリテーション学部）での実施にとどまっている。未実施の学部のうち、栄養学部と薬学部が 2025 年度入試より実施することになっているが、残りの学部（経済学部、経営学部、現代社会学部）も 2026 年度入試で導入し、全学部で実施できるよう検討する必要がある。
- 2) 学士課程教育においては、入学定員充足率は各学部学科とも概ね達成しているため、適切な設置状況といえるが、大学院課程においては、一部の研究科で入学・収容定員ともに満たさず、なかには学生が在籍していない研究科もある。大学院再編検討ワーキンググループ答申では、特に修士（博士前期）課程を活性化し大幅定員割れを解消することや、研究者養成中心から脱却し「高い専門性と広い視野を持つ職業人」の育成への転換等を謳っているが、2023 年度現在、収容定員充足率に関しては、具体的な進捗はみられない（資料 2-34）。各研究科は志願者確保に向けた取り組みを検討しており、内部進学促進のための説明会実施などを行っているが、入学定員の充足率を満たすには至っていない。

（4）全体のまとめ

本学では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいてアドミッション・ポリシーを策定しており、これに基づき、大学全体、学部・研究科ごとに学生像や入学希望者に求める水準、判定方法について具体的に明示している。これらの情報は本学ウェブサイト、「大学案内」「入学試験要項」などを通じて学内外に広く周知している。

学生募集においては、各学部の教員、部署の事務職員、在学生と協力して、多様な入試広報活動を展開している。特にオープンキャンパスでは学生主体の運営体制を整備し、入試相談会では各部署からの専門スタッフによる「入試アドバイザー制度」を導入するなど、受験者の視点に立った充実した広報活動を展開している。

入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに基づいて、学部及び大学院の両方でさまざまな種類の入学試験を実施し、多様な学生を選抜することを通じて大学教育の活性化を促進している。また、入学試験は「入試委員会規則」と「大学院学則」に準拠し、各種委員会を設置して、公正かつ公平な方法で実施している。身体の障がいなどにより、受験において配慮が必要な場合は、合理的な配慮に基づいて公平な入学試験を実施し、入学後の学習においても事前に適切な情報提供や説明を行い、入学後の大学生活をサポート

している。また、合格発表と同時に入学試験結果の公表を本学ウェブサイトで行い、正答を掲載した入学試験問題集を発行することで、入学者選抜の透明性の確保と公正な入学者選抜に努めている。

入学者数については、2023年度全学部の入学者数比率は入学定員の1.06であり、在籍者数比率についても収容定員の1.04を維持しており、大学全体として入学者数、在籍者数ともに適切に管理できている。但し、学部別に見ると年度により異なるがいくつかの学部で入学定員を満たせない状況が生じている。大学院においては、全体の入学者数比率及び在籍者比率は1.00未満が続いているため、入学定員及び収容定員を充足するための改善策を講じていく必要がある。

学生の受け入れの適切性の点検・評価は、主に中期行動計画「教育」分野の中期計画「附属中学校・高等学校との連携推進」や実行計画「アドミッションポリシーに基づく入学選抜の実施と入試制度の改善」や「大学運営」分野の実行計画「募集力強化のための募集広報の推進」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている。

また、全学的な入学者選抜方法について、学長を委員長とし、副学長、各学部長、大学事務局長、入学・高大接続センター所長、共通教育センター所長で構成する「入試委員会」で検証をすることを毎年度確認し、全年次、全選抜区分の学部学生に関する、入学後の学習状況等（GPA、留年・退学状況）のクロス分析資料を用いた入学者選抜方法の妥当性の検証を行っている。検証の結果、「入学者選抜方法・募集人員・入学定員等の変更の必要性」があると判断した学部については、入学者選抜方法等について変更を行うなど状況の改善を図っている。

その他、研究科の入試大綱や募集人員等については、学長を委員長とし、副学長、各研究科長、各研究科の教授、教務センター所長、入学・高大接続センター所長及び学生支援センター所長で構成する「大学院委員会」で毎年度審議し、最終決定を行っている。

第6章（基準6） 教員・教員組織

（1）現状説明

点検・評価項目①	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
評価の視点	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

第1章で前述しているとおり、本学は、神戸学院大学のあるべき姿（目指す姿）、それを実現するための教育と運営の基本理念、そしてその実現を担う教育職員と事務職員のあるべき姿として「神戸学院大学憲章」を制定している（資料1-2【ウェブ】）。その一節である「期待する教育職員像」は、次のとおりである。

「神戸学院大学が期待する教育職員像」

- ・建学の精神を遵守し、教学に反映する人
- ・学生・教職員間の意思疎通に努め、相互理解を深めようとする人
- ・学生の悩みやニーズに向き合い、真摯に相談相手になろうとする人
- ・学生の知的好奇心を触発し、将来の進路を示そうとする人
- ・社会的常識や倫理観を備え、良識を育もうとする人
- ・よりよい教育活動と研究活動に努めようとする人
- ・自らの知見を大学運営や社会貢献に活かそうとする人
- ・大学は学生が主体的に学ぶ場であることを認識できる人

これは、主として、本学の教育職員の教育に対する共通姿勢を明示したものであるが、各学位課程における専門分野に関する能力については、文理10学部を要する本学にあって、一律に規定することは困難である。よって、別に定める各学部等の「教育職員選考基準」に明示している（資料6-1、資料6-2、資料6-3、資料6-4、資料6-5、資料6-6、資料6-7、資料6-8、資料6-9、資料6-10、資料6-11）。

また、全学の「教員組織の編制方針」を2016年11月に制定し、次のとおり掲げている（資料2-14【ウェブ】）。

教員組織の編制方針

全学のカリキュラム・ポリシーを実践し、全学の教育目標である「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」を実現するために、建学の精神「真理愛好・個性尊重」および神戸学院大学憲章をふまえ、以下の方針で教員組織を編制する。

1. 「共通教育科目」ならびに学部横断的な教育プログラムを運営し、全学的な教育改善を推進するために、全学教育推進機構に必要な専任教育職員を配置する。

2. 各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーに基づく教育を推進するために、それぞれのカリキュラム内容を配慮し、各学部専任教育職員を配置する。

この方針の下に、各学部・研究科、全学教育推進機構、共通教育センターの教員組織の編制方針を掲げている（資料2-14【ウェブ】）。

一例として、心理学部では、大学として期待する教育職員像に基づき教員組織の編制方針を資料のように定めている（資料6-12【ウェブ】）。教員組織の編制に関しては、「公認心理師チーム」と「心理学探究チーム」に分け、医療、福祉、教育、産業、司法の公認心理師養成の5分野にわたる編制を行っている。

このように、教員の分野構成は、各学部・研究科等のカリキュラムにおける分野や部門、科目群、コースといった体系的な教育課程の基盤となる枠組みで構成している。役割・責任や連携のあり方は各学部・研究科の特色に応じて様々であるが、教育研究上の責任所在は、全学的に、成績評価や個人研究等、各教員に委ねるものと、カリキュラム改善・改定等、各学部・研究科等が負うものと適切に分かれている。

なお、教員組織の編制方針の適切性については、2022年9月開催「大学内部質保証推進委員会」において、現状に即した見直しの必要性について確認を行い、2023年9月「大学内部質保証推進委員会」及び「総合企画会議」において、全学及び各学部・研究科の教員組織の編制方針の一部見直し等について審議し、決定した。

以上のことから、本学が期待する教育職員像や各学部・研究科等の教員組織の編制方針は適切に明示しており、また、本学ウェブサイトを通じて、適切に学内外に広く周知・公表していると判断できる。

点検・評価項目②	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携 ○教養教育の運営体制

本学の大学全体及び学部ごとの専任教員数は、学長が議長となり、組織計画及び人事政

策に関する事項等を審議する「総合企画会議」で審議し、大学設置基準や、教員組織の編制方針との整合性を図りつつ、適切な教員配置を行っている（資料 3-20、資料 6-13）。具体的には、専任教員一人当たりの学生数（法学部、経済学部、経営学部、人文学部は 46 名、心理学部は 36 名、現代社会学部、グローバル・コミュニケーション学部は 41 名、栄養学部、薬学部は 30 名）をもって、各学部学科の収容定員数を除して算出したものを教員定員数としており、総合リハビリテーション学部では各学科の大学設置基準上の必要人数＋2 名を教員定員数としている。また、教員定員の 15%程度（小数点第 1 位を四捨五入）を任期付教員の採用としている。助教の配置については、現行定員 28 名を総合リハビリテーション学部、栄養学部、薬学部の収容定員数で案分している（資料 3-20、大学基礎データ表 1）。

第 3 章で前述しているとおり、本学では、教養教育、すなわち共通教育等の企画及び運営を目的とする「共通教育センター」を設置しており、同センターにも、専任教員を複数名、配置している。当該教員は共通教育科目の授業担当にはじまり、多くの場合、各分野の授業担当教員間の調整役としての「分野主任」を務めている（資料 3-1、資料 6-14）。

大学院課程担当教員については、大学院設置基準や、「神戸学院大学大学院担当教員任用規程」により、研究指導教員及び授業担当教員の任用に関して、必要な事項を定めている（資料 6-15）。一例に、人間文化学研究科では、すべての科目担当教員に大学院教育に関連した「大学院教育実績・研究業績書」を提出させ、「大学院担当資格審査委員会」による審査を行っている（資料 6-16、資料 6-17）。不十分な場合は、研究科長から該当者に改善を指示している（資料 6-18）。

教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置については、必修科目を専任教員が担当する割合は全学部平均で 87.2%であり、おおむね専任教員が担当している（大学基礎データ表 4）。

専任教員数を年齢別にみると、5 歳ごとの階級別教員数は、40 歳以上でおおむね平準化しているが、39 歳以下はやや少ない。また、男女比でみると、学部では男性 230 名、女性 99 名で約 7 : 3、大学院では男性 217 名、女性 61 名であり、いずれも男性が多い状況である。

教員の授業担当負担への適切な配慮として、2008 年 9 月 3 日開催の「総合企画会議」において、専任教員持ちコマ数に関する申し合わせを行い、以降、大学全体で適宜見直しを行いながら授業担当コマ数が過多とならないよう運営している（資料 6-19）。

なお、2023 年度において、法学研究科国際関係法学専攻（修士課程）の研究指導補助教員数が一時的に 2 名不足している状況にあるが、2024 年度においては、大学設置基準、大学院設置基準で必要とされる専任教員数を充足する予定である。

以上のことから、一部の修士課程において、研究指導補助教員数が一時的に不足している状況にあるものの、教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動を展開するための教員組織の編制について、おおむね適切であると判断できる。

点検・評価項目③	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
評価の視点	○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任

	等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施
--	--

専任教員の募集については、公募を原則とし、本学ウェブサイトにて教員採用情報を掲載して募集を行っている（資料 6-20【ウェブ】）。

専任教員の採用・昇任に関する規程及び手続については、学部ごとに「教育職員選考規程」及び「教育職員選考基準」に規定している（資料 6-1、資料 6-2、資料 6-3、資料 6-4、資料 6-5、資料 6-6、資料 6-7、資料 6-8、資料 6-9、資料 6-10、資料 6-11、資料 6-21、資料 6-22、資料 6-23、資料 6-24、資料 6-25、資料 6-26、資料 6-27、資料 6-28、資料 6-29、資料 6-30、資料 6-31）。任期付教員の採用・再任に関する規程及び手続については、「任期付教員任用規程」「任期付教員任用規程運用細則」及び「任期付教員再任要項」に規定している（資料 6-32、資料 6-33、資料 6-34）。

専任教員の採用又は昇任については、学部ごとの「教育職員選考規程」に基づき、「選考委員会」を組織し、審査を行っている。「選考委員会」は、候補者について適否を審査し、教授会に選考結果を報告する。教授会は、「選考委員会」からの報告に基づき、投票等により採用又は昇任の候補者を決議している。各学部の専任教員の採用及び昇任の決定は、「評議会」の議を経て、理事長が行っている（資料 6-35）。任期付教員についても、専任教員と同様である。

一例として、経営学部では、教員と担当科目の適合性について、新規採用時に、当該教員の研究業績や教育実績だけでなく、模擬授業又はプレゼンテーションと面接を実施することで学生に対する指導教育能力の確認を行っている（資料 6-36）。非常勤講師の新規採用時においても、業績審査を教授会でやっている。

また、大学院担当教員の任用については、「大学院担当教員任用規程」を設け、研究指導及び授業担当教員を定めている（資料 6-15）。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を公正かつ適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
評価の視点	○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学のFDは、「本学の教育にかかわるすべての組織及びその構成員が、「神戸学院大学憲章」にもとづく教育目標の達成を目指して行う、教育の質向上のための組織的で継続的な取り組み」と定義している（資料 6-37【ウェブ】）。

具体的には、全学的な教育の質的向上の推進を目的とする「全学教育推進機構」が主体となって、FDの組織的な実施を行っている。「神戸学院大学全学教育推進機構規則」第12条に規定する「学部FD委員会」及び同規則第13条に規定する「大学院FD委員会」

にて、毎年度、「FD委員会活動方針」として、全学的な年間スケジュール案を策定、審議している（資料 2-15、資料 4-98）。2023 年度の取り組みは資料のとおりであるが、例えば、2023 年 4 月 28 日に開催した「学生を評価主体として育成するためのルーブリックの活用」講師：斎藤有吾氏（新潟大学 教育基盤機構 教学マネジメント部門 准教授）では、ルーブリック評価における基礎知識から、評価における具体的な活用方法までを網羅的に説明いただき、実践性の高いFDとして開催することができた。

また、全学教育推進機構が主体となって実施するFDについては、「FDアニュアル・レポート」として総括し、本学ウェブサイトを通じて大学内外に広報・周知している（資料 6-38【ウェブ】）。

専任教員の全学的なFD参加率は、5年連続で100%を達成しており、全学的な取り組みとして全学教育推進機構室が主催する全学的なFDをはじめ、さまざまな活動を活発に行っている（資料 6-39）。また、全学的なFDは、非常勤講師も参加対象としており、本学のFDの定義である「本学の教育にかかわるすべての組織及びその構成員が、大学憲章にもとづく教育目標の達成を目指して行う、教育の質向上のための組織的で継続的な取り組み」を具現化する取り組みである（資料 6-38【ウェブ】）。さらに、共通教育センターでは、非常勤講師を対象としたFDを実施しており、これは本学独自の特色ある取り組みである（資料 6-39 pp. 55-57、pp. 59-64）。

このように、積極的なFD活動は、本学の教員の資質向上及び教員組織の改善・向上の取り組みにおける大きな特色となっている。各学部・研究科においても多岐にわたる独自のFDを行っているため、以下では、いくつかの学部・研究科を例示する。

人文学部

2023 年 2 月 22 日に実施したFD研修会のなかで人文学部教員が行っている社会貢献活動の事例を共有し、教員の社会貢献活動の活性化・資質向上を図った。また、同日は、人文学部独自の競争的研究費である研究推進費についても情報を共有し、教員の研究活動の活性化を図った（資料 6-40）。

研究推進費については、毎年、学部内で選考の手続き・基準等を明示して募集し、「教育・研究委員会」による審査を経て配分を行っている。学部独自の競争的研究費を設定することで教員の教育・研究活動を活性化するとともに、科学研究費応募者を選考上優遇する規程を設けることで科学研究費への応募を間接的に促すなど、研究推進費は学部運営の上で重要な位置を占めており、教育・研究に係る教員の資質改善のために不可欠かつ極めて有意義な存在である（資料 6-41）。

総合リハビリテーション学部

2019 年から継続して、障がい学生支援への理解、教育における合理的配慮の具体例などを学内外の講師を招いて、研修を行っている（資料 6-42）。さらには、「FD委員会」委員が高知大学、高知県立大学などの障がい学生支援室の教員との協働について調査を行い、その結果を学部で共有した（資料 6-43）。2021 年には、他大学のコロナ禍におけるオンライン授業の方法をテーマに、講師を招き、その具体的方法についてディスカッションした（資料 6-44）。また「FD委員会」委員が早稲田大学、創価大学、東京立正短期大学、立

教大学の教員や担当者に、FD活動実態に関するインタビュー調査を行い、その結果を学部内で共有した（資料6-45）。

栄養学部

2018年度から2023年度にかけて、年間を通し教員の質向上に向けた多面的な学部FD活動を学部内で組織的に検討し、実施している。近年は、以下3つを主たる課題として取り組んでいる。

- (1) 学生の成長度評価・分析に基づく教育効果向上に向けた活動
- (2) 国家資格取得者養成校の社会的要請に対する理解を深める活動
- (3) 現代社会の要請に応じたオンライン/eラーニング活用の促進

課題（1）において、入学予定者を対象に事前学習支援として入学前準備教育を施しており、この準備教育を通して大学入学時の学生の学力を分析・把握することで、大学4年間でどのような方針で教育するのが適切か、学部教員がその指針を構築するための入学前準備教育結果報告会を開催し、意見交換に毎年取り組んでいる（資料6-46）。また、学部教員が携わった大学4年間の教育効果を評価する観点から、低年次と高年次の学生を対象に、知識量の評価に加え、リテラシー（知識を活用する能力）とコンピテンシー（行動実践力）について成長度を毎年継続して測定・分析する「基礎力測定報告検討会」を開催している（資料6-47）。

課題（2）では、より専門的な教育指導力を培う観点から、各専攻分野の国内有識者が集い意見交換する研修会（全国栄養士養成施設協会特別研修会、日本臨床検査学教育学会学術大会）に本学部教員も参加し、各分野における全国的な社会的変化及び社会的ニーズをフォローアップし、学部内で情報共有に力を入れている（資料6-48）。また、学生が国家試験を突破することが可能となる教育を施すために、国試レベルに準ずる問題作成への取り組み方・考え方・注意点など、国試出題委員経験のある学部構成員が中心となり、勉強会を開催している（資料6-49）。

課題（3）では、世界的感染症拡大を受けてオンライン教育の必要性が迫られたことを機に、オンライン教育システムの構築とそのシステムを活用した教育手法について度重なる勉強会を開催してきた（資料6-50）。同時に、急遽導入したオンライン授業の影響から学生の心理的変化が懸念されるようになり、栄養学部では本学心理学部の学内教員を講師に招聘し、学生対応について心理的側面から理解を深める講習会を開催した（資料6-51）。さらに近年は、インターネットを通じたコミュニケーションを取り入れた形の対面授業の重要性に目を向け、eラーニング・プラットフォーム活用スキルの向上に向けた講習会を開催している（資料6-52）。

薬学部

教育研究に関わる教員の資質向上への取り組みでは、国内外の外部講師によるFD講演会、薬剤師のためのワークショップ in 近畿（実務実習指導薬剤師養成ワークショップ）などへの参加やタスクフォースの派遣などを実施している（資料6-53）。

また、教員の資質向上を図るためのFD活動を「薬学部FD部会」により定期的に行っており、原則月1回実施しているファカルティセミナーでは、各回2名の教員によって教

育活動、研究活動を報告している（資料 6-54）。このセミナーでは、例えば、教授、准教授は研究のコンセプトや専門分野における最新動向を紹介し、専門分野の研究ヒントなどを若手に授けることを目指し、助手、助教を中心とした若手教員は、現在取り組んでいる研究について紹介し、10年後の自身の将来（研究）展望についても盛り込むことを求めている。さらに、薬剤師の生涯教育の一環として神戸学院大学卒後研修会、漢方薬・生薬セミナーなどを「薬学部同窓会（神戸学院大学薬学会）」と共催している（資料 6-55）。また、官学連携として、大学と神戸市消防局との連携協定のもと 2008 年度より神戸市消防局特殊災害隊研修及び神戸市消防学校特殊災害研修を学内で実施している（資料 6-56）。

人間文化学研究科

研究科独自の F D 研修会を主催・実施している（資料 6-40）。特に 2023 年度からのカリキュラム改編に向けて F D 活動を実施し、2021 年 6 月 9 日、7 月 14 日には新しいカリキュラムの全体像、同 9 月 8 日には資格課程（教職課程）の配置、同 11 月 10 日にはカリキュラム・ポリシーをはじめとする三つのポリシーの見直し・検討を行い、改編の達成につながった（資料 6-57）。

また、研究科において継続的に実施している「学生による授業改善アンケート」の結果を「研究科委員会」で共有し、授業方法の開発・改善を行っている（資料 4-91）。例えば、2022 年度は第 8 回「研究科委員会」で前期授業分を、第 15 回「研究科委員会」で後期授業分のアンケート結果を共有した（資料 6-58、資料 6-59）。

総合リハビリテーション学研究科

年に 2 回、F D 講演会を実施している。テーマや開催時期などについては研究科に所属する教員にアンケートをとり、テーマに沿った教育活動の実践報告等をもとに意見交換や議論を行っている（資料 6-60）。本研究科の目的を達成するための教育改善を主眼に、2022 年度は、F D 講演で大学と病院との教育連携について、その具体的内容について学び、本研究科への応用について議論を深めた（資料 6-61）。

薬学研究科

2017 年度認証評価受審時に、「研究科独自の教育の観点に特化した F D 活動が行われていないので、改善が望まれる」と努力課題が付された。それを受けて、2021 年度より「知の創造セミナー」を年に 2 回、薬学研究科が主催し、「薬学研究科大学院 F D 委員会」委員が企画運営している（資料 6-62）。このセミナーは、「最新の研究成果に触れる機会を確保することにより、大学教員の経験値・モチベーションの向上、組織の枠を超えた教員間の連携強化・組織化を促進・奨励し、学内外の共同研究に発展する可能性を生み出すと共に、一連の活動を通じて大学教育・研究の質的向上を図ること」を目的としており、薬学研究科教員・大学院生に加え、薬学部教員・学生や学外にも公開している（資料 6-63【ウェブ】）。

この他にも、本学では教員へのスタッフ・ディベロップメント（SD）（以下「SD」という。）としての取り扱いの下、全学的に「ハラスメント防止研修会」「研究倫理・不正

防止に関する研修会」をはじめ、さまざまな教員研修を行っている（資料 6-64、資料 6-65）。

また、指導教員の指導のもとに、学部及び修士課程の実験、実習及び演習等に対する教育的補助業務を行う T A を含む大学院生においては、研究倫理・不正防止に関する研修として、研修倫理教育 e-ラーニングの受講を義務付けている（資料 6-66、資料 6-67）。くわえて、2024 年度以降は、T A に対して、各研究科の特性等に応じた研修もあわせて全研究科で実施する予定である。

以上のことから、F D 活動を組織的かつ多面的に実施することで、十分に教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっていると判断できる。

点検・評価項目⑤	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性の点検・評価は、主に中期行動計画「教育」分野の中期計画「F D の推進」、「大学運営」分野の中期計画「効率的な組織運営」や「男女共同参画の推進」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につながっている（資料 1-36【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】）。

以下、中期行動計画等に基づく、教員組織の改善・向上の実例である。

中期行動計画の各年度自己点検・評価報告書である「年次達成度報告書」の「大学内部質保証推進委員会」による検証に基づき、全学教育推進機構が主催する大学全体の F D 活動への参加・実施は申し分ないものの、研究科固有の F D の実施が 2022 年度に十分できていなかったとして、栄養学研究科及び食品薬品総合科学研究科に対して、提言「改善指示・指導」を付し、「神戸学院大学内部質保証推進規程」に則して、学内手続きを行い、2023 年度の改善につながっている（資料 6-39 pp. 76-77）。また、心理学部固有の F D の実施については、精力的な F D 活動により、課題解決等につながっており、他学部・研究科に推奨できる取り組みとして、提言「長所」を付した。これらの提言は、計画の改善・向上に向けた取り組みの実行性・実効性を高める支援等のため、学内ポータルサイトである学内情報サービスを通じて全専任教職員に周知している。また、「大学内部質保証推進委員会」の委員会資料を全専任教職員に共有することでも周知をしている。

また、第 3 次中期行動計画（2023-2027）「大学運営」分野、中期計画「効率的な組織運営」の実行計画「教員組織の編制方針に基づく運営」等に基づき、教員組織の編制方針の見直しが定期的に必要であると「大学内部質保証推進委員会」において判断し、2023 年度に全学部、研究科において「教員組織の編制方針」の見直しを実施した。

大学院においては、2023 年度に一時的に法学研究科修士課程国際関係法学専攻の研究指導補助教員数が 2 名不足していることを確認し、同実行計画に基づき、学長より、法学研

究科に確実な対応を依頼した。これにより、2024年4月1日には、大学院設置基準で必要とされる教員数が充足するよう改善する予定である。

その他、大学設置基準等を満たした教員定員数を定め、「総合企画会議」において、教員定員数の確認や見直しを毎年度行い、各学部等の教員採用状況等の点検を行っている（資料3-20）。

なお、各学部等が教員の採用人事を行う際には、学部長等は学長に教員組織の適切性の観点を含めて説明し、承認を得ることを求めている。

また、女性教員比率、上位職比率の向上については、第2次男女共同参画推進計画2023-2027「アクション6」の「上位職や管理職におけるバランスのとれた男女比率」や、中期行動計画の「大学運営」分野の中期計画「男女共同参画の推進」の実行計画「神戸学院大学男女共同参画推進宣言、男女共同参画推進計画に基づく大学内の環境整備」及び「女性教員比率、上位職比率の維持・向上」等に基づき、男女共同参画推進室、各学部等が取り組んでいる（資料6-68【ウェブ】）。その成果として、女性教員比率は2017年度の26.5%から2023年度は30.1%（2023年5月1日現在）、女性上位職比率は2017年度の21.8%から2023年度（2023年10月1日現在）は26.1%と改善している。

以上のことから、教員組織の適切性についての定期的な点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについて、適切に行っていると判断できる。

（2）長所・特色

- 1) 専任教員の全学的なFD参加率は、5年連続で100%を達成しており、全学的な取り組みとして活発に行っている（資料6-40）。具体的には、資料のとおり、全学教育推進機構室が主催する全学的なFDをはじめ、さまざまな活動を行っている（資料6-38【ウェブ】、資料6-39）。全学的なFDは、専任教員だけでなく、非常勤講師も参加対象としており、本学のFDの定義である「本学の教育にかかわるすべての組織及びその構成員が、大学憲章にもとづく教育目標の達成を目指して行う、教育の質向上のための組織的で継続的な取り組み」を具現化する取り組みである（資料6-38【ウェブ】）。さらに、共通教育センターでは、非常勤講師を対象としたFDを実施しており、これは本学独自の特色ある取り組みである（資料6-39 pp. 55-57、pp. 59-64）。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

神戸学院大学のあるべき姿（目指す姿）、それを実現するための教育と運営の基本理念、そしてその実現を担う教育職員と事務職員のあるべき姿として「神戸学院大学憲章」を制定している。これは、主として、本学の教育職員の教育に対する共通姿勢を明示したものであり、各学位課程における専門分野に関する能力については、文理10学部を要する本学にあって、一律に規定することは困難であるため、別に定める各学部等の「教育職員選考基準」に明示している。また、「教員組織の編制方針」を掲げ、本学ウェブサイト

を通じて広く公表しており、この方針の下に、各学部・研究科の方針を掲げている。

教員の方針構成は、各学部・研究科等のカリキュラムにおける分野や部門、科目群、コースといった体系的な教育課程の基盤となる枠組みで構成している。役割・責任や連携のあり方は各学部・研究科の特色に応じて様々であるが、教育研究上の責任所在は、全学的に、成績評価や個人研究等、各教員に委ねるものと、カリキュラム改善・改定等、各学部・研究科等が負うものとの適切に分かれている。

教員組織の編制方針に基づいた、教育研究活動を展開するための教員組織の編制について、本学の大学全体及び学部ごとの専任教員数は、学長が議長となり、組織計画及び人事政策に関する事項を審議する「総合企画会議」で審議し、大学設置基準第10条の順守はもちろんのこと、教員組織の編制方針との整合性を図りつつ、適切な教員配置を行っている。

大学院課程担当教員については、大学院設置基準第9条の順守はもちろんのこと、「神戸学院大学大学院担当教員任用規程」により、研究指導教員及び授業担当教員の任用に関して、必要な事項を定めている。

教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適切な配置や、専任教員の年齢構成については、おおむね適切である。

専任教員の募集は、公募を原則とし、本学ウェブサイトにて教員採用情報を掲載して募集を行っている。専任教員の採用・昇任に関する規程及び手続きについては、学部ごとに「教育職員選考規程」及び「教育職員選考基準」に規定している。任期付教員の採用・再任に関する規程及び手続きについては、「任期付教員任用規程」「任期付教員任用規程運用細則」及び「任期付教員再任要項」に規定している。専任教員の採用又は昇任については、学部ごとの「教育職員選考規程」に基づき、「選考委員会」を組織し、審査を行っている。「選考委員会」は、候補者について適否を審査し、教授会に選考結果を報告する。教授会は、「選考委員会」からの報告に基づき、投票等により採用又は昇任の候補者を決議している。各学部の専任教員の採用及び昇任の決定は、「評議会」の議を経て、理事長が行っている。任期付教員についても、専任教員と同様である。

また、大学院担当教員の任用については、「大学院担当教員任用規程」を設け、研究指導及び授業担当教員を定めている。

本学のFDは、「本学の教育にかかわるすべての組織及びその構成員が、「神戸学院大学憲章」にもとづく教育目標の達成を目指して行う、教育の質向上のための組織的で継続的な取り組み」と定義し、全学的な教育の質的向上の推進を目的とする「全学教育推進機構」が主体となって、FDの組織的な実施を行っている。「神戸学院大学全学教育推進機構規則」第12条に規定する「学部FD委員会」及び同規則第13条に規定する「大学院FD委員会」にて、毎年度、「FD委員会活動方針」として、全学的な年間スケジュール案を策定、審議している。

全学教育推進機構が主体となって実施するFDについては、「FDアニュアル・レポート」として総括し、本学ウェブサイトを通じて大学内外に広報・周知している。

各学部・研究科においても多岐にわたる独自のFDを行っており、積極的なFD活動は、本学の教員の資質向上及び教員組織の改善・向上の取り組みにおける大きな特色となっている。専任教員の全学的なFD参加率は、5年連続で100%を達成しており、全学的

な取り組みとして活発に行っている。他にも、本学では教育職員へのSDとしての取り扱いの下、全学的に「ハラスメント防止研修会」「研究倫理・不正防止に関する研修会」をはじめ、さまざまな教員研修を行っている。

教員組織の適切性の点検・評価は、主に中期行動計画「教育」分野の中期計画「FDの推進」、「大学運営」分野の中期計画「効率的な組織運営」の実行計画「教員組織の編制方針に基づく運営」や中期計画「男女共同参画の推進」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている。

また、本学では、「総合企画会議」において教員定員表の見直しや確認を定期的に行うことで、各学部等の教員採用状況の点検を行っている。

第7章（基準7） 学生支援

（1）現状説明

点検・評価項目①	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
評価の視点	○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、建学の精神「真理愛好・個性尊重」及び「神戸学院大学憲章」に定める教育基本理念のひとつ、「生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育」に基づき、修学支援、生活支援、進路支援から構成する「学生支援に関する方針」を以下のとおり定め、学生や教職員及び学内外に対し、本学ウェブサイトの方針を公表している。

<修学支援>

修学支援については、全学の教育目標である「自主的で個性豊かな良識ある社会人の育成」を実現することを目的とし、以下の方針を定めている（資料 2-14【ウェブ】）。

1. 各学部・研究科において指導教員制度を実施し、学部・研究科、教務センターとの連携の下に、きめこまかな修学支援・指導を行う。
2. 成績不振の学生、留年者に対しては、修学状況の改善のために、指導教員を中心に、学部、教務センターが連携して適切な支援・指導を行う。
3. 障がいのある学生に対して適切な支援体制を整備し、個々の学生にとって有効な学習環境・修学支援を提供する。
4. 本学独自の奨学金制度・奨励金制度により、意欲のある学生に適切な修学環境を提供する。

<生活支援>

生活支援については、「すべての学生が充実した大学生活を送るための多面的で総合的な支援活動」を実現することを基本方針とし、以下の方針を定めている（資料 2-14【ウェブ】）。

1. 健康的で充実した学生生活の実現に向けての支援を行う。
2. 安心安全で快適なキャンパスを実現するため、大学環境を整備する。
3. 課外活動を奨励、支援する。

これは、理念・目的や方針・計画等と、「長期ビジョン」を繋ぐ全学的戦略「神戸学院大学グランドミッション」のうちの「学生支援ミッション」に基づくものである（資料 1-33【ウェブ】）。

また、第3次中期行動計画（2023-2027）において、「学生支援」分野では学生の成長を支える総合的な学生支援を実施するために「学生生活支援の充実」など5つの中期計画を明示している（資料 1-36【ウェブ】）。

<進路支援>

進路支援については、全学の教育目標である「自主的で個性豊かな良識ある社会人の育成」を実現することを目的とし、以下の方針を定めている（資料 2-14【ウェブ】）。

1. 学生が自分の個性にあった進路・就職先を見つけられるような多様な支援を行う。
2. 各行政機関との就職支援協定を活かし、UIJターンをして地方の活性化に貢献できる学生を育成する。

また、全学的戦略である「神戸学院大学グランドミッション」の「学生支援ミッション」においても、「個性を生かせるキャリア形成への支援提供」を明示している（資料1-33【ウェブ】）。この「神戸学院大学グランドミッション」と関連するように策定している5か年の第3次中期行動計画（2023-2027）では、「学生支援」分野の中期目標「学生の成長を支える総合的な学生支援を実施します」を掲げ、そのもとに中期計画「キャリア支援の充実」を設定し、実行計画「就職希望者（前期卒業者を含む）に、悔いのない就職活動を可能とするキャリアサポートの充実」等に基づき取り組むこととしており、本学ウェブサイトを通じて、学生、教職員をはじめ、広く社会に公表している（資料1-36【ウェブ】）。

また、キャリア教育については、「共通教育科目、専門教育科目、課外講座等を開講し、学生の成長と満足度を高める教育を実践する」ことを方針とし、本学ウェブサイトで公表している。具体的には次のとおりである（資料7-1【ウェブ】）。

キャリア教育の方針

共通教育科目キャリア教育分野

学生が初年次より社会と接点を持ち、地域の人たちや多様な背景をもった仲間と主体的に協働する力を身につけることを目的として、「自己発見・大学生活」「自己理解・将来展望」「プロジェクト学習基礎」等の科目を開講します。

学部専門教育科目におけるキャリア教育関連科目

より専門性の高い人材を養成するために、専門的なスキルや知識を身につけることを主な目的としており、これらとの連携を図ります。

課外講座・資格サポート

どのような職業に就いても通用する技能や知識の修得とともに、各学部の専門性を考慮した講座を開講します。

以上のことから、大学の理念・目的を踏まえた学生支援に関する方針を適切に設定し、明示していると判断できる。

点検・評価項目②	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○学生支援体制の適切な整備 ○学生の修学に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮 (通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など) ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○学生の生活に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等) ○学生の進路に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供 ○学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施 ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施
--	---

本学の学生支援に関する方針に基づき、学生支援体制を以下のとおり整備している。

学生支援センター(学生の未来センター含む)や、各学部・研究科、教務センター、国際交流センター、キャリアセンター及びキャリア教育センターが学生の状況に応じた包括的な支援体制を構築している。

<修学支援>

- ・各学部・研究科において指導教員制度を実施し、学部・研究科、教務センターとの連携のもとに、成績不振の学生や留年者に対して面談指導を行うなど、きめこまかな修学支援・指導を行っている(資料4-5 p.778(一例))。
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など)を行っている。
- ・学生支援(学習支援等)における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応・対策

2020年度以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応・対策として大学全体

でオンライン授業の運用が開始したことに伴い、オンライン授業を受講するための機材を所有していない学生を対象にノートパソコンの長期貸出を実施している。また、コロナ禍でオンライン授業が中心であった時期においては、オンライン授業を学内で受講するために専用の教室の提供や全学的な Wi-Fi 環境の整備を実施し、遠隔授業を受講するために学習支援ツールとしてパソコン相談コーナーで当日貸出用ノートパソコンを提供していた（資料 7-2、資料 7-3、資料 7-4）。なお、この貸出用ノートパソコンの提供は、2023 年度現在も実施している。

本学は、2014 年 8 月に「国際化ビジョン」を機関決定のうえ策定し、2015 年 4 月よりグローバル・コミュニケーション学部を設置している。また、「国際化ビジョン」の当初目標として掲げた「学内の国際化」「日本人学生の海外留学の促進」「外国語教育の充実」等の具現化のために、2016 年 4 月にポートアイランドキャンパス（現在のポートアイランド第 1 キャンパス）、有瀬キャンパス（以下「KAC」という。）の両キャンパスに English Plaza（い〜ぷら）を開設した。English Plaza（い〜ぷら）は、外国人スタッフと日本人スタッフが常駐し、英会話、英語でのゲーム、イベント等のアクティビティが気軽に体験できる学内施設であり、2023 年度前期においての利用者は延べ約 1,300 名と、多くの学生が利用しており、コロナ禍の前年度前期と比較して 100 名増加している。また、学生だけでなく、教職員も利用対象であり、教職員の英語力向上の一助になるだけでなく、学生と教職員の交流の場にもなっている。くわえて、教職協働の学習支援（語学力向上）として、2011 年度より図書館において、教員と連携のもと学生の語学力向上を図った「図書館留学」を実施している。例えば、事業の一つとして、多読ラリー「てくてく English」、多聴ラリー「English シャワー」を行っており、図書館で「インプット」した英語は、English Plaza（い〜ぷら）で「アウトプット」（＝実践）するよう促している。2023 年度からは学生が読んだ本の語数カウントを蔵書検索システム OPAC 上で行える「てくてく English オンライン」を稼働し、電子ブック化することでより一層の利用促進につながっている。なお、「図書館留学」の取組みは文部科学省の「大学図書館における先進的な取組の実践例」として紹介されている。このように、「神戸学院カレッジ」等の正課における英語力向上だけでなく、正課外においても様々な支援を行い大学全体で支援を行うことで、学生の英語力向上、また、学生が積極的に意見を発信する力を身につけるなど学生自身の成長実感につながっている（資料 4-70【ウェブ】、資料 4-71）。English Plaza（い〜ぷら）を所管する国際交流センターにおいては、ランゲージパートナー（Language Partner）や入国後はバディ制度（Buddy System）も設けており、日本学生と留学生相互の語学力向上にもつながっている。この他に、私費外国人留学生や交換留学生への様々な支援を行っており、日本人学生に対しては、海外留学プログラムの情報提供や語学力向上及び交換・派遣留学を促進している（資料 7-5【ウェブ】、資料 7-6【ウェブ】、資料 7-7【ウェブ】）。英語圏への留学を志望する学生を対象として、IELTS 対策講座などを開講し、学生のさらなる語学力向上を図り、留学促進の取組みを実施している（資料 7-6【ウェブ】）。また、新入外国人留学生には、教務センターにおいて、通常の履修ガイダンスとは別に外国人留学生向けの履修ガイダンスを個別に実施している（資料 7-8、資料 7-9）。

障がいのある学生に対する修学支援については、2020年に様々な専門的な知識を有する教職員で「障がい学生支援体制整備ワーキンググループ」を立ち上げ、本学の障がい学生支援の体制作りの方向性を検討し、答申を提出した（資料2-33）。また、2021年より「障がい学生支援室」を設置し、障がい学生支援コーディネーターをポートアイランド第1キャンパス（以下「KPC1」という。）及びKACに各2名、合計4名配置し、学生からの相談だけでなく、教職員や保証人（保護者）などの学外関係者からの相談にも対応している。2022年には「障がい学生支援ガイドライン」を策定し、教職員に対して障がいのある学生への適切な修学支援を行うために必要な事項を定め、障がい学生支援の整備を進めている（資料7-10【ウェブ】）。

障がい学生支援室では、入学後に何らかの配慮が必要と思われる学生に対して、入学予定者（受験希望者を含む）、保証人（保護者）、高等学校教員等と面談を行い、高等学校在学時の状況確認、入学後の支援等の要望のヒアリングなどを行い、支援に必要な情報収集に努めている。また、在学生から支援等の要望書が提出された場合は、当該学生が所属している学部及び教務センター等の関係部署と連携し、適切な支援を行っている（資料7-11）。その他、障がいのある学生への修学支援のため、ノートテイクや単語登録等をする学生サポーター制度を設けており、障がいのある学生をサポートしている。くわえて、授業や定期試験での配慮など学生個々の状況にあわせたサポートを行っている（資料7-10【ウェブ】）。

なお、学生には、学生手帳である「Student Diary」、学生向け広報誌「Campus」、本学ウェブサイト等で周知している（資料7-10【ウェブ】、資料7-12、資料7-13）。なお、2024年度以降、「Student Diary」は「神戸学院大学 公式アプリ」に移行し、引き続き周知を行う予定である。

成績不振の学生の状況把握については、各学部学科において年次ごとに成績不振者基準を定め、該当する学生については、保証人（保護者）にその旨を通知している（資料7-14）。学部より成績不振の学生を指導するための資料提供依頼がある際は、成績不振の学生のリスト、学習指導に必要な資料を教務センターから提供し、指導教員より成績不振の学生の学習を支援している（資料7-15、資料7-16）。

留年者及び休学者の状況把握と対応については、成績確定後、留年者に留年通知の発送及び指導教員に指導学生の留年者リストを提供し、今後の修学について面談を実施している。面談の記録は学部又は教務センターで保管している。また、学生が退学願や休学願を提出する際は指導教員と面談を実施している（資料7-17、資料7-18、資料7-19、資料7-20）。さらに、様々な不安や悩みを抱える学生のための総合相談窓口「学生の未来センター」において学生の退学防止と、修学・就労を支援する取組みを行っている。

奨学金その他の経済的支援として、経済的にも学生が安心して修学できるために、本学独自の奨学金等や日本学生支援機構奨学金を設け、学生に対して経済的な支援を行っている（資料5-29【ウェブ】、資料7-21【ウェブ】、大学基礎データ表7）。

具体的には、学内奨学金制度では、経済支援を目的とした給付型の「神戸学院大学支給

奨学金（経済支援給付奨学金）」をはじめ、高い向上心を持ち、学術、課外（文芸・スポーツ）、社会貢献分野等で高い評価を受けた学生に給付する「溝口特別奨励金・溝口奨励金」や学業・人物ともに優秀で模範となる学生に支給する「神戸学院大学奨励金」を設けている。大学院については、研究に熱意を持ち、学業・人物ともに優秀で研究科長の推薦を受けた者を対象に給付型の「神戸学院大学大学院特別奨学金（研究奨励給付奨学金）」を設けている。その他、自然災害など不測の事態により経済的に困窮している学生には「神戸学院大学同窓会災害等奨学金」や「神戸学院大学災害見舞金」の支給に加え、各家庭の経済状況に配慮し、学費の支払期日を延長可能とする学費延納制度を設けている。くわえて、経済的理由により修学が困難な学生に対し、随時外部奨学金（地方公共団体・民間育英財団等）について紹介を行っている。

外国人留学生の経済的支援制度は、主として「神戸学院大学私費外国人留学生学費一部免除」と「神戸学院大学私費外国人留学生奨学金」の2種類を設けている（資料7-22【ウェブ】）。

日本学生支援機構奨学金では、高等教育の修学支援新制度による給付型の奨学金をはじめ、貸与型奨学金や家計急変時の奨学金採用に加え、特に優れた業績を修める予定の（あるいは修めた）大学院生に第一種奨学金返還免除制度の推薦を行っている（資料7-23）。

学生支援（経済支援等）における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策については、本学独自の生活支援策として、オンライン授業の受講環境を整えるための特別奨学金（5万円）の給付、生活困窮者への緊急経済支援奨学金（3万円又は5万円）の給付、及び家計急変学生への学費減免（2020年度は学費の1/4免除、2021年度及び2022年度は学費の20%免除）を行った（資料7-24、資料7-25、資料7-26）。その他に、ワクチン接種補助としてクオカードの配付や自宅療養を余儀なくされた一人暮らし学生への食料品等の無料提供を行った（資料7-27【ウェブ】、資料7-28【ウェブ】）。

また、独立行政法人日本学生支援機構や兵庫県の助成金を活用し、本学内の食堂及び売店で使用できる商品券事業の実施（2020年度、2021年度、2022年度）や100円夕食の実施（2022年度）を行った（資料7-29【ウェブ】）。

その他、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策として、食堂や学生ラウンジ等へのパーティションやアルコール消毒液の設置等を行った。

授業費用に係る経済支援に関する情報提供については、主に本学ウェブサイトを中心に行っている。定期募集を行う奨学金、その他学内奨学金、地方公共団体民間育英団体奨学金奨励金、学費延納制度、大学提携教育ローン等である。

本学ウェブサイト以外の学生向けの紙媒体広報として、学生向け広報誌「Campus」、学生手帳「Student Diary」、保証人（保護者）向けの紙媒体広報として、教育後援会と連携のうへ「神戸学院大学教育後援会会報」「教育ガイド」等を通じて情報提供を行っている（資料7-30、資料7-31、資料7-32、資料7-33、資料7-34）。学費支援以外の費用の情報提供として、保険や医療費補助、また、任意加入となる「学生総合補償制度」についても広報している（資料7-35、資料7-36）。

その他、教育後援会と連携し、100円朝食・100円夕食（2023年度は200円夕食）を実施しており、学生の生活費・食費補助及び学生の健康的な生活の維持につながっている（資料7-37、資料7-38【ウェブ】、資料7-39【ウェブ】）。また、KPC1とKACのキャンパス間移動を伴う学生に一定のシャトルバス運賃補助を行い、通学にかかる費用を一部補助している（資料7-40【ウェブ】、資料7-41）。

<生活支援>

健康的で充実した学生生活の実現に向けた支援として、学生支援センターに、医務室、学生相談室、障がい学生支援室を配置している（資料7-10【ウェブ】、資料7-42【ウェブ】、資料7-43、資料7-44、資料7-45）。

また、大学での学びを困難と感じ、修学が継続できない状況の学生に対して、可能な限り卒業を目指し、かつ自らの能力を高め、就労の機会が得られるように、学生の未来センターを設置している。また、やむなく退学を選択した学生に対しても、学生の未来センターを通じて地域の公的機関及び企業と連携しながら、退学後の心理・社会的支援を行う仕組みを構築しており、大学生活において健康面から精神的サポートまで、学生の相談に対して多面的なサポートを行っている（資料7-46【ウェブ】、資料7-47【ウェブ】、資料7-48、資料7-49、資料7-50【ウェブ】、資料7-51）。

修学面での学生の相談に応じるために、教務センター窓口の他に専任教員によるオフィスアワーを設けており、修学、大学生活等の様々な事象について相談できる体制を整備している（資料4-5 p.84（一例）、資料4-67、資料7-52）。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ア) 本学のハラスメントに関する基本的な政策を立案するとともに、ハラスメントの防止が適切に行われているか否か、そのための予防、教育、啓発、研修が十分図られているか等について、全学的な見地から検討するとともにハラスメントに関わる問題が生じた場合に関係機関と協力しつつ迅速に対応するための「人権問題委員会」、「人権問題委員会」の下にハラスメント及びハラスメント防止に関する情報の収集、教育研修、広報、調査活動を行うための「ハラスメント防止委員会」を設置している。また、ハラスメント防止に関する基本的考え方、ハラスメントの定義、ハラスメントが起きた場合の相談体制及び解決方法、ハラスメント防止・解決のための体制を定めた「神戸学院大学ハラスメント防止ガイドライン」を制定している（資料7-53、資料7-54、資料7-55【ウェブ】）。

イ) 本学ウェブサイト「ハラスメント防止に関する取り組み」の専用ページを設け、学内外に公表し、周知している（資料7-56【ウェブ】）。

ウ) 「人権問題委員会」は、学長を委員長とし、副学長、各学部長、共通教育センター所長、事務局長、学生支援センター所長、ハラスメント相談室長で構成し、少なくとも毎年2回開催している。

エ) 「ハラスメント防止委員会」は、副学長を委員長とし、各学部及び共通教育センター教育職員、事務職員、専門相談員、カウンセラーで構成し、原則2か月に1

回開催している。ここでは、ハラスメントの予防、根絶に向けた学生・教職員のための具体的な教育・研修・広報活動等について審議している（資料 7-54）。

- オ) 被害を受けた際の相談窓口として、ハラスメント相談室を設けている。相談室には、室長（教育職員）、2名の副室長（教育職員）及び4名の専門相談員を配置している。
- カ) ハラスメントの解決方法は、当事者間の話し合いによる「調停（和解）」、加害者とされる者への「通知（注意・警告）」「人権問題委員会」の下に調査部会を設置して必要な事実調査を行い、問題解決・再発防止のための措置をとる「事実調査に基づく措置」が、被害者の希望により選択できる（資料 7-57、資料 7-58）。
- キ) 2010 年度からは、ストーカー行為、つきまとい等に対する緊急避難措置として、警備員による学内エスコートサービスを開始している（資料 7-59【ウェブ】）。
- ク) ハラスメント防止の観点から、各学部の「ハラスメント防止委員会」委員が毎年新入生に対して、本学オリジナルのハラスメント防止リーフレットを使用し、説明を行っている。本学のハラスメントに対する取り組みや相談窓口の告知はもちろん、ハラスメント防止に対する意識を向上させることに主眼がある（資料 7-60【ウェブ】）。
- ケ) 教職員についても採用時に説明しているほか、全ての専任教職員を対象に毎年研修会を実施している。2010 年 4 月には、「ハラスメント防止のための行動指針」を制定し、教職員一人ひとりの行動に対する責任と自覚を促している（資料 7-61【ウェブ】）。
- コ) ハラスメント防止に関する取り扱いは、「ハラスメント防止に関する神戸学院大学の基本的な姿勢」を定め、「ハラスメント防止ガイドライン」「ハラスメント防止のための行動指針」などを本学ウェブサイト公表するとともに、「ハラスメント防止と根絶に向けて」のリーフレットを教職員、新入生及び在学生にも配付し、周知している（資料 7-55【ウェブ】、資料 7-60【ウェブ】、資料 7-61【ウェブ】）。

学生支援センターでは、「Student Diary（学生手帳）」において、1）ハラスメントの防止と根絶に向けて、2）ハラスメントの種類、3）ハラスメント相談室について掲載し、新入生には「マナー&トラブル回避ガイドブック」を配付し、新入生オリエンテーション時にハラスメント防止と取り組み内容を説明しており、啓発及び周知徹底を図っている（資料 7-62、資料 7-63）。

・学生 の 心身 の 健康、保健衛生及び安全への配慮

学生 の 心身 の 健康、保健衛生及び安全への配慮に関しては、医務室、学生相談室及び学生支援センター等が連携して支援を行っている。

・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

1. 学生による相互支援活動としては、本学学生の帰属意識を醸成し、魅力溢れる大学を創造することを目的として、「ピア・サポート」（神戸学院大学学生相互支援団体）を設

立し、学生の自主的・積極的な学生生活をサポートしている。また、ピア・サポートの活動拠点としてピア・サポートルーム（学生相互支援室）を設置し、授業期間中の平日の昼休みを中心にピア・サポーター（学生）が在室し、学生生活上の不安や分からないことを学生同士で話し合える場として開放している（資料7-64【ウェブ】）。

1年を通じて様々なイベントを実施し、相互支援活動を行っており、6月には、民間企業や社会福祉法人等より寄贈された食品を両キャンパスで無料配布した（資料7-64【ウェブ】）。その他、コロナ禍で外出が制限され、様々なイベントが中止になる中、七夕企画（7月）、クリスマス企画（12月）等、学生間の交流を深めるイベントを実施した（資料7-64【ウェブ】）。また、ピア・サポート独自のX（旧Twitter）やInstagramを利用し、匿名で気軽に質問ができる「SNS質問箱」を設け、学生の質問等に答え、学生からの質問や抱える悩み等に答える活動を行っている（資料7-64【ウェブ】）。

特に、全学的な取り組みとして、4月の新入生オリエンテーションの時期に、ピア・サポート、薬学部自治会等が中心となり「新入生なんでも案内」を開催している（資料7-64【ウェブ】）。これは、新入生が入学時に抱える学生生活、履修関係、課外活動、友達作り等の不安に在学生（先輩学生）の経験から質問や相談に応じるイベントで、毎年新入生からの満足度も高く、2022年度については5日間開催し、両キャンパス合計1,307件の相談があった（資料7-65）。

2. 留学生に対しては、国際交流センターにおいて、本学に在籍する留学生をサポートする制度としてSAの登録者を募り、SAに登録すると国際交流センターが主催する様々なイベントの案内を受けることができ、お互いの文化を教え合ったり、困った時は助け合ったりして、文化の違いや生活習慣に慣れずに悩む留学生の大学生活のサポートを行っている（資料7-66【ウェブ】）。さらにSAになって実際に留学生のサポートを経験した日本人学生が、本学に留学予定の交換留学生に対して日本入国前に母国においてオンラインで交流をスタートさせるランゲージパートナー（Language Partner）や入国後はバディ制度（Buddy System）があり、交換留学生が日本の生活に馴染めるようにサポートする日本人学生が、日常生活や歓迎行事・交流行事のイベントを通じて支援を行っている（資料7-66【ウェブ】）。

<進路支援>

学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備について、進路・就職支援はキャリアセンターが担当しており、KPC1及びKACの両キャンパスに窓口を設置している（資料7-67【ウェブ】）。

キャリアセンターでは学生からの進路相談への対応、企業情報の収集、採用活動のために来訪する企業等の対応、大学主催の企業説明会の実施等の支援をしている。なお、進路支援体制や各種の情報は、本学ウェブサイト「就職支援・キャリアサポート」のページを設け、公表している（資料7-68【ウェブ】）。

キャリアセンターの主管業務を掌理するセンター所長は教授が務め、雇用情勢や採用選考スケジュールに応じて、年度毎に必要な改善を行って学年別進路ガイダンス等の進路・就職支援計画を企画立案し、センター所長が委員長となり、各学部の教員1名、キャリア

センター事務部長、キャリア支援グループ長が委員となる「就職委員会」において支援計画を審議し、同センターは決定した計画に基づいて支援を実施している（資料 7-69）。

学生の進路選択に関わる支援については、KPC1、KACの両キャンパスにキャリアカウンセラー等の資格を有する進路相談員を配置して、学生相談体制を整えている。利用者が多い時期には進路相談員を計6名配置し、エントリーシート添削指導、面接練習等の細かな指導を行うなど、専門知識を生かして、学生の希望進路の実現に向けた各種アドバイス・指導を行っている。

企業等からの大学に対する求人情報は、就職情報管理 Web システム（神戸学院キャリアナビ）を導入し、インターネットによる求人票受入れ、時間や場所を問わず、本学の学部生や大学院生対象に届いた求人票や先輩の就職活動体験記の閲覧、個別面談予約などができるサービスを行っている（資料 7-68【ウェブ】）。

また、1年次生からガイダンスを実施しており、企業等の採用試験において、必須となるエントリーシート、SPI等の筆記試験、職業適性試験等について、学業等を通じて培った能力を発揮できるよう、希望する学生に無料で筆記試験対策講座や模擬試験を受ける機会を提供している（資料 7-70）。

進路・就職支援における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策として、従来の対面による相談に加えて、オンライン相談も可能な学生相談体制を整えるとともに、「オンライン選考用個室ブース」を両キャンパスのキャリアセンター内に2台ずつ設置して、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により急増したオンライン選考を学生が授業の合間に学内で受けることができる体制を整えている（資料 7-71【ウェブ】）。

キャリア教育の実施については、学生の社会的自立に必要な能力を育成するための全学的なキャリア教育を行うキャリア教育センターを設置し、共通教育科目の「キャリア教育分野」において、初年次から複数のキャリア教育科目を開講している（資料 3-3、資料 4-14【ウェブ】、資料 7-1【ウェブ】）。第1 Semesterでは、さまざまな学部の学生とのグループワークを通して自己を発見し、大学生活で「やりたいこと」「やるべきこと」について考える「自己発見・大学生活」、第2 Semesterでは、企業から提示されたテーマ（課題）に取り組み、グループワークを通して、自らのリーダーシップスタイルを学ぶ「プロジェクト学習基礎」を開講している。第3 Semester以降では、主として業界研究に通じる授業科目を配当し、全学的かつ体系的なキャリア教育科目を開講している（資料 4-14【ウェブ】）。

また、キャリア教育センターは、KPC1、KACの両キャンパスに課外講座・資格サポート室を設置し、各種採用試験、資格取得の対策講座などを多数開講している（資料 7-72【ウェブ】）。

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施について、課外活動を、学生が正課活動で得た学問的知識を応用実践して、合理的思考や妥当な社会性を体得するための場として、また正課活動を補充する教育の重要な一環と捉え、推奨し、主にその支援を学生支援センターが行っている。くわえて、学生支援センターに「課外活動強化推進

室」を設置し、課外活動の強化推進に関する支援を行っている。2023年5月現在、自治会等の団体3団体、独立団体4団体、体育会35団体、文化会24団体に加え、任意団体（サークル）38団体があり、総計2,202名の学生が課外活動に参加している（資料7-73、資料7-74【ウェブ】）。2010年度に強化クラブ・準強化クラブ制度に関する「神戸学院大学における課外活動に関する共通認識」を策定し、課外活動の全学的な共通認識の形成、推進を行った（資料7-75）。2016年度より従前の強化クラブ・準強化クラブ制度を指定クラブ重点強化制度（特別強化クラブ、強化クラブ、育成クラブ）に再編し、課外活動のさらなる充実を行った。また、2016年度よりスポーツ選抜入試、AO入試、指定校推薦入試の各制度に分かれていた課外活動強化に係る入試制度を「指定クラブ強化特別入試」に再編し、運用することにより課外活動の強化につながっている（資料5-6）。本入試制度により毎年100名前後が入学し、指定クラブ重点強化制度の各クラブ（特別強化クラブ、強化クラブ、育成クラブ）へ入部している（資料7-76）。

また、課外活動で顕著な成績を収めた団体及び個人に対して課外活動奨励賞の表彰制度を設け、課外活動の活性化を図っている（資料7-77）。

課外活動拠点の整備としては、KPC1、KACに加えて、2019年度にはポートアイランド第2キャンパス（以下「KPC2」という。）を開設し、課外活動拠点としての整備を進めている。2023年5月現在、23団体がKPC2に部室を置き、課外活動を行っている（資料7-78）。

ボランティア活動については、KPC1、KACの両キャンパスにボランティア活動支援室を設置し、専門的な知識を持ったボランティアコーディネーターを両キャンパスに1名ずつ配置することで継続的に学生のボランティア活動を支援している（資料7-79、資料7-80【ウェブ】、資料7-81【ウェブ】）。

支援内容としては、ボランティア情報の提供、ボランティア活動に関する相談・受付・コーディネーション、長期休業期間中のプログラムの実施、ボランティア活動助成金制度の実施である。大学周辺での日常的なボランティア活動に加え、東日本大震災発災以来、被災地での支援と後方支援の両方を積極的に実施している。2017年には九州北部豪雨、2018年には西日本豪雨、2019年には台風19号の水害被災地での緊急支援活動に取り組んだ。また、100名を超える学生スタッフが在籍しており、自らがボランティアに参加するだけでなく、6つの活動ジャンル（医療班・災害班・環境班・子ども班・広報班・国際班）に特化した班に分かれて企画を行い、職員と協働して事業を運営している（資料7-82【ウェブ】、資料7-83【ウェブ】、資料7-84）。

その他の活動支援として、2015年度より本学の学生が正課や課外の通常の活動範囲を超えて、自由な発想でプロジェクトを企画し、活動を通して成長を支援することを目的とした「学生チャレンジプロジェクト」を実施している。採択された企画に対しては大学が人的・資金的な側面も含め支援している（資料7-85【ウェブ】、資料7-86【ウェブ】）。

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

2021年度に行った学生アンケートにおいて、KPC1の学内厚生施設が混雑している

(座席数・施設数が少ない等) という意見が回答内容の 51.6% (127 名/246 名) を占めていた。学生の意見に加え、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染防止対策 (3 密回避) にもつながることから、食堂等の座席の増設について、2022 年秋に 352 席の新規購入・設置を行った (資料 7-87)。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づき、学生支援の体制の整備及び学生支援を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目③	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	○適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性の点検・評価は、主に中期行動計画「学生支援」分野の中期計画「学生生活支援の充実」「修学支援の充実」「学生の多様性に配慮した支援」「課外活動の奨励と支援」「キャリア支援の充実」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている (資料 1-36【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】)。

中期行動計画に基づく、学生支援の改善・向上の実例として、第 2 次中期行動計画 (2018-2022) における「学生支援」分野の中期計画「障がいのある学生への支援」等に基づき、建学の精神の具現化、学内の支援体制の構築、法令遵守の達成のために副学長を座長とした「障がい学生支援体制整備ワーキンググループ」を立ち上げ、2021 年 3 月に答申を発し、その内容を受け、前述のとおり 2022 年に障がい学生支援コーディネーターを K P C 1、K A C に配置するなど障がい学生支援の整備を行っている (資料 7-10【ウェブ】)。

その他、学生支援のうち、教務上の問題・課題等がある場合、各学部、「教務委員会」委員と協議の上、提案書を作成し、「教務委員会」で審議している (資料 4-13)。また、「教務関係自己点検評価委員会」において、中期行動計画の点検・評価を行い改善につなげている (資料 2-11)。

教務関係以外については、学生支援の適切性に関して問題・課題等があれば、学生支援センターの各担当者が提案書を作成し、「学生支援センター所長ミーティング」での検討を経て、「学生委員会」に上程し、審議をしている。また、「学生支援関係自己点検評価委員会」において、中期行動計画の点検・評価を行い、年次目標の設定から進捗確認、点検・評価を繰り返すことで、自己点検評価による PDCA の進捗管理を強化推進し、実施している。

進路・就職支援は、「キャリア支援関係自己点検評価委員会」において、キャリアセンターにおける学生の進路支援の適切性の点検・評価を実施し、キャリアセンター所長が委員長である「就職委員会」において、必要な改善を行い、次年度の取り組みにつなげている。なお、「就職委員会」において、年度毎に次年度のキャリア・就職支援事業計画の策定を通して、それに基づく改善策を盛り込んでいる。一例として、2023 年度は 7 月から始めた 4 年次生 (前期卒業者含む) 支援行事を 4 月から前倒しで実施することを決定した (資料 7-88)。

また、進路状況調査結果は、卒業生進路状況一覧としてまとめ、学内外に公表している（資料 2-24【ウェブ】、資料 2-28【ウェブ】、資料 7-89）。

以上のことから、学生支援の適切性についての定期的な点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについて、適切に行っていると判断できる。

（2）長所・特色

- 1) 学生支援センターは、2022 年度より、業務を大きく 3 つの分野に分け、「課外活動」と「学生生活」、そして学内の相談機関である医務室、学生相談室、障がい学生支援室、学生の未来センターの 4 つの機関を管轄する「総合支援」担当を設置した。これに伴い、各分野の担当者が相互に連携や協力ができる体制を構築した。事例検討会などを定期的実施し、知識共有することで、スキルアップを図るとともに、特に対応が難しいケースに対しては、連携をより密にし、より総合的な支援を実施している点は本学の長所・特色である。
- 2) 学生の未来センターは、2017 年に本学の退学に関する現状を分析し、学生の退学防止、修学・就労を支援するための包括的プログラムの構築を目的にワーキンググループ「退学防止および修学・就労支援プログラム推進ワーキンググループ」が発足し、その後、「全学相談窓口」「修学意欲の向上」「居場所づくり」「教育支援」の 4 つの機能を備えるための全学的組織として 2019 年 4 月に開設された。学生が一人で悩まない、不安なことをそのままにしない、修学を諦めないためのサポートを目的とし、気軽に相談でき、学生が抱える不安や悩み等を共に考える居場所づくりを行っている点が特色で、教員からの依頼、保護者からの相談、学生自らの来室や電話相談も増加している。

学生との面談を積み上げる中で、欠席が続く学生と早い段階で面談できるよう、教員のための学生相談シートの配布、新入生ガイダンスでのリーフレット配布、教育後援会を通じた案内周知などに取り組むと同時に、教務センターや学生支援センターの窓口において必要に応じて、学生の未来センターを案内するなど複数の組織が連携しながら支援を実施している。さらに、退学を防止し、修学を継続していくために、学内の様々な部署と連携を行うだけでなく、学外の公的専門機関との連携も行っている。例えば、大学休学者等を対象に生活訓練事業を行っている企業と 2023 年 7 月に連携協定を締結し、必要に応じて修学に困難を抱える学生等への支援を行っている。

また、やむをえず修学継続が困難な学生に対しては、大学を離れた後に活用できる公的相談機関の情報提供や、就労支援として、キャリアセンターと協力し、退学者の就労受入れの可能性のある企業リストを作成し、就職活動に関する情報を提供している。その他、経済的に厳しい学生への支援として、社会福祉協議会をはじめ、企業からの物品提供を受け、食品や日用品を学生の未来センター内に常備、また配布会を実施するなど無償提供も実施している（資料 7-64【ウェブ】）。このように様々な不安や悩みを抱える学生のための総合相談窓口として、単に相談だけに留まらず、多面的なサポートを行える体制を構築している点は本学の長所・特色である（資料 7-46【ウェブ】）。

ブ】、資料 7-47【ウェブ】、資料 7-48、資料 7-49、資料 7-50【ウェブ】、資料 7-90、資料 7-91)。

- 3) 「国際化ビジョン」の当初目標として掲げた「学内の国際化」「日本人学生の海外留学の促進」「外国語教育の充実」等の具現化のために、2016年4月にKPC(現在のKPC1)、KACの両キャンパスにEnglish Plaza(い〜ぷら)を開設した(資料1-35【ウェブ】、資料7-92【ウェブ】)。English Plaza(い〜ぷら)は、外国人スタッフと日本人スタッフが常駐し、英会話、英語でのゲーム、イベント等のアクティビティが気軽に体験できる学内施設であり、2023年度前期の利用者は延べ約1,300名と多くの学生が利用している。また、教職協働の学習支援として、図書館において「図書館留学」を実施している。例えば、事業の一つとして、多読ラリー「てくてく English」を行っており、図書館で「インプット」した英語は、English Plaza(い〜ぷら)で「アウトプット」(=実践)するよう促している(資料7-93【ウェブ】)。2023年度からは「てくてく English オンライン」を稼働し、電子ブック化することでより一層の利用促進につながっている。なお、「図書館留学」の取組みは「大学図書館における先進的な取組の実践例」として過去に紹介されている(資料7-94)。English Plaza(い〜ぷら)を所管する国際交流センターにおいては、ランゲージパートナー(Language Partner)や入国後はバディ制度(Buddy System)も設けており、日本の学生と留学生相互の語学力向上につながっている(資料7-66【ウェブ】)。このように、正課における英語力向上だけでなく、正課外においても様々な支援を行い、学生の英語力向上や積極的に意見を発信する力を身につけるなど学生の成長実感につながっていることは本学の長所である(資料4-70【ウェブ】、資料4-71、資料7-95【ウェブ】、資料7-96【ウェブ】、資料7-97【ウェブ】)。

- 4) 正課外活動においては、本学では正課活動を補充する教育の重要な一環と捉え推奨している。中でも、「ボランティア活動支援室」や「ピア・サポートルーム」では学生スタッフが他の学生を支援する「学生による相互支援活動」に取り組んでいる(資料7-64【ウェブ】、資料7-65)。特に、「ボランティア活動支援室」では、情報提供、相談・受付・コーディネート、長期休業期間中のプログラムや活動助成金制度を実施しており、日常的な活動のほか、大規模災害の際には、被災地での活動と後方支援の両方を担うなど、積極的に取り組んでいる(資料7-79、資料7-80【ウェブ】、資料7-81【ウェブ】、資料7-82【ウェブ】、資料7-83【ウェブ】、資料7-84)。

また、2015(平成27)年度より開始した「学生チャレンジプロジェクト」は、学生による大学や地域の活性化につながる優れた企画に対する助成を行うなど、学生の主体的・自主的な学びを支援する取り組みを行っている。参加学生は課題解決力やプレゼンテーション力が向上するだけではなく、スタートアップ研修とフォローアップ研修において、社会人基礎力(前に踏み出す力・考え抜く力・チームで働く力)を診断し、能力別(実行力・計画力・創造力など)に学生自身が成長を実感することができる振り返りを実施している(資料7-85【ウェブ】、資料7-86【ウェブ】)。これらの取組みは本学の長所・特色である。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神及び教育基本理念の目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送るうえで必要となる修学支援、生活支援、進路支援及びその他、学生の要望に対応した学生支援（留学生及び留学希望者への対応等含む）、それぞれに適切な組織体制を整備し、各部署が連携し、包括的・多面的支援・取り組みを行っている。

学生支援の領域は多岐にわたっているが、学生の状況に応じた修学支援、外国人留学生支援、障がいのある学生に対する支援として「障がい学生支援室」を設置、留年・休学者対応や退学予防の対策として「学生の未来センター」を設置し、学生相談室や医務室とも連携することにより、安定した学生生活を送ることを支援する体制を構築している。

学生支援の適切性の点検・評価は、主に中期行動計画「学生支援」分野の中期計画「学生生活支援の充実」「修学支援の充実」「学生の多様性に配慮した支援」「課外活動の奨励と支援」「キャリア支援の充実」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている。学生が安心して学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、大学全体で学生支援を適切に行っている。

第8章（基準8） 教育研究等環境

（1）現状説明

点検・評価項目①	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
評価の視点	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

建学の精神に基づき、「長期ビジョン」及び全学的戦略「神戸学院大学グランドミッション」に「教育ミッション」に「多様な学生が安心して快適に学べる環境の提供」、「研究ミッション」に「研究環境・研究支援体制の整備充実」を明示している。また、第3次中期行動計画（2023-2027）「教育」分野の中期計画「教育環境の整備充実」、「研究」分野の中期計画「研究環境・研究支援体制の整備充実」や「大学運営」分野の中期計画「安全で快適なキャンパス環境の整備」等を掲げ、具体的に実行をしている。

なお、本学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を達成するために、学生の学習や教員の教育研究活動を支援するための教育研究等環境の整備に関する方針を定め、明示している（資料1-33【ウェブ】、資料1-36【ウェブ】、資料2-14【ウェブ】）。

教育研究等環境の整備に関する方針

学生の学習や教員の教育研究活動を支援するための教育研究等環境の整備に関する方針を次のとおり定める。

1. 安全性・快適性及び利便性に配慮したキャンパス環境の整備を推進する。
2. キャンパスの特徴を活かした教育環境の整備充実を図る。
3. 研究環境向上に資する研究施設・設備の整備及び研究支援体制の充実に努める。
4. 教員の教育研究活動等の環境整備・充実に努める。

これらの計画や方針については、中期行動計画に基づく自己点検・評価を行う際や、方針の見直しを行う機会に各種会議の場等で学内共有するとともに、本学ウェブサイトで公表し、学内外に広く周知している。

以上のことから、教育研究等環境の整備に関する方針を定め、適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
評価の視点	○施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 <p>○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み</p>
--	---

本学は、神戸市中央区にKPC1及びKPC2、神戸市西区にKACの3キャンパスを設置している。くわえて、地域への「知の還元」を図る目的で、教育と生涯学習の新たな拠点「神戸三宮サテライト」を2019年9月に開設した。

大学全体の校地面積、校舎面積は大学設置基準上の必要な校地・校舎面積を満たしている（大学基礎データ表1）。

KPC1には、4つの建物（A～D号館）に5学部（法学部、経営学部、現代社会学部、グローバル・コミュニケーション学部、薬学部）があり、学習目的の施設、研究設備、学生生活をサポートする図書館や体育館（アリーナ）、多様な厚生施設を備えている。

KACには、19の建物に5学部（経済学部、人文学部、心理学部、総合リハビリテーション学部、栄養学部）があり、薬草園や、KPC1と同様の施設を整備している。なお、KPC1とKACの両キャンパス間は直通のシャトルバスが運行されており、移動が簡便である（資料8-1【ウェブ】）。

キャンパス整備については、2017年12月に策定した「神戸学院大学キャンパス整備基本計画（2018-2028）」に基づき、KPC2を2019年9月に新たに開設した（資料8-2）。KPC2には1～5号館があり、学習目的の施設や柔道場等も備えている（資料8-1【ウェブ】）。KACでは大学創立60周年となる2026年完成を目指し新棟（1号館）建設に向けた作業を進めている。

学内ネットワーク環境については、多くの学生が同時に大容量データを扱うことができるWi-Fi環境を全キャンパスに整備しており、遠隔授業システムやMoodleなどのLMS、さらに学生が自分のパソコンなどを持ち込んで学習するBYOD（Bring Your Own Device）にも対応できている。また、学内全体で1,605台のパソコンを情報処理実習室・自習室や図書館に設置し、両キャンパスにパソコン相談コーナーを設けている。学生1名に対して毎年度1,000枚まで印刷ができる仕組みや、コロナ禍後においてもオンライン授業に対応するシステムを継続して導入し、学内での学習環境を整備している（資料8-3【ウェブ】、資料8-4、資料8-5【ウェブ】、資料8-6 pp.23-25、資料8-7【ウェブ】、資料8-8【ウェブ】、資料8-9【ウェブ】）。

さらに、学内だけではなく、国際無線ローミングサービス「eduroam」や国立情報学研究所が運用する他大学との相互認証連携「学術認証フェデレーション（学認：GakuNin）」にも参加し、他機関が学認上で公開しているLMSやデータベース等が利用できる。

セキュリティ対策については、事務を含む学内ネットワークの全トラフィック可視化を2022年5月から行っている。また、「第7次情報環境整備計画」に基づき、学内情報システムの更新や、学外からのアクセスに対するワンタイムパスワードの発行等、セキュリティ強化も行っている。

建物・設備の更新・改修については、中期行動計画「教育」分野の「教育環境の整備充実」、実行計画「キャンパスの特徴を活かした教育環境の整備充実および中長期保全計画」にもとづく施設の保全・更新」等に基づき年次計画を策定し、整備している。

施設・設備、機器・備品の管理体制については、「学校法人神戸学院経理規則」及び、「学校法人神戸学院固定資産及び物品管理規則」で定めており、各管理責任者のもと適切な維持管理に努めている（資料 8-10、資料 8-11）。

安全衛生管理については、本学では「事象別危機管理マニュアル（学生編）」などを、学生手帳である「Student Diary」に掲載し学生に配布するとともに、教職員にも「危機管理基本マニュアル」「事象別危機管理マニュアル（学生編・教職員編）」を配布することで共有を図り、学生及び教職員の安全確保を図る体制を構築している（資料 8-12）。

バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備について、建物の新築においては、段差の解消、バリアフリートイレや点字ブロックの整備を行うなど、十分に配慮している。

学生の自主的な学習を促進するため、KPC1とKACの両キャンパスに、外国人講師と日本人スタッフが常駐し、誰もが無料で英語を楽しく学べる学内施設 English Plaza（い〜ぷら）を備えている（資料 7-92【ウェブ】）。

また、アクティブラーニング環境については、KACでは、2018年度に図書館にラーニング・コモンズを整備した（資料 8-13【ウェブ】）。KPC1においても、D号館に共有空間としてラーニングラウンジやアクティブスタジオを設け、学生の自主的な学習環境の充実を図っている。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みとして、学内の情報ネットワークやシステムの利用者に対して、本学情報システムの利用に関する教育を受講することを「神戸学院大学情報システム利用規程」にて義務付けている（資料 8-14）。学生への情報倫理教育については、学内情報システム、インターネット（SNS含む）やパソコンを使用する際に遵守すべきルールやマナーを著した「情報倫理ハンドブック」を2018年度から配付して、情報セキュリティの意識向上や情報リテラシーの向上を図っている。また2020年度からは、入学時にLMSでの「情報倫理テスト」に合格することを義務付けている（資料 8-15）。

ICT環境に関わる各種規程としては、「神戸学院大学情報システム運用規則」や「神戸学院大学情報システム利用規程」を整備し、本学のICT環境の利用者、その範囲、利用にあたっての遵守義務などを定め、明示している（資料 8-14、資料 8-16）。また、生成系AIツールの取り扱いについては注意喚起の学長メッセージを学生に発信している（資料 8-17【ウェブ】）。

職員へは、各種ガイドラインを公開すると共に、「学務用情報システム利用のための情報セキュリティ指針」に基づき、情報倫理教育を実施している。新任教員へは、情報倫理ハンドブックを配布し啓発に努めている。くわえて、SD活動の一環として外部講師による「情報倫理研修会」を2016年度より実施している（資料 8-18、資料 8-19）。

以上のことから、教職員及び学生の情報倫理の確立等の取組みを適切に行い、施設や設備等の適切な維持管理、バリアフリー化、ICT環境の拡充、アクティブラーニング環境等、教育研究活動及び学習活動に必要な施設及び設備等を適切に整備していると判断できる。

点検・評価項目③	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
評価の視点	<p>○図書資料の整備と図書利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 <p>○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p>

KPC1、KACの両キャンパスにそれぞれ図書館を設置しており、2022年度末現在、全体の蔵書数は図書（視聴覚含む）1,212,843冊、電子ブック5,346冊で、雑誌（冊子体）は、2023年4月現在、和雑誌1,968誌、洋雑誌369誌を2年以上継続受入している。また、2023年4月現在、電子ジャーナル2,662タイトルを継続中であり、図書利用環境、図書資料の整備を行っている（資料8-20 p.10、資料8-21）。

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備に伴う蔵書構築にあたっては、「神戸学院大学資料収集方針」に基づき資料収集しており、選書にあたっては、「神戸学院大学図書館資料選択要領」に基づき、図書館運営委員や選択委員が「図書館資料選択会議」等で行っており、これにより、教育・研究に必要な蔵書構成となっている。学生によるWeb選書も年4回実施しており、加えて、学生からの購入希望も随時受け付けている（資料8-20 pp.11-13、資料8-22、資料8-23）。

電子ジャーナルは幅広い分野から収集し、ネットワークを介して大学全体で閲覧できる。電子ブックは、資格取得関係、語学学習用を中心に収集を進めている（資料8-20 p.11、資料8-24【ウェブ】）。データベースは、複数の新聞データベース、Pub-Medなどの論文検索、判例データベースなど、主要なものの提供を行っている（資料8-25【ウェブ】）。機関リポジトリについては、2020年度より国立情報学研究所が提供するJAIRO Cloudを利用し、学術情報の公開を進めている（資料8-26【ウェブ】）。登録公開論文数は2023年11月までに148件となり、前年より28件増加している。

国立情報学研究所との学術情報相互提供においては、NACSIS-CAT/ILLの他、GakuNinへの参加、JAIRO Cloudを本学機関リポジトリとして利用する等、連携を深めている。また、他図書館とのネットワークの整備については、私立大学図書館協会等、複数の組織に加盟し、国内外の他大学・研究機関と様々な図書館間相互利用協力の推進を行っている。

さらに、近隣大学との「ポーアイ4大学連携事業」に参加し、図書館の相互利用のサービスを継続している（資料8-27【ウェブ】）。

学術情報へのアクセスに関する対応については、利用者の利便性を図るため、図書館の図書・雑誌、電子ジャーナル・データベースを一括して検索できるディスカバリーサービス「Summon」を導入し、「まとめてSearch」として提供、本学が所蔵する資料を横断的に一括検索できるようにしているほか、蔵書検索システム OPAC 上でKPC1、KACの各図書館間の相互貸出予約が行えるようにしている（資料8-28【ウェブ】、資料8-29【ウェブ】）。学外からもインターネットを介してアクセスできる。また、新入生を対象に「ライブラリツアー」を、3・4年次のゼミを対象に各種データベースの使い方や、論文の検索などを実習形式で行う「情報探索講座」を実施している（資料8-30）。

KPC1とKACの両キャンパスの図書館の総床面積は15,057.9㎡、閲覧室の座席総数は1,659席、パソコンは合計162台であり、各閲覧室に無線LANを設置し、学生の学習に配慮した図書館利用環境の整備を行っている（資料8-20 p.9、資料8-31、資料8-32）。また、開館時間は両館とも授業日や定期試験に対応させ、利用者への利便性を図っている（資料8-28【ウェブ】）。

図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置について、両館の管理運営に関する図書館業務担当者は、専任職員6名と図書館利用サービス業務及び資料整理業務に関する委託職員40名で構成している。専任職員のうち司書資格の保有者は2名、委託職員における司書資格の保有者は、KPC1の図書館には13名中12名、KACの図書館には、27名中26名であり、適切な体制を整備している（資料8-20 p.9）。

以上のことから、学生が学習活動を進展し、教員が教育研究活動を十分に展開できる環境、図書館、学術情報サービス等を提供するための体制を適切に備えており、それらは適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目④	教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
評価の視点	<p>○研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

本学は、「長期ビジョン」及び全学的戦略「神戸学院大学グランドミッション」の研究ミッションにおいて「文理融合型総合大学として学際的・学融合的研究の展開」「学部・研究科の枠を超えた協働・共創の促進」など5つのミッション、また、第3次中期行動計画（2023-2027）において、「研究」分野の中期目標に「多様で優れた学術研究を奨励し、その成果を広く社会へ還元するとともに、地域と連携した特色ある研究の拠点形成を推進します」と明示し、その目標達成のための中期計画を設定している（資料1-33【ウェブ】）。

本学では、教員の研究活動を支援する組織として研究支援センターを設置しており、全学の産学官連携事業、学内・学外研究助成金、知的財産管理、研究倫理などをサポートしている。本学が有する研究支援制度としては「個人配当教育・研究費」があり、専任教員に対して、一定額の「個人配当教育・研究費」を配当している。2013年度以降、教員の研究活動の活性化を目的として奨励金制度を設けた。さらに、外部資金の獲得に向けた一層の取り組みの奨励などを目的として、2022年度より個人配当教育・研究費奨励金を改定した（資料8-33）。なお、「個人配当教育・研究費」については、「学校法人神戸学院経理規則」に定めた「予算会議」構成員で構成する、「予算・決算検証会議」を開催し、執行状況等を検証している。そのほかの研究支援制度として「研究助成A・B・C」及び「健康科学研究助成金」という学内公募型の研究助成制度を設けている（資料8-34、資料8-35、資料8-36）。

外部資金獲得のための支援については、2011年度より「科研費申請支援業務（外部事業者による支援）」を行うとともに、2023年度は外部講師によるセミナーを複数回開催した。この結果、2018年度と2020年度は新規応募件数が100件を超え、採択件数・採択率も2020年度には、34件・30.6%と過去最高値を記録した。コロナ禍の影響があったものの、その後も2021年度96件、2022年度84件と高い水準を維持している（資料8-37）。

専任教員のうち教授・准教授・講師には、教育研究に必要な基本的備品を完備した個人研究室を配当している。助教・助手は数名で共用の研究室を使用している。また、理系学部では、実験や実習等を行うための部門研究室あるいは実習室を整備している。

研究専念期間を確保できる制度として、海外研究員制度（長期、短期、特別）及び国内研究員制度（6か月以上12か月以内）を設けている。両制度とも、派遣期間中も給与の全額支給に加え、旅費・滞在費等の支給もある。なお、2020年度・2021年度には諸規程を改正し、旅費・滞在費等の基準額を引き上げた（資料8-38、資料8-39、資料8-40、資料8-41、資料8-42）。2023年5月1日時点で長期海外研究員は4名、特別海外研究員制度を利用した教員は2018年度33名、2019年度26名であった。

TA、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制のうち、TAについては「神戸学院大学ティーチング・アシスタント規程」を定め、各教員に、教務センターが発行する教員向けの「教務案内」を通じて周知している（資料6-66、資料8-6 p.23）。2022年度は21名、2023年度は25名を採用した。リサーチ・アシスタント（R

A) については「神戸学院大学リサーチ・アシスタント規程」、ポストドクトラルフェロー（PD）には「神戸学院大学ポストドクトラルフェロー規程」を定めて、採用する体制を整えている（資料 8-43、資料 8-44）。2022 年度までの過去 5 年間では、外部との共同研究の研究プロジェクトで毎年 1～2 名のポストドクトラルフェロー（PD）を雇用した。SA は、現在約 200 名の日本人学生が登録しており、活動内容は、各種国際交流イベントの参加を通じて留学生と気軽に互いの文化・生活習慣について話したり各々の母国語を教え合ったりして、異文化理解を深めている（資料 7-66）。

オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制として、情報支援センターでは、動画編集などの専門知識を持つ委託職員を配置した教材作成室を設けており、教員向けに教材の作成や資料のデジタル化、パソコン操作に関する質問対応サービスを提供している。また、IT スキルを持った委託職員が教員の授業を支援する授業支援制度を設けている（資料 8-45、資料 8-46、資料 8-47、資料 8-48【ウェブ】、資料 8-49、資料 8-50）。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

点検・評価項目⑤	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
評価の視点	○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについて、研究者による研究活動の自発性及び自律性並びに多様性を尊重し、学問研究の自由を擁護する責務のもと、「神戸学院大学研究倫理綱領」を定めている（資料 8-51）。国内外の関係法規・指針等の趣旨に則り、研究・教育が生命の尊重及び個人の尊厳を保持することはもとより、生命倫理的観点及び科学的観点からも適正に行われるよう体制を整備し、研究活動を推進している。研究倫理や公正な研究の遂行等に係る取り組みは、本学ウェブサイトにて公開して学内外に広く周知している（資料 8-52【ウェブ】）。

規程の整備については、一例として文部科学省、厚生労働省及び経済産業省より出された「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 2021 年 4 月 16 日（2021 年 6 月 6 日一部改正）」に対応するため、関係諸規程の全部改正を行い、規程を制定した（資料 8-53、資料 8-54、資料 8-55、資料 8-56）。

そのほかの規程として「神戸学院大学動物実験安全管理規程」「神戸学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「神戸学院大学安全保障輸出管理規程」を整備している（資料 8-57、資料 8-58、資料 8-59）。2022 年度には、みなし輸出管理の厳格化に伴い、特定類型該

当性の内容が加味された「技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート」や「誓約書」を導入する等、常に情報収集を行って法令等に対応している。

利益相反マネジメントについては「神戸学院大学利益相反マネジメントポリシー」「神戸学院大学利益相反マネジメント規則」「神戸学院大学利益相反マネジメント委員会規程」を整備している（資料 8-52【ウェブ】、資料 8-60、資料 8-61、資料 8-62）。

また、本学における研究の実施に係る全学的重要事項を審議するため、「全学研究推進委員会」を置くことを「神戸学院大学全学研究推進委員会規則」で定めている（資料 8-63）。

文部科学省の定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」への対応については、副学長（研究担当）を統括責任者として、「公正研究委員会」が中心となって推進している（資料 2-14【ウェブ】、資料 8-64、資料 8-65）。また、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、各学部等の責任者も研究倫理教育を実施できる体制となっている。

教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）については、現在、5年度単位で「研究倫理教育 eラーニング受講年度」を設け、受講年度中に、所属している研究者等全員が APRIN「eラーニングプログラム（eAPRIN）」を修了することを義務付けている。さらに、日本学術振興会が刊行した「科学の健全な発展のために」を全ての専任教員及び大学院生等の研究者に配布している。

文部科学省のガイドライン「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」への対応に関しては、ガイドラインにおいて「不正防止対策強化の3本柱」として要件化されている①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化を履行し、大学全体の意識改革を図るとともに、2021年11月に「神戸学院大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針」を定めた。同年度中に諸規程のほか、必要な事務体制はすべて整備しており、ガイドラインの規定に沿って適切に運用を行っている（資料 2-14【ウェブ】、資料 8-66、資料 8-67、資料 8-68、資料 8-69、資料 8-70）。

コンプライアンス教育・啓発活動については、全体を統括する「統括管理責任者」（副学長）のもと、各部局等の長が、各部局等における実施に関して責任と権限を持つ体制となっている。当該活動は、3か月に1回全構成員に対して実施しているほか、競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての者に、公的研究費の使用に関する研修・説明会の受講を義務付けている（2022年度：受講対象者 139名、修了者 130名、修了率 93.5%）。

また、中期行動計画の「研究」分野の実行計画のひとつとして「公正な研究活動の推進と競争的研究費等の適正な執行の取り組み」を定め、「不正防止計画推進委員会」が中心となって、競争的研究費等の不正使用防止計画を推進している（資料 8-67、資料 8-68）。

研究倫理に関する学内審査については、次に述べる各種委員会を設置し、研究等の計画が適正に実施されるよう事前審査を行っている。「人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会」「人を対象とする非医学系研究倫理審査委員会」「神戸学院大学心理学部

人を対象とする研究等倫理審査委員会」「神戸学院大学総合リハビリテーション学部人を対象とする研究倫理審査委員会」「動物実験委員会」「遺伝子操作安全委員会」「安全保障輸出管理委員会」「利益相反マネジメント委員会」等が該当する。

研究責任者や研究分担者等に対しては、研究の実施に先立って教育・研修を受ける必要があることを周知徹底し、また、非医学系を除く「研究倫理審査委員会」の委員と事務担当者に対しても、審査等の業務に先立つ教育・研修の受講を義務付けている。

2022年度中に審査した研究計画の件数は、「人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会」が14件、「人を対象とする非医学系研究倫理審査委員会」が7件、「神戸学院大学心理学部人を対象とする研究等倫理審査委員会」が26件、「神戸学院大学総合リハビリテーション学部人を対象とする研究倫理審査委員会」が26件であった。

以上のことから、研究倫理に関する各種規程を整備するとともに、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を行っているなど、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

点検・評価項目⑥	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、主に第3次中期行動計画（2023-2027）の「教育」分野の中期計画「教育環境の整備充実」、「研究」分野の中期計画「研究環境・研究支援体制の整備充実」や「大学運営」分野の中期計画「安全で快適なキャンパス環境の整備」（第2次中期行動計画（2018-2022）においては「学生支援」分野）等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている（資料1-36【ウェブ】、資料2-3【ウェブ】）。

中期行動計画に基づく、教育研究等環境等の改善・向上の実例として、中期行動計画「教育」分野の中期計画「教育環境の整備充実」実行計画「キャンパスの特徴を活かした教育環境の整備充実および中長期保全計画にもとづく施設の保全・更新」等に基づき、「管財関係自己点検評価委員会」において定期的な点検・評価を実施し、その結果及び、各学部・部署からの要求事項を営繕工事関係予算要求に反映し、決定した事業を確実に実施している。直近で実施した事業は、KPC1の法廷教室のデジタル化、KACの14号館の一部講義室のアクティブラーニング化、KACの中・大教室の老朽化した机・椅子の更新である（資料8-71）。

図書館では、中期行動計画に基づき図書館・情報支援センターと「図書館関係自己点検評価委員会」が連携しながら、定期的な自己点検・評価、PDCAを行っている。第2次中期行動計画（2018-2022）では、「教育」分野の実行計画「図書館情報検索環境の整備」に基づき、ディスカバリーサービス「Summon」の導入、館内への自主学习用パソコンの設置、無線LANの整備を行ってきた。「Summon」は「まとめてSearch」として蔵書検索システムOPAC上でサービスを展開している。くわえて、「教育」分野の実行計画「デジタルコンテ

ンツの導入の促進」に基づき、電子ブック、データベースの充実を図るべく、学外からもインターネットを通じて利用可能とした。また、「図書館留学」事業の多読ラリー「てくてく English」において、学生が読んだ本の語数カウントを蔵書検索システム OPAC 上で行える「てくてく English オンライン」を 2023 年度より稼働し、電子ブックにも対応した（資料 8-72）。研究環境の整備充実においては、「機関リポジトリの運用」を挙げ、「神戸学院大学機関リポジトリ運用指針」を策定し、2020 年度より JAIRO Cloud にて機関リポジトリの運用を開始した（資料 8-73）。

以上のことから、教育研究等環境の適切性についての定期的な点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについて、適切に行っていると判断できる。

（2）長所・特色

- 1) 施設・設備の整備について、KPC1 と KAC の両キャンパスにおいてアクティブラーニング環境を整備し、能動的に学習できる環境を提供している。また、KPC1 の情報処理実習室では、11 室全室に ICT 環境を活用した語学教育システムである CALL システムを導入し、語学教育の環境を整えている。さらに、本学図書館機能の特色として、2011 年度より、学生の語学力向上を図った「図書館留学」を実施しており、これは多読・多聴ラリー「てくてく English」を主軸とし、国際交流支援センターで開設している「English Plaza (い〜ぷら)」との両輪で、実践的な語学力が身に付くよう取り組んでいる（資料 7-92【ウェブ】、資料 7-93【ウェブ】、資料 8-13【ウェブ】）。アクティブラーニング環境の整備や、語学教育の施設・設備の環境を整えている点は長所である。
- 2) 情報環境の整備については、5 年ごとに学内ネットワーク基盤の大規模更新を実施している。ICT 環境のリスク管理等については、本章で詳述したように、新入生及び新任教職員に対してそれぞれ丁寧に実施している。教職員に対しては、情報セキュリティに関する講習会開催により情報リテラシーの向上を図っており、リスク管理にも万全を期している（資料 2-14【ウェブ】、資料 8-14、資料 8-15、資料 8-16、資料 8-17【ウェブ】）。また、情報支援センターでは「授業支援制度」を設け、教員の教育活動をサポートしている（資料 8-45、資料 8-46、資料 8-47、資料 8-48【ウェブ】、資料 8-49、資料 8-50）。さらに、より高品質で授業配信ができる機器及び配信時の支援体制も整えており、情報環境の整備や情報リテラシーの向上を図っている点は長所である。
- 3) 研究環境の整備については、本章で詳述したように、専任教員に対し「個人担当教育・研究費」を配当し、さらに、より活発な外部資金の獲得を図るため、奨励金制度も設けている（資料 8-33）。その他、学内競争的研究助成制度や「海外研究員（長期・短期・特別）」「国内研究員」の制度もあり、研究を奨励する制度が充実している点は長所である（資料 8-38、資料 8-39、資料 8-40、資料 8-41、資料 8-42）。

4) コンプライアンス教育及び啓発活動については、「公的研究費 News Letter」を4半期に1回配信している(資料8-74)。研究倫理教育としては、より高度な研究倫理教育を行うため、2022年度以降は、5年度単位で「研究倫理教育 eラーニング受講年度」を設け、受講年度中に所属している研究者等全員が APRIN「eラーニングプログラム(eAPRIN)」を修了することとしている(資料8-75【ウェブ】)。このように、大学全体として研究倫理、研究活動の不正防止に対する高い意識が醸成されている点は長所である。

(3) 問題点

1) 安全保障輸出管理等、常に最新の動向については、情報収集を行い規則や体制の見直しを行っているが、法令等の求める水準に適宜対応するためには現状の組織体制や人数では不十分であるため、大学全体の課題として認識し、外部機関との連携強化など、研究の健全性・公正性への対応を強化していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

教育研究環境の基礎となる本学の校地・校舎面積は、大学設置基準で定められた要件を満たしている。校地・校舎及び施設・設備の維持・管理と安全及び衛生等については、それぞれ規程を設け、責任体制を明確にし、法令を遵守して適切に対応している。

校内ネットワーク環境については、大容量データにも対応した Wi-Fi 環境を全キャンパスに整備しており、LMS や BYOD (Bring Your Own Device) にも対応できる設備や機器の整備も行っている。情報セキュリティについては、基本方針の制定と、それに基づいたハンドブックの作成や各種の研修を適切に行っている。

キャンパスの学習環境については、アクティブラーニング等の整備を図り、学生の自主的な学習支援環境を整備している。建物の新築においてはバリアフリーに対応し、老朽化した建物には改築・改修を行い、教育・研究等環境の整備・充実を常に図っている。

学術情報環境については、KPC1 と KAC の両キャンパスに図書館を設置し、教育研究を支える学術情報コンテンツを整備し、その利用を可能とする環境・機器も設置している。利用者をサポートする司書資格保有者を含む職員についても図書館に適切に配置している。

本学の研究支援センターは、全学の教員の研究活動を幅広く適切にサポートしている。2011 年度より「科研費申請支援業務」を導入し、その結果、採択件数・採択率も高い水準を維持している。TA、リサーチ・アシスタント(RA)、ポストドクトラルフェロー(PD)等、教育研究活動を支援する制度も運用しており、これらの制度は、学生・大学院生が自らの資質能力を向上できる貴重な機会にもなっている。

研究倫理意識の醸成や不正防止の取り組みについては、基本方針を定め、各種規程を整備し、学内における責任体制を明確にし、適切に運用している。教職員や学生に対しては、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を定期的に行うなど研究倫理を遵守するための必要な措置を講じている。人を対象とする研究倫理の取り組みにおいても、研究責任者や研究分担者等に対して、教育・研修の受講を義務付けている。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、主に第3次中期行動計画(2023-2027)の

「教育」分野の中期計画「教育環境の整備充実」、「研究」分野の中期計画「研究環境・研究支援体制の整備充実」や「大学運営」分野の中期計画「安全で快適なキャンパス環境の整備」（第2次中期行動計画（2018-2022）においては「学生支援」分野）等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている。

第9章（基準9） 社会連携・社会貢献

（1）現状説明

点検・評価項目①	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
評価の視点	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、「神戸学院大学憲章」において「目指す姿」の5項目のうち2項目に「知を創造し、発信する大学」「地域の住民・産業界と共に進化する大学」を掲げ、「グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」を教育基本理念として掲げている（資料1-2【ウェブ】）。この「神戸学院大学憲章」に基づき、社会連携・社会貢献に関する方針を次のように定めている（資料2-14【ウェブ】）。

社会連携・社会貢献に関する方針	
神戸学院大学憲章「神戸学院大学の目指す姿」に基づき、社会連携・社会貢献に関する方針として次を掲げ、地域の発展と安定に貢献することに努める。	
①産官学連携を強化し、知の拠点としての役割を果たす。	
②教育研究活動の成果を地域へ還元する。	
③スポーツ・文化活動を通じた地域・社会貢献活動を推進する。	
④グローバルな視点から地域・社会の多様なニーズに対応できる人材を育成する。	

さらに、「長期ビジョン」を策定し、「神戸学院大学グランドミッション」において「社会貢献ミッション」を具体的に明記している（資料1-33【ウェブ】）。これらの社会連携・社会貢献に関する方針は、本学ウェブサイトに掲載し、学生・教職員及び社会に対し広く周知している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
評価の視点	○学外組織との適切な連携体制 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加

社会連携・社会貢献における連携体制について本学では、地域社会の発展と安定に貢献するため、また学生の成長支援のため、全ての学部・研究科・部署が社会連携・社会貢献事業に携わっている（図9-1）。

その中でも、2012年度に設置した社会連携部は、学外組織の窓口として、学部・研究科・部署を横断的につなぐ連結点の役割を果たしている。具体的には、地域・自治体・企業からの相談・要望（地域・社会の課題やニーズ等）を受け付け、その内容に応じて適切

な学内組織に協力を依頼し、その組織に伴走しながら連携業務を遂行している。また、社会連携部において他大学との連携組織として設置している「ポーアイ4大学連携推進センター」「TKK 学び合い連携センター」を運営している（資料 9-1【ウェブ】、資料 9-2【ウェブ】）。

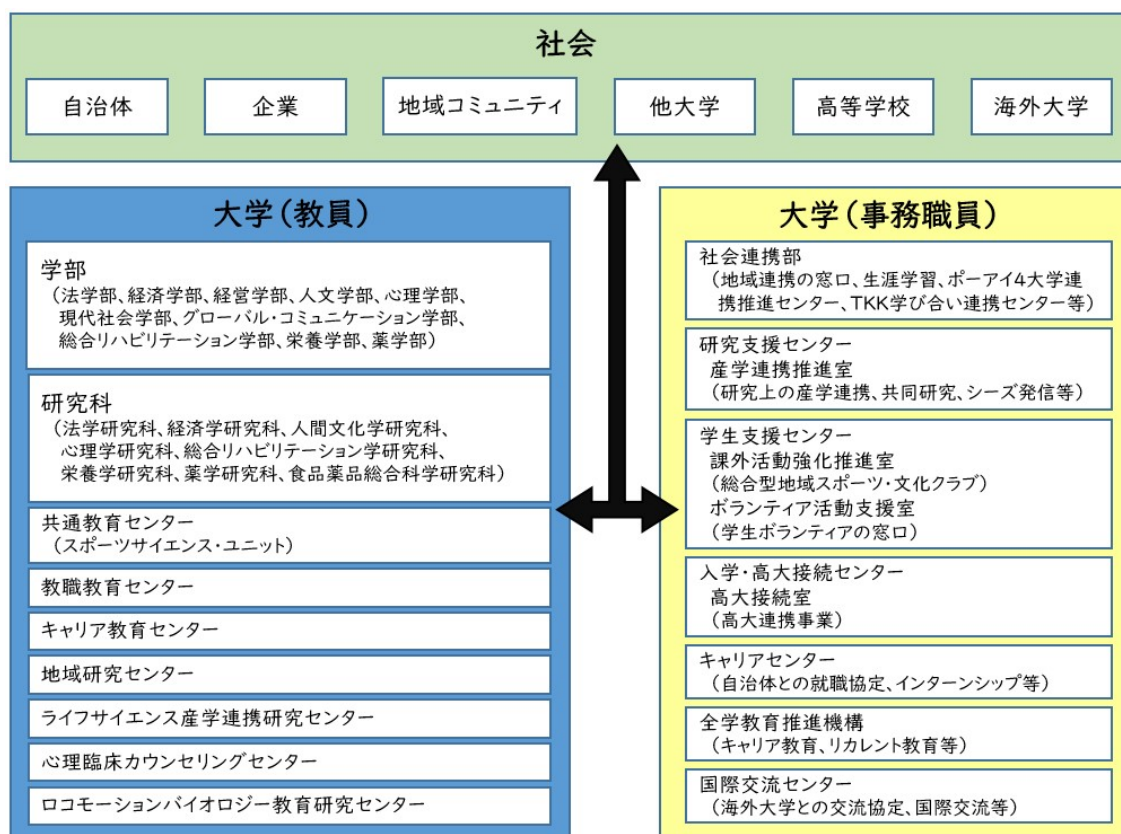


図 9-1 社会連携・社会貢献における連携体制図

また、研究支援センターでは、2021年より産学連携推進室を設置し、産学連携コーディネーターを配置して、研究情報の発信と産官学連携の促進に力を注いでいる。

研究機関としては、地域研究センター、ライフサイエンス産学連携研究センター、心理臨床カウンセリングセンター、ロコモーションバイオロジー教育研究センターを設置している。地域研究センターは、明石市（明石ハウス）と神戸市長田区（長田センター）に研究・交流拠点を置き活動しており、心理臨床カウンセリングセンターは、地域に開かれた心理相談機関となっている（資料 3-10【ウェブ】、資料 3-11【ウェブ】）。

また、学外組織との連携協定も積極的に進めている。2005年の明石市との連携協力協定から始まり、神戸市、兵庫県、淡路市、兵庫県中小企業家同友会、株式会社神戸新聞社、大丸神戸店、ダイドードリンコ株式会社など、多くの自治体・企業等と協定を締結し、様々な連携事業を展開している（資料 9-3【ウェブ】）。

産官学連携に関する取り組みについて本学では、各学部・研究科の専門性を活かした様々な産官学連携事業を展開し、教育・研究成果を社会に還元している。また、実際に社

会に出て社会の課題に取り組むことは学生の大きな成長につながると考えており、社会連携事業への学生参加を積極的に促進している。

1. 「一般社団法人大学都市神戸 産官学プラットフォーム」の設立

神戸市には数多くの大学が立地し、約7万人の大学生が学んでいることが、地域活性化の原動力となっている。一方、18歳人口の減少や他府県への流出超過、大学卒業時の地元就職率の低さなどは、神戸市、市内大学、地元産業界共通の課題でもある。こうした状況に対応していくために、市内の大学等、産業界、神戸市が参画し、2023年11月27日に「一般社団法人大学都市神戸 産官学プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設立し、「神戸の将来を支える人材の獲得」「神戸の未来を牽引する人材育成・定着」「神戸経済への直接的な貢献」の3つの取組みの視点のもとに、産官学共創による課題解決に向けてさまざまなプロジェクトを展開することになった（資料9-4【ウェブ】）。本学は神戸市の呼びかけに答え、2022年1月から神戸市、神戸大学、甲南大学、神戸市外国語大学とともに「プラットフォーム」設立に向けた協議を開始し、同年4月6日には久元神戸市長や本学中村学長らが発起人となって、組成準備会設立、「プラットフォーム」設立に向けての協議や市内大学や産業界へ参画の呼びかけを行ってきた。また、設立後は、多くのプロジェクトに参画するとともに、学長が副代表理事、大学事務局長が常任幹事を務め、さらに職員1名を出向させるなど、「プラットフォーム」の運営において重要な役割を果たしている。

2. 自治体との連携に関する取り組み

2005年の明石市との協定から始まり、その後、神戸市、兵庫県、淡路市とも協定を締結し、多様な連携事業を展開している（資料9-3【ウェブ】）。特に、神戸市とは密に連絡を取りながら数多くの連携事業を実施している。また、2021年度より新たに西宮市との連携事業も開始している。具体的な取り組み例は、次のとおりである。

▶ 明石市との連携事業（資料9-5）

- 明石市内バス利用促進プロジェクト：学生が明石市のバス利用促進に関する政策を提言（資料9-6【ウェブ】）
- こども食堂：学生のボランティア派遣（資料9-7【ウェブ】、資料9-8【ウェブ】）

▶ 神戸市との連携事業（資料9-9、資料9-10、資料9-11）

- 大学都市 KOBE 発信プロジェクト：グランフロント大阪ナレッジキャピタルでの展示・ワークショップ等の実施（資料9-12【ウェブ】）
- 銭湯文化活性化事業：利用者が激減している神戸市内の銭湯の魅力を学生目線で情報を発信（資料9-13【ウェブ】、資料9-14【ウェブ】、資料9-15【ウェブ】、資料9-16）
- 神戸市公式 SNS「つぶやこうべ」：神戸市の魅力を取材し、学生目線で情報を発信（資料9-17、資料9-18【ウェブ】）
- 子育てサロン「まなびー」：神戸市の地域子育て支援拠点事業に参画し、保育士資格を有するスタッフが常駐し子育て交流の場を提供するとともに、音楽や絵本の読み

- 聞かせ等の特別プログラム「がくせいとあそぼう」を実施（資料 9-19【ウェブ】）
- 防災力アッププロジェクト：学生団体「防災女子」による防災料理教室の開催（資料 9-20【ウェブ】、資料 9-21【ウェブ】）
- 中央区小学生ドッジボール大会：専攻分野学生の派遣（資料 9-22【ウェブ】）
- 多文化交流フェスティバル：専攻分野学部のブース出展（資料 9-23【ウェブ】）
- ふれあい中央カーニバル：学生ボランティアの派遣（資料 9-24【ウェブ】）
- D-ラーニング：小学生向けの学びの場への講師派遣（資料 9-25【ウェブ】）
- パラスポーツ体験会：専攻分野学生の派遣（資料 9-26【ウェブ】）

▶ 兵庫県との連携事業（資料 9-27）

- 1.17 ひょうご安全の日推進事業：学生団体「学生消防団」や「シーガルレスキュー」による防災啓発ブースの出展や災害時の徒歩での帰宅避難を想定したメモリアルウォークへの参加（資料 9-28【ウェブ】）
- 兵庫県合同防災訓練：専攻分野の学生派遣（資料 9-29【ウェブ】）
- たじま未来プロジェクト：兵庫県養父市・豊岡市と連携し、学生が地域活性化の政策を提言（資料 9-30【ウェブ】）

▶ 淡路市との連携事業（資料 9-31）

- 淡路市学まちコラボ事業：学生が地域の活性化・魅力向上策を提言（資料 9-23【ウェブ】、資料 9-32【ウェブ】）
- 政策課題解決プロジェクト：淡路市若手職員と学生とで政策課題解決に向けたプロジェクトチームを結成し、淡路市長に政策を提言（資料 9-33【ウェブ】）

▶ 西宮市との連携事業

- 災害食レシピ：教員が災害食啓発パンフレットを監修（資料 9-34）
- 防災啓発活動：学生団体「防災女子」による動画作成や防災イベントへのブース出展（資料 9-35【ウェブ】、資料 9-36【ウェブ】、資料 9-37【ウェブ】）

3. 企業等との連携に関する取り組み

栄養学部による食品メーカーとの商品開発、現代社会学部による防災啓発活動、経営学部・経済学部による企業課題の解決など、各学部の専門性を活かし、多様な連携事業を展開している。具体的な取り組み例は、次のとおりである。

▶ 兵庫県中小企業家同友会との連携事業（資料 9-38）

- 産学連携プログラム：産学連携教育やPBL型授業の実施（資料 9-39【ウェブ】）

▶ 株式会社ブルボンとの連携事業

- 兵庫県政 150 周年記念商品「神戸しっとりチーズケーキ」の開発（資料 9-40【ウェブ】）
- 「ひょうご BOSAI 天然水」の共同開発（資料 9-41【ウェブ】）
- 2024 年度に向けた商品開発のキックオフミーティング（資料 9-42）

- 大丸神戸店との連携事業（資料 9-43）
 - もとまち こども大学：2017 年より子どもの創造力を育むためのプログラムを共同で開講（資料 9-44【ウェブ】）
 - 防災啓発イベント：学生団体「防災女子」による災害食のアレンジレシピの提案（資料 9-45【ウェブ】）

- 株式会社神戸新聞社との連携事業（資料 9-46）
 - 学生編集会議：学生が取材・執筆を行い、新聞記者の校正を経て、「学園リポート」として毎月第 2 水曜の夕刊に掲載（資料 9-47【ウェブ】）
 - 117KOBE ぼうさい委員会：学生が阪神・淡路大震災の経験と教訓を兵庫県の大学生から次世代に伝える委員会へ参加及び神戸防災のつどいへの協力（資料 9-48、資料 9-49【ウェブ】）
 - Mラボ：企業の課題に対し、学生が解決策を提案（資料 9-50【ウェブ】）

- ダイードリンク株式会社との連携事業（資料 9-51）
 - 地域貢献型自動販売機を活用した情報発信：デジタルサイネージ搭載の自動販売機で配信する防災啓発情報のコンテンツを学生が作成（資料 9-52）

- 六甲バター株式会社との連携事業
 - チーズを活用したマラソンレシピブックの作成（資料 9-53【ウェブ】、資料 9-54【ウェブ】、資料 9-55【ウェブ】、資料 9-56）

- 阪神梅田本店・まねき食品株式会社との連携事業
 - 日本の食文化の継承「おせち」の開発（資料 9-57【ウェブ】）

- 株式会社良品計画との連携事業
 - 防災啓発イベント：店舗での情報発信、ワークショップの開催（資料 9-58【ウェブ】、資料 9-59【ウェブ】）
 - いつものもしも CARAVAN 神戸：学生団体「防災女子」「シーガルレスキュー」によるブース出展（資料 9-60【ウェブ】）

- 株式会社みなと銀行との連携事業
 - 企業課題解決プログラム：学生が企業の課題解決策を提案（資料 9-61【ウェブ】）

- 株式会社丸井グループ神戸マルイとの連携事業
 - 神戸マルイ 1 階の特設ブースにて学生が商品展示を企画・販売（資料 9-62【ウェブ】、資料 9-63【ウェブ】）

- 兵庫県立兵庫津ミュージアムとの連携事業

- 学生によるミュージアムのプロモーションビデオの制作と動画サイトを通じた情報発信（資料 9-64【ウェブ】）

▶ こうべ市民福祉振興協会との連携事業（資料 9-65）

- ユニバーサルフェスタ：しあわせの村にて将来の移動機器を考える体験ブースを出展（資料 9-66【ウェブ】）

4. 他大学との連携に関する取り組み

地域連携を軸としたポーアイ 4 大学連携事業、広域連携を軸とした TKK 3 大学連携事業を中心に、他大学と次のような連携事業を展開している。

▶ ポーアイ 4 大学による連携事業（資料 9-67）

兵庫医科大学〔統合前（兵庫医療大学）〕、神戸女子大学、神戸女子短期大学、本学の 4 大学で連携協定を結び、各大学の特色を活かしつつ、教育・研究活動で連携している。連携事業を支える組織として、本学内に「ポーアイ 4 大学連携推進センター」を設置し、本学が事務局として中心的な役割を担いながら、次のような連携事業に取り組んでいる（資料 9-68【ウェブ】）。

- ポーアイ 4 大学連携推進センター共同事業：ポーアイ教養科目の開講（単位互換制度）、ポーアイ 4 大学総合防災訓練、地域交流活動など
- ポーアイ安全・安心ステーション：学生消防団や学生ボランティア団体の活動、DMAT（災害派遣医療チーム）研修運営補助ボランティアへの参加、交通安全啓発活動など
- 各部会の連携事業：4 大学マラソン大会、国際交流ツアー

▶ TKK 3 大学による連携事業（資料 9-69）

東北福祉大学、工学院大学、本学の 3 大学は、「大学教育充実のための戦略的支援プログラムの共同実施に関する協定」を締結し、3 大学の特色や強みを活かしつつ、文系理系の融合により高度な社会貢献に関する研究・教育を行い、社会に貢献することを目的に事業を展開している。具体的には、3 大学合同の専門カリキュラムを開設し、遠隔授業システムによって各大学の開講科目を履修できる「学び合い事業」のほか、ボランティア活動を中心とした「分かち合い事業」、災害時に備えた円滑な大学運営のための大学間バックアップシステムと地震防災訓練など学生主体の実践訓練「助け合い事業」を展開している。本学は、これらの連携事業において「学び合い事業」のパートを担当している（資料 9-70【ウェブ】）。

▶ その他の大学との連携事業

- 神戸市看護大学と連携し、地域社会のニーズに応え、保健医療福祉チームの要となる専門職を育成することを目的に、「専門職連携教育（Interprofessional Education: I P E）」を開講している（資料 3-16【ウェブ】、資料 9-71、資料 9-72【ウェブ】）。
- 大学コンソーシアムひょうご神戸に参画し、副理事長校として各事業委員会の実施

事業に協力している（資料 9-73）。

- 神戸市の大学都市神戸 産官学プラットフォームの発起校として、「プラットフォーム」の設立や事業推進に協力している（資料 9-4【ウェブ】）。

生涯学習に関する取り組みについては、教育・研究活動の成果を地域へ還元するため、本学では学内外で数多くの講座や教室を開催している。

本学主催の生涯学習

▶ 土曜公開講座

各学部の教員が地域の方々に対して、年 10 回程度の公開講座を開催している。1976 年の開始から 2023 年までの開催数は通算 517 回に達しており、累計受講者数は延べ 102,729 人と 10 万人を超えている（資料 9-74【ウェブ】、資料 9-75）。

▶ グリーンフェスティバル

本学人文学部の教員がコーディネーターとして企画し、広く一般の方々に舞台芸術に触れる機会を無料公演として提供している。1988 年の開始から 2023 年までの公演数は 461 回にのぼり、来場者数は延べ 187,029 人と 18 万人を超えている（資料 9-76【ウェブ】、資料 9-77）。

▶ 体験型公開講座

2015 年より知識や理論を身につける講義と実習・ワークショップを組み合わせた講座を開講している。小学生を対象にしたプログラムのほか、「予防医学」の重要性を説いた本学創設者（森茂樹博士）の思いを受け継いだ「健康づくりサポートプログラム」など、年 8 回程度の講座を開催している（資料 9-78【ウェブ】、資料 9-79【ウェブ】、資料 9-80【ウェブ】、資料 9-81【ウェブ】）。

▶ 学部主催の公開講座

法学部主催のシンポジウム、現代社会学部主催の市民公開講座、心理臨床カウンセリングセンター主催のフォーラムなど、学部・研究科においても公開講座を開催している（資料 9-82【ウェブ】、資料 9-83【ウェブ】、資料 9-84【ウェブ】）。

学外組織との連携による生涯学習

▶ 神戸市

- 大学都市 KOBE 発信プロジェクト：グランフロント大阪ナレッジキャピタルでの KOBE こども大学（ワークショップ等）の開催（資料 9-12【ウェブ】）
- D-ラーニング：小学生向けの学びの場への講師派遣（資料 9-25【ウェブ】）

▶ 大阪市立総合生涯学習センター（資料 9-85）

協定を締結し、年 2 回程度の連携公開講座を開催している（資料 9-86【ウェブ】）。

▶ 阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット

大阪府が事務局を担当している阪神奈大学・研究機関生涯学習ネットに参画し、公開講座フェスタを開催している（資料 9-87、資料 9-88【ウェブ】）。

▶ バンドー神戸青少年科学館

薬学部がポर्टアイランドサイエンスフェスティバルにてワークショップを実施している（資料 9-89【ウェブ】）。

出前授業や講師派遣による生涯学習

▶ 出前授業

- 神戸市立枝吉小学校：こども金融教室の実施（資料 9-90、資料 9-91【ウェブ】）
- 神戸市立太山寺小学校：食育授業の実施（資料 9-92【ウェブ】）
- 神戸市立宮川小学校：防災教育の実施（資料 9-93【ウェブ】）

▶ 講師派遣

社会連携部において、教員の講師派遣依頼の窓口を担当している。学外組織からの講演や委員選出の依頼を受け、各学部・各研究科と調整したうえで、全国各地に教員を派遣している。また、教員自身が個別に依頼を受けているケースもある。社会連携部が調整した講師派遣件数は、2008年～2023年で936件となり、900件を超えている（資料 9-94）。

リカレント教育

▶ 楽農アカデミー

2023年5月に、JA兵庫六甲、神戸市との産官学連携により「楽農アカデミー」を開講し、第1期生として24名の社会人が受講している。農業の知識や実習はJA兵庫六甲が担当し、本学は経営学と栄養学の知識を教えている（資料 9-95【ウェブ】、資料 9-96【ウェブ】）。

▶ 自分らしさを見つける女性のためのキャリアデザインプログラム

「働き始めたい」「不安な就労状況を抜け出したい」と思っている女性を対象に、自らの特徴を知り、目指したい働き方を実現するためのプログラムを提供している（資料 9-97【ウェブ】、資料 9-98【ウェブ】）。

▶ その他

- 法学部・法学研究科では、2005年度より兵庫県行政書士会所属の行政書士を科目等履修生として受け入れ、「行政書士のための司法研修講座」という名称で研修を実施している（資料 9-99）。
- 薬学研究科では、薬剤師の生涯教育の一環として「神戸学院大学卒後研修会」「漢方薬・生薬セミナー」を主催や、大学教員・学部学生・大学院生・病院薬剤師・地域薬局薬剤師を対象に「大学－医療連携講演会」を開催している（資料 9-100【ウェブ】、資料 9-101）。

地域交流に関する取組みについては、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、本学では、積極的に地域交流活動に取り組み、地域からの多様なニーズに応えている。具体的な取組みは次のとおりである。

神戸マラソンへの協力

2011年の第1回神戸マラソン大会から毎年継続して協力している。学生ボランティアの派遣をはじめ、保健系学部の学生による救護ボランティア、課外活動団体による沿道応援、六甲バターと栄養学部によるマラソンレシピの作成・配布、ランニングクリニックの開催など、総勢800名近くの学生・教職員が神戸マラソンを支えている（資料9-102、資料9-103【ウェブ】、資料9-104【ウェブ】）。

楽天ヴィッセル神戸との地域振興事業

課外活動団体によるノエビアスタジアムでのパフォーマンス、親子サッカークリニックの開催、学生サポーターによる応援活動などの事業を実施している（資料9-105【ウェブ】）。

神戸医療産業都市の発展に寄与する活動

ポートアイランド地区の企業・大学・研究機関の連携強化と、企業の技術者や学界の研究者が相互に情報交換できる場としてクラスター交流会「産学連携サロン」を実施している（資料9-106【ウェブ】）。また、一般公開のイベントでは、ブースを出展し、地域の方々との交流を図っている（資料9-107【ウェブ】）。

地域の方々のためのカウンセリングセンター

地域に開かれた心理相談機関として「心理臨床カウンセリングセンター」を設置している。また、毎年心理臨床カウンセリングフォーラムを開催し、地域との交流を図っている（資料3-11【ウェブ】、資料9-84【ウェブ】）。また、神戸市こども家庭局と連携協定を締結し、DVのある家庭のこどもの支援を行っている（資料9-108）。

総合型地域スポーツ・文化クラブ

2017年より「課外活動強化推進室」を設置し、地域スポーツの振興に寄与する活動を展開している。具体的には、ジュニアクラブの開設、スポーツフェスタの実施、野球教室、アメリカンフットボール教室、将棋大会などの教室を開催し、地域の方々に新しいライフスタイルを提案している（資料9-109【ウェブ】）。

地域や社会のためのボランティア活動

2005年より「ボランティア活動支援室」を設置し、専門コーディネーターが、約100人の学生スタッフとともに様々なボランティア事業に取り組んでいる。サマーボランティア、スプリングボランティアには、毎回200名を超える学生が参加し、各地で地域貢献活動を行っている。また、震災を経験した大学として、継続的に災害支援ボランティ

アにも取り組んでおり、本学の社会貢献活動の礎となっている（資料 7-81【ウェブ】、資料 7-82【ウェブ】、資料 7-83【ウェブ】）。

その他

- A) 中央区小学生ドッジボール大会への専攻分野学生の派遣（資料 9-22【ウェブ】）
- B) 多文化交流フェスティバルでの専攻分野学部のブース出展（資料 9-23【ウェブ】）
- C) ふれあい中央カーニバルへの学生ボランティアの派遣（資料 9-24【ウェブ】）
- D) パラスポーツ体験会への専攻分野学生の派遣（資料 9-26【ウェブ】）
- E) COMING KOBE23「減災ヴィレッジ」でのブース出展（資料 9-110【ウェブ】）
- F) 「ぼうさいこくたい 2022」への参加（資料 9-111【ウェブ】）
- G) 明舞団地でのスマホ・パソコン教室の開催（資料 9-112、資料 9-113【ウェブ】）
- H) 注文に時間がかかるカフェの開催（資料 9-114【ウェブ】）
- I) 明石市こども食堂への学生ボランティアの派遣（資料 9-7【ウェブ】、資料 9-8【ウェブ】）
- J) 神戸市立小・中学校への学生スクールサポーターの派遣（資料 9-115【ウェブ】）
- K) 神戸ポートターミナルでの吹奏楽部による歓送演奏（資料 9-116【ウェブ】）
- L) 「コミスタこうべ」での薬学部科学クラブのブース出展（資料 9-117【ウェブ】）
- M) 「中央 BON フェスタ」での神戸学院大学舞獅團による中国獅子舞のパフォーマンス（資料 9-118【ウェブ】）
- N) 「大学祭中央実行委員会」による地域イベントへの協力（資料 9-119【ウェブ】、資料 9-120【ウェブ】）

研究活動・研究成果を通じた社会貢献に関する取り組みについて、本学は、教育・研究機関として社会的課題の解決に取り組み、研究推進事業に積極的に参画するとともに、その成果を社会に還元する取り組みを行っている。競争的研究費の獲得に注力するとともに、産学連携推進室に産学連携コーディネーターを配置し、産官学連携活動を推進している。具体的には、神戸学院大学シーズ集や教員総覧などを通じて、産官学連携の推進に注力している（資料 9-121【ウェブ】、資料 9-122【ウェブ】）。共同研究・受託研究の件数は増加傾向にあり、取り組み実績や成果発表活動の一例を本学ウェブサイトに掲載している（資料 9-123【ウェブ】）。

地域研究センターでは、明石エリアと長田エリアにおいて、社会連携・社会貢献の取り組みを展開している。特に、明石エリアでは、明石市の旧宿場町である大蔵地域を中心に、地域の歴史や文化に関するさまざまな地域連携を伴う教育・研究活動を、地域社会のニーズに対応しながら実践している（資料 9-124【ウェブ】）。

その他、薬学部・薬学研究科で、神戸市立医療センター中央市民病院と連携協定の下、共同研究を実施している他、総合リハビリテーション学部では、明石市の一般介護予防事業評価事業において受託研究を締結し、医療介護分野における専門的な立場から地域住民（高齢者）の実態調査を行っている（資料 9-125、資料 9-126）。

また、経済学部教員がヤルタ・ヨーロッパ戦略会議に参加し、積極的な情報発信をするなど、各教員はそれぞれの専門分野を活かし国内外の専門委員会や有識者会議などに参加

している（資料 9-127【ウェブ】）。

国際交流に関する取り組みについて本学は、教育基本理念の1つに「グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」を掲げ、様々な国際交流と語学教育に注力している。16カ国52大学、3機関と大学間協定等を締結し、長期留学、短期海外研修制度を学生に提供している（資料 1-2【ウェブ】、資料 9-128【ウェブ】）。また、本学留学生に対し、各機関が主催している国際交流イベントへの積極的な参加を働きかけている。具体的には、近隣の高等学校との異文化交流の実施や、神戸マラソンのボランティアへの参加等が挙げられる（資料 9-129【ウェブ】、資料 9-130【ウェブ】）。

その他、各学部において、次のような国際交流に関する取り組みを行っている。

▶ 法学部

朝鮮大学校法科大学、浙江工業大学法学院、浙江工商大学法学院、寧波大学法学院との間で、日中韓3カ国大学法学部国際交流協定を結び、3カ国連携大学による「英語スピーチ大会」を持ち回りで開催している（資料 9-131、資料 9-132【ウェブ】）。

▶ 経済学部

ウクライナの複数の大学と学術協定を結び、教員や学生が国際交流の活動を行っている（資料 9-128【ウェブ】）。具体的には、オンラインの学生フォーラムや、ウクライナ文化を学ぶワークショップなどを実施している（資料 9-133【ウェブ】、資料 9-134【ウェブ】）。

▶ 現代社会学部

海外実習を通して、カンボジアの子どもや教員との交流事業を行っている（資料 9-135）。

▶ 薬学部

アリゾナ大学薬学部からの学生を受け入れ、講義・学生交流を行っている（資料 9-136【ウェブ】）。

高大連携に関する取り組みについて、現在、近隣の5つの高等学校と教育提携に関する協定書を締結し、各学部の教員や学生が提携先の高等学校にて、それぞれの専門性を活かした模擬講義等を実施している。具体的な取り組みの内容については、その一例を本学ウェブサイトに掲載している（資料 9-3【ウェブ】、資料 9-137【ウェブ】）。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づく社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施及びそれらを通じた教育研究成果の社会への還元について、適切であると判断できる。

点検・評価項目③	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、主に中期行動計画の「社会貢献」分野の中期計画「地域連携ネットワークの推進と拡充」「教育研究成果の社会への還元」「ボランティア活動の推進と支援体制の充実」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている（資料 1-36【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】）。

中期行動計画に基づく、社会連携・社会貢献の向上の実例として、第3次中期行動計画（2023-2027）「社会連携」分野の中期計画「地域連携ネットワークの推進と拡充」等に基づく神戸市の大学都市神戸 産官学プラットフォームの発起校として、「プラットフォーム」の設立や事業推進に参画している点がある。

その他、各事業における点検・評価、改善・向上は、学部・部署ごとに、事業の内容に応じて様々な方法で実施している。具体的には、①連携先との会議・連絡会・報告会、②学内の会議・委員会・報告会、③利用者アンケート・学生アンケート・スタッフアンケートなどを通じて点検・評価し、その結果をもとに次年度以降の事業に向けて改善・向上を図っている。

課題を抽出し、改善・向上した事例の一例は次のとおりである。

改善・向上例	内容
学部間連携の強化	各学部が個別に連携事業を実施することが多かったが、次のような学部間連携を図った。 ●心理学部、総合リハビリテーション学部が参画していた「健康づくりサポートプログラム」に栄養学部が参画（資料 9-78【ウェブ】） ●グローバル・コミュニケーション学部が参画していた「銭湯活性化事業」に経営学部が参画（資料 9-13【ウェブ】） ●経営学部が参画していた株式会社アシックスとの連携事業に総合リハビリテーション学部が参画（資料 9-138【ウェブ】）
学生の成長度測定	様々な連携事業に多くの学生が参加していたが、その成長度を測定するツールがなかった。そこで、学生の成長度の測定を試行的に実施することを検討している。
連携事業の報告	生涯学習にかかわる事項は、「生涯学習委員会」にて結果を報告し、委員から意見を聴取していたが、それ以外の連携事業は社会連携部内での報告に留まっていた。そこで、「評議会」の報告事項に「社会連携事業の取り組みについて」を追加し、結果を報告することを検討している。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性についての定期的な点検・評価及びその

結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについて、適切に行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

- 1) 「一般社団法人大学都市神戸 産官学プラットフォーム」の設立と活動の展開
久元神戸市長や本学中村学長らが発起人となって準備を進め、2023年11月27日に設立された「一般社団法人大学都市神戸 産官学プラットフォーム」は産官学共創により、高等教育や地域・社会の課題解決に向けて取り組もうとするものである。これは文部科学省の提唱する地域連携プラットフォームを神戸市地域において具現化する取り組みであり、本学が設立に向けた検討開始段階から今日に至るまで積極的に関わり、重要な役割を果たしている点は長所である（資料9-4【ウェブ】）。
- 2) 本学は、阪神・淡路大震災の震源地に最も近い総合大学として、「社会との繋（きずな）」「いのちの大切さ」を念頭に地域の復興に尽力し、防災やボランティアなどの教育活動を展開してきた。2005年に「ボランティア活動支援室」を設置し、継続して地域貢献ボランティアや災害支援ボランティアに取り組んでいる（資料7-81【ウェブ】）。「防災女子」「シーガルレスキュー」「減災 SCOP」「学生消防団」「ポーアイ・セーフティタウン・コミュニティ」などの学生団体も生まれ、学生団体も積極的に地域の防災イベントに参加している。特に、防災女子の活動件数は多く、年間30件近くに達している（資料9-20【ウェブ】、資料9-21【ウェブ】、資料9-35【ウェブ】、資料9-36【ウェブ】、資料9-37【ウェブ】、資料9-45【ウェブ】、資料9-60【ウェブ】、資料9-139）。最大規模のボランティア活動は神戸マラソンへの協力であり、800名近くの学生・教職員が神戸マラソンを支えている（資料9-102）。これらの取り組みは本学の特色であり、長所である。
- 3) 本学は、兵庫県、神戸市、明石市、淡路市といった近隣の自治体と連携協定を締結しており、数多くの産官学連携事業を実施している。地域・自治体・企業の抱えている課題は多様だが、各学部・各研究科がそれぞれの専門性を活かしながら、課題解決に向けて取り組んでいる。長期にわたり実施している生涯学習事業においても、総合大学の強みを活かした取り組みを行っている（資料9-11、資料9-25【ウェブ】、資料9-74【ウェブ】～資料9-101）。具体的には、体験型公開講座「健康づくりサポートプログラム」において、心理学部・総合リハビリテーション学部・栄養学部・薬学部の4学部が連携した体験講座を開講している（資料9-78【ウェブ】～資料9-81【ウェブ】）。これらの取り組みは本学の特色であり、長所である。
- 4) 産官学連携で取り組むリカレント教育は、全国的にも新しい取り組みである。神戸市は、人口減少・高齢化による農業の担い手不足という問題に対し、一定期間の研修を条件に小規模な農地を借りることができるようにする「神戸ネクストファーマー制度」を創設した。この制度を活用し、農業知識のあるJA兵庫六甲と、経営学と栄養学の知識のある本学が連携して開講したのが「楽農アカデミー」である（資料9-95

【ウェブ】、資料 9-96【ウェブ】。地域課題解決に向け、産官学連携でリカレント教育プログラムに取り組んでいる点は本学の特色であり、長所である。

(3) 問題点

- 1) 本学では様々な社会連携・社会貢献活動を実施しているが、組織・人によって、意識や行動に差がある。地域からの相談は増加傾向にあるため、学内協力者を増やしていくことが重要である。また、社会の多様なニーズに対応するためには、学部・研究科・部署間の連携を強化し、新たな連携による改善策を生み出していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、社会連携・社会貢献に関する方針の中で、「産官学連携の強化」「教育研究活動成果の地域への還元」「地域・社会貢献活動の推進」「地域・社会の多様なニーズに対応できる人材の育成」といった具体的な行動指針を明示している。さらに、「長期ビジョン」「神戸学院大学グランドミッション」においても「社会貢献ミッション」を具体的に明記するとともに、本学ウェブサイトに掲載し、広く学内外に周知している。

社会連携事業においては、兵庫県、神戸市、明石市、淡路市といった近隣の自治体をはじめ、多くの学外組織と連携協定を締結している。地域・自治体・企業からの相談は、学外組織の窓口である社会連携部が受け付け、適切な学内組織につなぎ、その組織に伴走しながら社会連携・社会貢献事業に取り組んでいる。地域・自治体・企業の抱えている課題は多様であるため、各学部・研究科がそれぞれの専門性を活かしながら課題解決に向けて取り組んでいる。自治体・企業とともに、新規の連携事業は増えており、既存の連携事業も途切れることなく継続している。

生涯学習事業においては、47年間継続して開催している「土曜公開講座」の累計受講者数が10万人を超え、35年間開催しているグリーンフェスティバルの累計来場者数が18万人を超えた。また、学外組織と連携した生涯学習、出前授業、講師派遣にも積極的に協力している。さらに新しい取り組みとして、総合大学の強みを活かした学部横断型の「健康づくりサポートプログラム」、産官学連携のリカレント教育「楽農アカデミー」も開講しており、既存事業の継続と新規事業の立ち上げを両立している。

本学は震災を経験した大学として、地域からの多様なニーズに応えることを重視し、地域交流活動に力を入れている。地域貢献ボランティアでは、神戸マラソンに800名近くの学生・教職員がボランティアとして参加し、サマーボランティア、スプリングボランティアでは毎回200名を超える学生が参加し、各地で社会貢献活動に取り組んでいる。被災地を支援する災害支援ボランティアも継続して実施しており、「防災女子」「シーガルレスキュー」などの学生団体が、各地の防災イベントで防災啓発活動を行っている。さらに、心理臨床カウンセリングセンターや子育てサロン「まなびー」の開室や、スポーツフェスタやスポーツ教室を開催する等、地域の方々の生活や活動をサポートする取り組みも行っている。

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、主に中期行動計画の「社会貢献」分野の中期計画「地域連携ネットワークの推進と拡充」「教育研究成果の社会への還元」「ボランティア活動の推進と支援体制の充実」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制に

において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている。

以上のように、大学基準に照らして、本学は秀でた社会連携・社会貢献活動を実現していると言える。

第10章（基準10） 大学運営・財務 ①大学運営

（1）現状説明

点検・評価項目①	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
評価の視点	○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、「建学の精神」及び「神戸学院大学憲章」に定める運営基本理念において、目指すべき方向性を明示している。教職員にはそれらを記載した教職員の名札と同サイズの「神戸学院大学憲章」カード、学生には学生手帳である「Student Diary」を配付し、本学ウェブサイトでも広く周知している（資料1-2【ウェブ】、資料1-32、資料10-①-1）。

なお、2024年度以降、「Student Diary」は「神戸学院大学 公式アプリ」に移行し、引き続き周知を行う予定である。

建学の精神

「真理愛好・個性尊重」

学びと知の探究を通じて、普遍的な学問体系の英知に触れる喜びを実感し、その過程で自己と他者の個性に気づき、互いの存在をこよなく尊重する。

運営基本理念

- ・ 中長期計画に基づいた健全で安定した運営
- ・ 学生の修学活動とそのため環境整備を優先した運営
- ・ 意思決定プロセスの透明化と情報の共有化を重視した運営
- ・ 学生や教職員等の意見、第三者の評価を反映した運営

本学の創設者である初代学長・森茂樹は、運営上のモットーを「後世に残る大学」、運営上の心得を「クリーンでクリアであれ。」とし、現在までその意思を引き継いでいる（資料2-14【ウェブ】、資料10-①-2【ウェブ】）。

本学は、2016年度に創立50周年を迎え、21世紀を見据えた「未来50年—神戸学院大学が進むべき道筋—」を公表し、進むべき道筋を明らかにした（資料10-①-3【ウェブ】）。

2022年度には、現行の「未来50年—神戸学院大学が進むべき道筋—」の見直し、中期行動計画を包括する全学的戦略の再構築を行い、本学の理念・目的に基づき、大学の将来を見据えた長期的な運営方針として、本学が2041年に創立75周年、本法人が2042年に創立130周年を迎えるにあたり、そこに至るまでの2040年に向けた「長期ビジョン」及び全学的戦略として「神戸学院大学グランドミッション」を策定し、公表した（資料1-33【ウェブ】）。「神戸学院大学グランドミッション」は、「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献」「大学運営」の5分野のミッションを明示し、そのうち、「大学運営」では「効率的・効果的な教員組織と事務組織の運営と教職協働」「財政基盤の安定化と財政運営の効率化・健全化」など7つのミッションを掲げている。実施計画としての中期行動計画と連

動させることにより実効性の高いものとなっている（資料1-36【ウェブ】）。

2022年度には、第2次中期行動計画（2018-2022）の実行を終え、2023年度からは第3次中期行動計画（2023-2027）を実行しており、「大学運営」分野において、「効率的な組織運営」「SDの推進」など7つの中期計画を掲げている（資料1-36【ウェブ】）。

「長期ビジョン」及び「神戸学院大学グランドミッション」の策定にあたっては、大学内の全学的な会議体である「総合企画会議」「評議会」での審議・報告を経て理事会での決定に至っており、学内構成員には周知、共有できている。さらに、2023年度から始まった第3次中期行動計画（2023-2027）と連動させ、2023年1月に本学ウェブサイトで公表し、学内外に広く周知している。

以上のことから、大学運営に関する方針を定め、適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②	方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な大学運営のための組織の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 ○適切な危機管理対策の実施

本学は、学長をはじめとする所要の職を置き、次のとおり選任方法と権限を明確に定めている。

学長の選任は、「神戸学院大学学長選出規則」及び「神戸学院大学学長選出規則施行細則」に基づき行っている（資料10-①-4、資料10-①-5）。学長候補者推薦投票、除斥投票及び学長選挙の順に行い、選出された1名が理事会に推薦され、理事会の承認をもって決定する。なお、除斥投票においては学生も投票権を有し、さらに「神戸学院大学学長辞任請求規則」及び「神戸学院大学学長辞任請求規則施行細則」に基づき学長の辞任請求もできる（資料10-①-6、資料10-①-7）。学長の選任や辞任請求に関して学生の意見も反映できる体制となっている。学長の権限は「学則」第7条第2項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定めて、その権限と責任を明確にしている（資料1-3【ウェブ】）。

大学に4名の副学長を置き、本学の教授から学長が推薦する。副学長は、「評議会」の議を経て学長が任命し、「副学長制度実施要領」において、「副学長は、学長が委任する職務を代行するとともに、学長が出張、事故等により職務ができない場合及び「神戸学院大学学長選出規則」第3条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する事由の発生した場

合にその職務を代行する。」と定めており、副学長はそれぞれの担当職務に基づき、学長の委任する職務を代行している（資料10-①-8、資料10-①-9）。

なお、学長及び副学長は「学校法人神戸学院寄附行為」第6条第1項により本法人の理事となると定めている（資料1-1【ウェブ】）。

学長は必要に応じて3名以内の学長補佐を置くことができ、本学の教授から学長が任命する。学長補佐の役割については、「学長補佐制度実施要領」において「学長補佐は、学長の職務を支援し、かつ学長からの指示による特定の業務を担当し、学長を補佐する。」と定め、危機管理対応など特定の業務を担当している（資料10-①-9、資料10-①-10）。これらにより、教学のトップである学長を全方位で支える体制を整えている。

学部長・研究科長は、各学部・研究科で定める選出規則等に基づき選出された候補者を学長に推薦し、学長が任命している（資料10-①-11、資料10-①-12、資料10-①-13、資料10-①-14、資料10-①-15、資料10-①-16、資料10-①-17、資料10-①-18、資料10-①-19、資料10-①-20、資料10-①-21、資料10-①-22、資料10-①-23、資料10-①-24、資料10-①-25、資料10-①-26、資料10-①-27、資料10-①-28、資料10-①-29、資料10-①-30）。なお、一部の学部・研究科において、選出規則を2023年度中に一部改正をする予定である。学部長の権限は「学則」第7条第5項に「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」、また、研究科長については「大学院学則」第36条第3項に「研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。」と定めている（資料1-3【ウェブ】）。

本学は、「神戸学院大学憲章」に定める運営基本理念において「意思決定プロセスの透明化と情報の共有化を重視した運営」を定め、意思決定プロセスの明確化を重視した運営を行っている（資料1-2【ウェブ】）。

学長が重要事項につき意思決定をするにあたり全学的に審議する会議体として「評議会」と「総合企画会議」を置いている。学長は両会議を招集し、議長を務める（資料3-8、資料6-13）。

「評議会」は、大学の教育研究にかかる重要事項を審議することを目的として開催している。その構成員（評議員）は、学長、副学長、各学部長、各学部の教授各1名、規定した各センター所長及び共通教育センター副所長である（資料3-8）。なお、大学院の教育研究にかかる重要事項は、学長が議長を務める「大学院委員会」で審議している（資料3-9）。

「総合企画会議」は、大学の中長期計画及び予算等経営・運営に関する事項を審議することを目的として開催している。その構成員は、学長、副学長、各学部長・研究科長、法人事務局長及び大学事務局長、全学教育推進機構長、規定した各センター所長及び学長補佐並びに事務部署の部長及び事務部長である。審議事項のうち、大学の中長期計画にかかる教学に関する重要事項は「評議会」（大学院は「大学院委員会」）に上程し、経営・運営に関する重要事項は常任理事会に上程する。

また、学長は意思決定にあたり、執行部（副学長、法人・大学事務局長等）と意見調整を行うため「学長室会議」を原則毎週1回、学部長等（学部長、副学長、学長補佐、法人・大学事務局長及び共通教育センター所長等）との調整のため「学部長懇談会」を毎月1回招集している。

大学の教育研究の重要な事項を審議するために各学部に教授会を設置している。教授会

については、「学則」第9条に「学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする」と役割を明確に定めている（資料1-3【ウェブ】）。「神戸学院大学ガバナンス・コード」第3章に従い、学長は教授会の役割の重要性に十分配慮し最終判断を行っている（資料1-39【ウェブ】）。

なお、大学院では各研究科に「研究科委員会」を置いている。「研究科委員会」は学部教授会と同様の役割を担っている（資料10-①-31、資料10-①-32、資料10-①-33、資料10-①-34、資料10-①-35、資料10-①-36、資料10-①-37、資料10-①-38）。なお、一部の研究科において研究科委員会規則を2023年度中に一部改正する予定である。

以上のように、重要事項について学長のリーダーシップの下、教学関係と経営・運営関係に分け、これに応じた会議体での審議を経ることにより、権限と責任の所在を明確にした意思決定を行っている。

教学組織（大学）での意思決定は前述のとおりであるが、法人組織の意思決定は、私立学校法を遵守した「学校法人神戸学院寄附行為」に基づき行う。議決機関である理事会、その諮問機関である評議員会及び法人組織の業務並びに財産状況を監査する監事を置き、それぞれの権限と責任を「学校法人神戸学院寄附行為」に明確に定めている。また、理事会の下には、理事会から委任された事項の審議及び日常業務を執行する常任理事会を設置している（資料1-1【ウェブ】）。

理事会は、学外理事を含め17名の理事により構成している（資料1-1【ウェブ】）。理事会は学校法人の経営強化を念頭において業務を決定し、理事の職務執行を監督することを役割とするが、その権限を明確にするため議決する重要事項を「学校法人神戸学院寄附行為」に明示している（資料1-1【ウェブ】、資料1-39【ウェブ】）。

また、評議員会は、36名の評議員により構成しており、その中には設置校に在学する学生・生徒の保護者が5名、卒業者が12名、学外の有識者が10名含まれており、諮問等に応じるため多くのステークホルダーから広範かつ有益な意見具申等を得る体制を整えている（資料1-1【ウェブ】）。

本学は、全学的に、毎年度「新入生アンケート」及び2年次生以上を対象とした「学生アンケート」を実施している（資料10-①-39）。「新入生アンケート」では入学の動機や今後の学生生活への期待などを調査し、「学生アンケート」では学生生活の現状や積極的に取り組んでいることなどを調査している。また、自由記述欄を設け、本学への意見や要望等を調査し、大学運営や予算要求の際に活用している。アンケート結果は、学内ポータルサイトである学内情報サービスや学生向け広報誌「Campus」で公表し、寄せられた意見や要望をふまえ、課題抽出を行い、各学部・部署等において可能な点から速やかに改善を図っている（資料10-①-40、資料10-①-41）。アンケートに寄せられた意見に応えた改善事例として、2021年度～2022年度にかけては、Wi-Fi設備の強化や洋式トイレへの改修、食堂の座席数の増設等がある（資料7-87、資料10-①-39）。

教職員からの意見への対応については、学部教授会や教職員が構成員となっている各種委員会を通じて意見集約をしている。また、適宜、提案事項に対しては、学部・研究科・部署等に意見聴取を行っている。

危機の予防・回避、学生及び職員の安全確保、大学資産の保全、被害の軽減及び早期復旧を図る体制を構築することを目的として、発生する危機に対する予防措置、緊急時の対

策等の基本原則を「神戸学院大学危機管理規則」に定めている（資料10-①-42）。

また、各組織において想定しうる危機管理対策を「危機管理基本マニュアル」及び「事象別危機管理マニュアル」にまとめ、毎年見直すことで適切な危機管理対策につなげている（資料8-12、資料10-①-43）。「危機管理基本マニュアル」及び「事象別危機管理マニュアル」については学生及び教職員に毎年度見直したものを配付し、最新の危機管理対策の情報共有に加え危機発生前から発生直後における各種対応の周知を行うことで、危機発生後の迅速な対応につなげている。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しており、それに基づいて適切に大学運営を行っている判断できる。

点検・評価項目③	予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
評価の視点	○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

大学における予算編成は、理事会で承認された法人全体の予算編成方針に基づき、大学としての次年度予算編成方針（案）を作成し、「総合企画会議」「評議会」で審議した後、9月中旬に「予算会議」の承認を経て決定している。「予算会議」は理事長を座長とし、総括経理責任者（財務担当理事）、常務理事、経理責任者及び「学校法人神戸学院寄附行為」第6条第1項第2号から第4号までに規定する理事により構成する予算編成の審議及び予算執行結果の検討を行うための会議体である（資料2-24【ウェブ】、資料8-10、資料10-①-44、資料10-①-45）。予算編成方針に従い学部・研究科・部署等が次年度の予算要求書を作成し、10月末までに財務部財務経理グループへ提出する。この予算要求書を財務部財務経理グループで取りまとめのうえ、12月初旬に「予算会議」にて学部・研究科・部署等からの説明を受け、内容を精査し、12月下旬に予算の内示を行う。翌年1月上旬に「予算会議」構成員による学部・研究科・部署等との予算復活折衝を経た後、1月末に最終予算内示を行う。そして、大学部門としての予算書（案）を作成し、「総合企画会議」「評議会」で審議した後、法人全体の予算書（案）に落とし込み、「予算会議」の承認を得ている（資料10-①-46）。この後、法人全体の予算書（案）は常任理事会に上程、法人評議員会への諮問を経て、理事会で決定されることとなる。

予算執行は、「学校法人神戸学院経理規則」や「学校法人神戸学院固定資産及び物品調達規則」等に則り適切に行っている（資料8-10、資料8-11、資料10-①-47）。また、各学部・研究科・部署等から要求された事業ごとに付番し、適正に執行しているかそれぞれが管理している。

予算執行に伴う効果等を恒常的かつ適切に分析・検証するために、「予算・決算検証会議」を開催している。「予算・決算検証会議」は「予算会議」と同一の構成員で、学部・研究科・部署等が作成する予算・決算検証報告書に基づくヒアリングを行っている。具体的には、学部・研究科・部署等に対して6月末までに前年度の予算・決算検証報告書及び事業実績報告書の提出を求め、その際に効果を分析・検証する記載を求めている。それぞれの報告書は、財務部財務経理グループに提出され、部内で検証したのち、8月上旬に

「予算・決算検証会議」を開催する。その際に、学部・研究科・部署等が予算執行に関する自己分析及び効果等を検証した結果を報告し、結果に対する検証、今後の改善方策等について質疑応答を行う（資料 10-①-46）。

なお、各学部・研究科・部署等の予算要求には、事業計画として中期行動計画との関連性を求めており、「予算・決算検証会議」においても、中期行動計画での実行計画を含めた検証を行っている。

以上のことから、「予算要求・予算会議」（Plan）、予算執行（Do）、「予算・決算検証会議」（Check）、次年度予算要求への反映（Act）のPDCA サイクルにより改善する仕組みを確立し、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④	法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
評価の視点	<p>○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本法人の事務組織については、「学校法人神戸学院事務組織規則」第2条に法人事務局、中学校・高等学校事務室及び内部監査室の設置について規定しており、第2条第2項において、主として法人の業務を掌る法人事務部局として4部署、第2条第3項に、主として大学の業務を掌る大学事務部局として12部署、第2条第4項で、理事長直轄の独立機関として内部監査室を置くことを規定している（資料 1-1【ウェブ】、資料 5-31、資料 10-①-48）。

また、全ての事務組織は「学校法人神戸学院事務分掌細則」により事務を分掌している（資料 4-55）。

なお、各組織については事務職員、任期付事務職員、嘱託職員により構成しているが、必要に応じて派遣職員やパートタイム労働者・アルバイト職員を配置している（資料 10-①-49）。また、業務の一部を業務委託している部署もある。

人員配置に関しては、「事務職員人事異動規程」第4条1項により「業務効率化のための適材配置及び事務組織の活性化に必要がある場合」に行うとしており、人事部長が人事異動案を作成するにあたり、部長・事務部長、事務部長補佐及びグループ長を対象として、グループの業務量、人員配置等について調査（年2回）を実施している（資料 10-①-50）。また、同第6条により、異動の決定は、「人事委員会の議を経て常任理事会において決定する。ただし、部長及び事務部長以上の役職者の異動については、常任理事会において決定する。」と規定し、会議体において適切な組織の構成と人員配置を決定している（資料 10-①-49、資料 10-①-51）。

事務職員の採用は、「事務職員採用規程」及び「事務職員採用規程細則」を定めており、「事務職員採用規程」第4条において、「人事部長が採用計画を立案し、人事委員会の議を経て常任理事会において、これを決定する。」と定めている（資料10-①-52、資料10-①-53）。採用活動は、「事務職員採用規程細則」第7条で規定する人事部長及び6名のグループ長で組織する「採用委員会」を設置したうえで実施し、採用者は、「事務職員採用規程」第6条により「人事委員会」及び「常任理事会」の議を経て理事長が決定している。

役職の任用に関しては、「神戸学院大学事務職員人事規則」第6条第2項に基づき、「事務職員役職規程」により、原則年1回4月1日付で行うものとしている（資料10-①-54、資料10-①-55）。「事務職員役職規程」第5条の役職の任用要件を満たした者のうち、任用役職に応じた会議体（事務局長、部長・事務部長・事務部長補佐については常任理事会、グループ長・参与は「人事小委員会」の推薦により常任理事会、リーダー、サブリーダー、学部長補佐は「人事小委員会」「人事委員会」の推薦を経て常任理事会）で決定している（資料10-①-54、資料10-①-55、資料10-①-56、資料10-①-57）。

昇格に関しては、「神戸学院大学事務職員人事規則」第5条第2項に基づき、職務遂行能力に相応する職能資格を格付けして、この職能資格を上位の資格に変更している。昇格基準は、「事務職員職能資格規程」第8条で定めている（資料10-①-58）。

放射線施設管理のため放射線取扱主任者の配置、教学IR担当者、図書館には図書館司書有資格者の配置、キャリアセンターにはキャリアカウンセラー等の有資格者を配置している。

2019年度より、様々な理由から大学での学びを困難と感じ、修学を諦める判断をせざるを得なくなった学生に、可能な限り卒業を目指し、自らの能力を高め、就労の機会が得られるように、退学を防ぎ、よりよい人材へと成長してもらうための活動を展開していくための組織として、「学生の未来センター」を開設し、専任の職員を配置している（資料7-46【ウェブ】、資料7-48）。また、2020年1月に「神戸学院大学障がいがある学生の支援に関する基本方針」を作成し、「真理を求める人にその道を指し示すことこそ、教育の役割である。すべての人は教育を受ける権利を持ち、望む人に、その機会は平等に与えられなければならない。このことは、障がいがある故に損なわれることがあってはならない。」という考えのもと、2021年12月に障がい学生支援室を設置し、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持った専門職員を配置している（資料7-10【ウェブ】、資料10-①-59）。その他、大学生活の中で、学生が抱えるさまざまな問題を相談できるところとして、学生相談室を設置しており、臨床心理士資格を有するカウンセラーを配置している（資料7-43、資料10-①-60）。また、法人設立の事業会社、「プラットフォーム」への出向、日本私立学校振興・共済事業団、公益財団法人大学基準協会への研修等で事務職員の専門性の強化を行っている。

本学の事務組織のうち、主に教学を担当しているセンターの所長に教員を任命し配置している。教員による所長の下に事務部長を配置し、教職協働で大学運営を行う体制を整備している。また、長期ビジョンワーキンググループ、SD研修は教職員合同で実施し、入試業務についても、協働で行っている。

大学の経営・運営に係る全学的な重要事項を諮る「総合企画会議」をはじめとし、各委員会においても教員と事務職員で構成しているものがあり、教職協働による運営体制を構築している（資料10-①-61）。

このように、教員と事務職員のそれぞれ異なった視点で教職協働することにより、長きにわたり良好な大学運営を行っていると判断できる。

本法人は、2018年10月に常任理事会の審議機能をより高めるため「法人機能の強化」を目指した会議体である「法人機能検討会」を常任理事会の下に設置した。その「法人機能検討会」から、2019年5月開催の第2回常任理事会において、「男女共同参画や働き方改革といった今日的な視点を持ち、事務職員の人事制度の見直しを継続的に実施することが重要であり、事務職員に対して人事評価制度を導入し、処遇に反映させるものとする。このために、外部専門家の協力を得て、目標管理制度等の組織マネジメント制度等の導入を2019年度中に策定する」との提案を受け、同年11月に開催した常任理事会において、事務職員人事評価制度の導入を決定した（資料10-①-62、資料10-①-63）。その決定を受け、2020年度に様々な部署、様々な職階から構成する「事務職員評価制度導入ワーキンググループ」を設置し、制度導入の目的として、

- 「・プラス評価に重点をおいた人事評価の構築により職員のモチベーション及び職務遂行能力の向上に寄与する。
- ・法人を担う人材（幹部職・高度専門職）の育成の指針・機会として活用する。
- ・中期目標・計画、組織目標をベースに職員一人ひとりが担当業務の目標・計画を明確に掲げて職務にあたることにより、組織内、組織間のコミュニケーション強化と成果向上を図る。
- ・業務の成果や組織への貢献度に応じた処遇に結び付ける。」

を掲げ、事務職員評価制度導入に向けての準備を行い、2021年度に試行運用を行った。2022年度からは本運用を行い、人事評価の完成度を高め、2023年度以降、役職任用、昇格等の処遇の参考としている。人事評価の基本的な枠組みは、職員一人ひとりが目標を設定して仕事の成果を評価する「目標達成度評価」と該当する職能資格や職位に求められる職能要件基準や日常の勤務態度等を評価する「能力・行動評価」の2項目及び項目別評価・参考合計点により構成している（資料10-①-64）。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務や教育研究活動の支援を行い、その他大学運営に必要な事務組織を設けており、それらが適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目⑤	大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。
評価の視点	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、2007年10月に建学の精神「真理愛好・個性尊重」に基づく神戸学院大学のありべき姿を実現するための教育と運営の基本理念、その実現を担う教職員像を「神戸学院大学憲章」として制定した。この「神戸学院大学憲章」の考え方にに基づき、教育・研究・社会貢献活動等の適切かつ効果的な運営を図るために職種ごとの特性を踏まえた必要な組織的または個人的な資質向上のためにSDを実施している（資料1-2【ウェブ】）。さらに、2017年9月には、「神戸学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント（SD）実施に関する基本方針」を策定し、その目的・定義や対象者、実施方針を明確にした（資料10-①-65）。

この「神戸学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント（SD）実施に関する基本方針」に基づき、毎年度各学部・研究科・部署等が実施計画案を策定し、組織計画、人事政策に関する事項についても審議する「総合企画会議」において、計画の審議及び効果検証を行い、実施主体となる学部、部署、委員会において、改善すべき点があれば実施記録・点検表に記録し、次年度以降の改善につなげている（資料 6-64、資料 6-65）。なお、従来から事務職員の研修の基本計画、企画及び運営については、「事務職員研修規程」に基づき「事務職員研修委員会」で協議し、「総合企画会議」に上程している（資料 10-①-66）。また、事務職員については「神戸学院大学人材育成体系図」に基づき「事務職員研修委員会」「事務部長会」等で検討し、研修や自己研鑽の術として、グループ外研修、通信教育、行政管理学会への加入及び「大学経営基礎講座」の受講等の企画、費用補助、勸奨を行っている（資料 10-①-67、資料 10-①-68、資料 10-①-69、資料 10-①-70、資料 10-①-71）。

以上のことから、本学は大学運営に必要なSDを組織的に実施しており、大学運営を適切かつ効果的に行うための、教職員の意欲及び資質の向上を図る方策を講じていると判断できる。

点検・評価項目⑥	大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	○監査プロセスの適切性 ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

本法人は、「学校法人神戸学院監事監査規則」第 10 条、「学校法人神戸学院内部監査規則」第 7 条、「学校法人神戸学院経理規則」第 63 条～第 65 条に基づき、監事、内部監査室及び監査法人（公認会計士）の三者によるいわゆる三様監査を行っている（資料 8-10、資料 10-①-72、資料 10-①-73）。

監事は、本法人の社会的信頼性の保持と健全な運営に資する内部統制を確立するため、私立学校法、「学校法人神戸学院寄附行為」及び「学校法人神戸学院監事監査規則」に基づき、定期的に業務状況・理事の業務執行状況監査及び財務状況監査を行っている（資料 1-1【ウェブ】、資料 10-①-72、資料 10-①-74）。本法人には 3 名の監事を置いているが、「学校法人神戸学院寄附行為施行細則」第 3 条に基づき、2019 年 6 月よりそのうち 1 名を常勤監事とし監査体制を強化してきた（資料 10-①-75）。監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要な意見を述べ、常勤監事にあつては、常任理事会にも出席し、必要な意見を述べている。業務状況・理事の執行状況については、理事会等に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、重要資料を閲覧して学校法人の運営に係る業務の執行状況を監査している。

また、本法人の活動状況を把握するために内部監査室との連携を図り、年 6 回「監事・内部監査室調整会議」を開催し、報告及び各種資料の提供を受け、意見交換を行っている。2022 年度は、監査法人とは年 4 回にわたり打ち合わせ会を開催した。期末監査にあつては、法人監査と称し、理事長、学長、附属中学校・高等学校校長をはじめ、本法人の設

置校の全学部・研究科等及び部署等を対象とする監査を実施している。理事長、学長、附属中学校・高等学校校長、学部・研究科長、事務局長及び部署長等に質問を行い、それらの回答を精査し、問題点や過年度に指摘した課題の進捗状況等についての把握に努め、監事、内部監査室及び監査法人が連携して取りまとめた「最終監査報告書」を中心に報告している（資料 10-①-76、資料 10-①-77）。その上で、毎会計年度の監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している（資料 10-①-78）。

内部監査室は、文部科学省からの通知等による監査ガイドライン及び「学校法人神戸学院内部監査規則」に基づき、理事長の指示を受けて業務監査及び会計監査を行っている。内部監査室には室長含め 3 名の事務職員を配置し、定期監査・臨時監査・日常監査等を行い、法人設置校の業務活動及び会計処理の適正等について、客観的に調査・検証し、その監査結果に基づき提言又は業務活動の支援を行うことにより業務改善に寄与している。監事及び監査法人との緊密な連携を図り、監事との調整会議のほか、監査法人との調整会議を年 3 回行っている（資料 10-①-79、資料 10-①-80）。

監査法人は、私立学校振興助成法による会計監査を行っている。例年、往査を含め 1 年間に延べ約 100 名・日以上 of 監査を行い、計算書類が学校法人会計基準に準拠して作成されているか、証憑や計算書類が適正であるか監査している。5 月には「期末監査報告会」を行っており、そこで当該年度の監査重点項目の実施状況と会計上の検討・留意事項及び内部統制上の留意点・課題についての説明と監査結果の報告を行っている（資料 10-①-81）。

三者は、それぞれの監査について、業務の有効性、効率性、信頼性、コンプライアンス（法令遵守）、資産の保全状況及び公共性の原則に基づいた諸活動などについて定期的に打ち合わせを行っている。また、監査における構成要素としての業務の適正性を確保するための環境整備、情報公開のあり方及びモニタリング（経過監査）などについても、三者それぞれの視点から話し合い、監査を行っている（資料 10-①-77）。

以上のことから、本法人及び本学の運営において監査及び内部監査は適切に行われていると判断できる。

大学運営の点検・評価は、主に中期行動計画の「大学運営」分野の中期計画「効率的な組織運営」等に則して行っており、大学内部質保証推進体制において「大学内部質保証推進委員会」が毎年度検証し、大学全体で改善・向上につなげている（資料 1-36【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】）。

第 2 次中期行動計画（2018-2022）の中期計画「効率的な組織運営」等に基づく点検・評価の結果をふまえ、大学運営の方法の改善や事務組織の改編など改善・向上に取り組んできた。その事例として、「事務部署間の連携強化やボランティア活動支援を目的とする事務室等の移転・拡張」「事務組織の最適化を目指した学生支援センター・教務センターの組織変更」がある。これらは「人事関係自己点検評価委員会」による自己点検・評価を通して、組織的に実行したものである（資料 10-①-82）。

以上のことから、大学運営の適切性についての定期的な点検・評価及びその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについて、適切に行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

1) 学長は意思決定にあたり、執行部（副学長、法人・大学事務局長等）と意見調整を行うため「学長室会議」を原則毎週1回、学部長等（学部長、副学長、学長補佐、法人・大学事務局長及び共通教育センター所長等）との調整のため「学部長懇談会」を毎月1回招集している。必要に応じて「学長室会議」や「学部長懇談会」を経て、学長の意思決定を支える体制ができている。学長が重要事項につき意思決定をするにあたり、全学的に審議する会議体として「評議会」「総合企画会議」「大学院委員会」があり、機関決定を行っている（資料3-8、資料3-9、資料6-13）。いずれの会議も学長が招集し、議長を務めている。中期行動計画「大学運営」分野の中期目標「学長のリーダーシップの下で、効率的で機動的な大学運営を行います」の具現化につながる本学の特色である。

2) 本学は、阪神・淡路大震災の震源地に最も近い総合大学として、「社会との繋（きずな）」「いのちの大切さ」を念頭に地域の復興に尽力し、防災や災害支援ボランティアなどの活動を展開している。危機の予防・回避、学生及び教職員の安全確保、大学資産の保全、被害の軽減及び早期復旧を図る体制を構築することを目的として、発生する危機に対する予防措置、緊急時の対策等の基本原則を規則に定め、統一的な危機管理対策を審議する組織として「神戸学院大学危機管理委員会」を設置している（資料10-①-42、資料10-①-83）。また、各部署や各委員会での対応が困難であり、かつ緊急な対応を要する危機が発生、又は発生するおそれがあると認められる場合は、「危機管理対策本部」を設置し、迅速に危機に対応することになっている。さらに、危機管理意識の醸成の一環、適切な危機管理対策につなげるために、長きにわたり、各組織において想定しうる危機管理対策を「危機管理基本マニュアル」及び「事象別危機管理マニュアル」にまとめ、毎年見直している（資料8-12、資料10-①-43）。「危機管理基本マニュアル」及び「事象別危機管理マニュアル」については学生及び教職員に、大学全体で毎年度見直したものを配付し、最新の危機管理対策の情報共有に加え危機発生前から発生直後における各種対応の周知を行うことで、危機発生後の迅速な対応につなげている。

コロナ禍においては、学長を本部長とし、副学長、各学部長・研究科長、法人事務局長、大学事務局長、学長補佐（危機管理担当）、各センター所長、各部長・事務部長を構成員とする全学的な「危機管理対策本部会議」を頻繁に開催し、新型コロナウイルス感染防止ガイドラインの策定、非登学授業やBYOD（Bring Your Own Device）の実施、課外活動、新入生行事、オープンキャンパスや大学祭の実施、教職員の勤務方法等、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策に関わるあらゆる事項について、組織的に審議のうえ対応を行ってきた（資料10-①-42、資料10-①-83、資料10-①-84、資料10-①-85）。「危機管理対策本部会議」を2020年2月から2023年7月まで通算129回にわたり開催し、全学一体となって対応してきたことは、中期行動計画「大学運営」分野の実行計画「防火・防災対策による安心・安全なキャンパス環境の整備」等の具現化につながっていることは本学の長所である。

3) 財務基盤の確立は、優れた教育研究体制を維持する上で重要である。本法人での予算編成作業は理事長が主宰する「予算会議」が行っている。「予算会議」では、大学の各学部・研究科と各部署から提出された予算要求書に従って各学部・研究科及び各部署単位で要求内容の説明がなされている。確定した予算は事業計画として実行し、年度末に決算として集約している。予算執行を行った翌年度8月に前年度決算をもとに「予算・決算検証会議」を行っている。これは提出された「検証報告書」をベースに各学部・研究科及び各部署と行う検証作業である。この検証作業は、各学部・研究科及び各部署が予算編成段階で示した年間事業計画が、適正かつ有効に行われたかを予算執行の面から振り返るものであり、その検証結果は次年度予算編成に改善・向上として活かしている。このような予算編成と決算の検証作業は、各学部・研究科及び各部署の予算執行面でのPDCAサイクルであり、内部質保証推進システムにおけるPDCAサイクルを補完する役目を果たしている。実際に、各学部・研究科と各部署の予算要求には、事業計画として中期行動計画との関連性を求めており、「予算・決算検証会議」においても、中期行動計画での実行計画を含めた検証を行っている。このような予算編成と決算の検証作業、それに続く次年度予算編成での改善・向上のサイクルは、内部質保証推進システムを側面から補完する重要な仕組みとしての長所をもっている。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

建学の精神に基づく大学運営に関する基本理念は、「神戸学院大学憲章」等に示し、大学の将来を見据えた中・長期の計画・ビジョンについても周知・共有している。

大学運営に関わる組織も適切に整備し、特に近年の業務の多様化・専門化に対しても対応できている。

学内の意思決定は、学長のリーダーシップの下、教学関係と経営・運営関係に分け、権限と責任の所在を明確にして行っている。

予算・編成執行にあたっては、予算編成から決算に基づく次年度予算編成方針策定までPDCAサイクルが機能する仕組みが確立している。

人事評価においては2022年度より人事評価制度の本運用を行い、職員の適切な業務評価を行い、評価を処遇に結び付けモチベーションと業務能力向上を図る取り組みを行っている。また、SDに関しては「神戸学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント(SD)実施に関する基本方針」を定め、職種・職位に応じ組織的に取り組んでいる。

監査体制については三様監査を実施しており、監事、内部監査室及び監査法人が「調整会議」等を通して緊密に連携して適切に取り組んでいる。

本法人では、大学のみならず法人、附属中学校・高等学校においても内部質保証体制を整備している。これにより法人一体となり改善・向上に取り組むことができ、内部質保証がより実効性の高いものとなっている。

第10章（基準10） 大学運営・財務 ②財務

（1）現状説明

点検・評価項目①	教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
評価の視点	○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 ○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では、効率的な財政運営を行うために、前述の学校法人神戸学院第2次中期行動計画（2018-2022）のなかで「中長期計画実行に基づく財政計画策定」を実行計画の一つとして掲げており、健全なキャッシュフローを確保し、法人財政の安定的な運営を図ることができるよう、2018年度から2037年度までの長期財務計画を策定している（資料1-36【ウェブ】、資料10-②-1）。内容としては、キャンパス整備計画の一環である2023年度のKAC2号館・3号館建替計画を踏まえたものであり、将来的に自己資金の充実度を表す事業活動収支差額比率が5%を上回ることを目標とした。また、長期財務計画については、大学の取り巻く環境、社会情勢の変化などに対応して、毎年度計画の検討・見直しを行い、常任理事会で審議し、理事会に報告している（資料10-②-2）。具体的には、当初2023年度に予定していたKACの2号館・3号館の建替計画について、コストが大幅に増加する要因が明らかになったことにより、新しい1号館として大学創立60周年を迎える2026年竣工を目指して基本計画に入るなど計画の変更・見直しを行い、あわせて第2号基本金の組み入れ計画を変更している（資料8-2、資料10-②-3）。

なお、当初目標とした事業活動収支差額比率が5%を上回ることについては、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標のなかでポイントの一つとして示されていることから、経常収支差額比率5%を上回ることに目標設定を変更している。

学校法人神戸学院第3次中期行動計画（2023-2027）においても、引き続き中長期財務計画の策定を実行計画の一つとして掲げ、決算時における経常収支差額比率が継続的に5%を上回ることを目標としている（資料1-36【ウェブ】）。なお、これらの目標を達成するために2023年度の法人全体の予算編成方針は、決算時における経常収支差額比率を5%、積立率を65%とすることを2022年9月の理事会で審議、決定している（資料10-②-4）。しかしながら、2024年度においては、法人全体の予算編成方針は、KAC再編整備に伴う2号館解体費用及び給水塔機能の移転など臨時的支出が多く見込まれることから、決算時における経常収支差額比率を2%、積立率は目標を設定しないことを2023年9月の理事会で審議、決定している（資料10-①-44）。

本法人の財務関係比率に関する指標又は目標の設定については、前述の通り法人全体として決算時における経常収支差額比率を5%、積立率を65%とすることを目標値としている。

目標とする指標に対する直近5か年の状況を見ると、以下の通りである。

比率名	2018年度 大学（法人全体）	2019年度 大学（法人全体）	2020年度 大学（法人全体）	2021年度 大学（法人全体）	2022年度 大学（法人全体）	全国平均
経常収支差額比率 (経常収支差額/経常収入)	9.0% (6.5%)	7.3% (4.7%)	6.7% (4.1%)	8.5% (5.9%)	8.5% (5.9%)	5.9%

比率名	2018年度 法人全体	2019年度 法人全体	2020年度 法人全体	2021年度 法人全体	2022年度 法人全体	全国平均
積立率 【運用資産/要積立額】	65.6%	64.8%	64.2%	64.3%	63.4%	78.4%

比率名	2018年度 大学（法人全体）	2019年度 大学（法人全体）	2020年度 大学（法人全体）	2021年度 大学（法人全体）	2022年度 大学（法人全体）	全国平均
経常収支差額比率 (経常収支差額/経常収入)	9.0% (6.5%)	7.3% (4.7%)	6.7% (4.1%)	8.5% (5.9%)	8.5% (5.9%)	4.2%
積立率 【運用資産/要積立額】	65.6%	64.8%	64.2%	64.3%	63.4%	78.2%

※ 全国平均は、令和5年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編）」に記載されている、医歯系法人を除いた大学法人の2022年度決算に基づく数値である。

経常収支差額比率は、法人全体では、2019年度、2020年度に目標値（5%）を達成することができていない。目標値を達成できていない要因としては、2019年度は前年度に取得したK P C 2の改修費用が発生したこと、2020年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響により教育環境整備（オンライン授業対応等）・学生支援経費（緊急経済援助等）等の臨時的な経費が発生したことによるものである。ただし、大学では、全期間において目標値（5%）を達成している。

積立率は、法人全体として、目標値（65%）を直近5か年ですべて達成することができていない。目標値を達成できていない要因としては、要積立額の大きな要素である減価償却累計額にある。大学では、2007年度のK P C 1開設に始まり、2019年度のK P C 2開設、附属中学校・高等学校では、ポートアイランドに新校舎を開設したことにより、毎年度20億円前後の減価償却額を計上し、減価償却累計額が年々増加していることによるものである。ただし、積立率も安定的に推移していることと、経常収支のバランスが保たれているということもあり、大きな問題にはならないと考えている。なお、2021年12月13日に行った日本私立学校振興・共済事業団との経営相談の際にも、「積立率が65%未満であっても他法人と比べても決して悪い数字ではない。大規模法人・同規模法人と比べると若干低いのが、経常収支のバランスが大きく離れていないのであれば問題ないのではないか」というコメントをいただいている。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するための、中・長期の財政計画を適切に策定していると判断できる。

点検・評価項目②	教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。
評価の視点	○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実

	<p>現するために必要な財務基盤（又は予算配分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み ○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等
--	--

本法人は、学校法人が自身で経営状況を大まかに把握できるように示されている日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」でみると、正常状態（グリーンゾーン A3 ランク）に位置付けられる。しかしながら、経常収支差額比率は 10%に届かない状況が続いており、また、積立率は全国平均を下回っていることから、余裕をもって安全域にあるわけではない。

法人の予算編成方針は、財務指標の中でも経常収支差額比率及び積立率に主眼をおいて目標値を設定し、毎年 8 月から 9 月にかけて審議、決定する（資料 10-①-46）。各設置校はその法人の予算編成方針に基づいてそれぞれの予算編成方針を策定し、予算編成を行う。予算編成にあたっては、「学校法人神戸学院経理規則」に定めた「予算会議」において各学部・研究科・部署から提出された予算要求書を十分精査し、教育研究活動を支障なく遂行するために必要な予算配当を行うことを心掛けている（資料 8-10）。

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みとして、「予算会議」構成員で構成する、「予算・決算検証会議」を開催している。「予算・決算検証会議」では、予算執行に伴う効果等を恒常的かつ適切に分析・検証することを目的とし、次年度への予算編成・予算要求につなげる役割を果たしている。具体的には、各学部・研究科・部署から予算・決算検証報告書及び事業実績報告書を提出し、「予算・決算検証会議」において結果に対する検証、今後の改善策等について質疑応答を行う。このように、「予算要求・予算会議」(Plan)、予算執行 (Do)、「予算・決算検証会議」(Check)、次年度予算要求への反映 (Act) の PDCA サイクルにより改善する仕組みを確立している。

財務基盤の確立のため、大学では、2024 年度新入生から入学金を減額し、入学時納付金全体の金額を減らすことで、志願者数の確保を目指している。同時に、学費（授業料・施設設備維持充実費）の改定も行い一時的に学生生徒等納付金全体としては、収入は減少するが、在学期間全体としての収入の増加を目指している。（資料 10-②-5）。

外部資金獲得のために、外部機関による科学研究費補助金申請支援体制を整えている。2018 年度から 2022 年度の 5 か年平均では、新規応募件数が 96.8 件、新規採択件数は 24.4 件であり、配分額（直接経費＋間接経費）についても毎年度 1 億円程度で推移している（資料 8-37）。また、2014 年度から科学研究費応募・採択数の増加に向けた取り組みとして導入している個人配当教育・研究費の奨励金制度については、2022 年度から一部条件を見直すことにより、更なる獲得を目指している（資料 8-33）。

寄付金は、2017 年度より年間を通して継続的な募金事業として、「神戸学院大学教育研究振興募金」を実施している（資料 10-②-6【ウェブ】）。特別寄付金収入は、2018 年度から 2022 年度の 5 か年平均で約 8 千万円程度であり、教育・研究活動に積極的に活用している。

資産運用による受取利息・配当金（教育活動外収入）は、「学校法人神戸学院資産運用管理規程」に基づき「資産運用評価委員会」において、「資産運用・評価の基本方針」に遵って適正に資金運用を行っている。その結果、安定的に収入を得ていることから、学生

生徒等納付金以外の収入源として大いに貢献している（資料 10-②-7、10-②-8）。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

（2）長所・特色

- 1) 経常収支差額は法人としての目標値である決算時の5%を直近2年間では達成している。ただし、2020年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響により、オンライン授業を実施したことから、e-ラーニングシステムの利用が大幅に増加した。その対応策として「dotCampus」のサーバ増強、office365の活用促進、「ZOOM」「Moodle」「Microsoft Teams」の導入を行うとともに、無線LANを設置するなど情報環境の整備充実を図った。さらに、学生に対する経済支援として、「オンライン授業の実施に伴う特別奨学金（一律5万円）」「緊急経済支援奨学金」や「緊急学費減免」の制度を設けた。そのため、臨時的支出が大幅に増加することとなったが、これまでに本学が中・長期財務計画を適切に策定し、安定的な財政基盤を確立していたことにより収支に大きな影響を与えることなく対応することができたことは、本法人の長所・特色である。
- 2) 総負債比率は、借入金返済により年度ごとに数値の改善が進んでいる。特に、2023年度末をもって、KPC1開設時の借入金（総額100億円）の返済が完了することから、今後は積立率向上に向けて特定資産への積立金額を増額するなど積立率を改善することができることは本法人の特色である。
- 3) 安定的な経営基盤の確立を図ることを目的として、2020年10月に本法人の100%出資による事業会社「株式会社神戸学院パートナーズ」を設立した。コロナ禍により積極的な事業展開は難しい状況であったが、保険代理業・自動販売機管理業・下宿入居支援事業等、確実に収益が見込める事業より着手し、2022年度・2023年度は収益の一部を大学への寄附に充てることができたことは本法人の長所である。
- 4) 「収入源の多様化」に向けた取り組みの1つとして、神戸市のふるさと納税の仕組みを活用した支援事業「未来の神戸づくりに向けた大学等応援助成」へ参画し、年間を通して同事業を介した寄付を受付できるように体制を整えたことは本学の特色である（資料 10-②-9【ウェブ】）。今後は教職員をはじめ、卒業生、在学生の保護者等へ更なる周知を図っていく予定である。具体的には、募集案内チラシを作成・配布、本学ウェブサイトでの広報等を検討している。

（3）問題点

- 1) 本学では、学生生徒等納付金比率が全国平均と比較しても高い状況にあることから、学生数を今後も安定的に確保することが財務基盤の安定を保つための必須要件である。直近の推移をみると比率面は改善傾向であるが、国庫補助金（授業料減免費等交

付金)による経常収入増に伴う改善であることから、収入源を多様化し、改善を進めていく必要がある。

積立率は2018年度にKPC2を開設するなど、積極的に設備投資を行った結果、2022年度末時点の減価償却累計額が約447億円に上り、分母となる要積立額が年々肥大している事情もあり、目標値である決算時の65%以上という数値目標の実現には難しい状況である。ただし、KACの再整備に伴い、新たな建物を建設する一方で既存建物の取り壊しをあわせて実行することから、減価償却引当金の減額が今後は生じる見込みであり、数値改善の余地は残されている。

- 2) 外部環境の変化により物価高や光熱水費の高騰等が続く中、法人全体としての目標値を達成するためには教育研究経費の総予算を増やすことは困難である。そのため、今まで以上に既存事業の見直しを進めていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本法人では、学校法人神戸学院第3次中期行動計画(2023-2027)のもと、法人の設置する各学校間の調和ある発展を目指すことを基本方針とし、毎年度の点検と計画の見直しを行っている。安定性と継続性を備えた財務基盤の確立のための実行計画のひとつとして「中長期財務計画の策定」を掲げ、決算終了後に予算執行に関する自己分析及び効果等を検証し、次年度予算の編成につなげることにより、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

大学創立60周年を迎える2026年竣工を目指して新たな1号館建築計画が進行する中、18歳人口の減少や社会情勢の変化に対応しながら、いかに収入源を確保し、安定的な財政基盤を確立するかが今後の重要な課題であると考えている。なかでも、他法人と比べ学生生徒等納付金への依存度が高いことから、入学者数を確保できるかどうか将来を決定づける最大の要因であると考えている。

大学では、2024年度新入生から入学金を減額するなど学費を改定し志願者数を確保するとともに、「学生生徒等納付金以外の収入の確保(=収入源の多様化)」「事業活動の見直しによる経常費の削減の努力」により、教育環境を一層充実し、安定した財政基盤の確立を図る。

今後も法人全体として大学、附属中学校・高等学校がそれぞれの強みを生かし、連携することによって、安定した財政基盤を確立していく。

終章

神戸学院大学は、「真理愛好・個性尊重」を建学の精神として掲げ、1966年に栄養学部のみの単科大学として創設された。現在では、文理10学部・8大学院研究科、11,000人余りの学生数を擁する私立総合大学へと発展している。この間、社会へ輩出した卒業生・修了生は約9万人を数え、各界で幅広く活躍している。2022年度には、地域と繋がる大学に主眼を置き、産業界、自治体、地域との連携を通じて新しい大学の価値を創出するために、本学の理念・目的に基づき、長期ビジョンとして「KOBE GAKUIN INNOVATIVE VISION 2040—Leading to the Future『未来と繋がる改革ビジョン 2040—人と、地域と、世界と繋がるために—』」を策定した。また、長期ビジョンと実施計画としての中期行動計画を繋ぐ全学的戦略として策定した「神戸学院大学グランドミッション」に則り、諸事業を展開する取り組みを進めているところである。

本学では、2013年より5か年単位の中期行動計画を策定し、以来、これに基づいた自己点検・評価を毎年実施してきている。その中で、内部質保証への取り組みとして、第2次中期行動計画（2018-2022）の実行計画に「内部質保証の基本方針と手続きの策定」及び「全学内部質保証推進組織の整備」を掲げ、機関決定を経て、2021年度に内部質保証システムの学内体制を構築した。今般、学長を委員長とする「大学内部質保証推進委員会」の主導のもと、公益財団法人大学基準協会が定める10の大学基準に照らして、全学的観点から本学の取り組みについて自己点検・評価した結果、大学基準を概ね満たしていると判断した。その概要と本学の今後の展望について、以下に記述する。

総合大学である本学では、学士課程及び大学院課程に全学共通の三つのポリシー、その下に、学部学科及び研究科ごとに教育課程の特色を反映した三つのポリシーを定めている。各学部・研究科が掲げるアドミッション・ポリシーに基づき様々な入学試験を実施し、多様な学生を選抜することを通じて教育の活性化を促進している。教養・教職教育や学部横断的プログラムの運営を担う全学教育推進機構及び各学部・研究科では、教員組織の編制方針に従って専任教育職員を配置し、受け入れた学生に対して、各カリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成した教育課程のもとで、各教員が知識・技能・態度を教授し、成績評価、単位認定及び学位授与は「学則」に定めた方法で適切に実施している。また、学生の学習成果は、カリキュラム・アセスメントの手法によって把握・検証する仕組みを整え、全学的な教育の質的向上につなげる取り組みを推進している。さらに、修学・生活・進路の3面から学生支援に関する方針を定め、学生支援センター、国際交流センター、キャリアセンター、学生の未来センター等が中心となって、すべての学生が充実したキャンパスライフを送るための多面的で総合的な支援活動を行っている。

こうした教育研究活動を適切に推進していくために、施設・設備、学術情報、研究支援・奨励にかかる環境や、研究倫理を遵守し、公正な研究を遂行するための諸規程や研修体制も整えている。このほか、社会連携部が窓口となり、地域・自治体・企業の多様な課題やニー

ズに応じて各学部・研究科・部署が社会連携事業や生涯学習事業を展開し、本学の教育研究成果を適切に社会へ還元するよう取り組んでいる。以上の本学での「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献」活動を支え、安定して遂行するために、財政基盤の強化を図りながら大学運営を行っている。

一方、今般の自己点検・評価を通して、学習成果の測定結果の活用がまだ十分ではない点、一部の大学院研究科において収容定員が未充足になっている点、産学官連携研究や社会連携にかかる活動を促進するための人員が不足している点が主な課題として抽出された。本学の内部質保証推進活動を中心として、引き続き、これらの課題を解決・改善するための取り組みを全学的に進めていく。同時に、本学の長所や特色ある取り組みを活かしながら、本学構成員が教職協働のもとで「地域と繋がる大学」の実現のために教育研究等の諸活動をより一層充実させ、もって初代学長 森茂樹がモットーとしていた「後世に残る大学」を志したい。

2024年3月

神戸学院大学 副学長

神戸学院大学内部質保証推進委員会 副委員長

市川 秀喜

2023 年度 点検・評価報告書

発行日 2024 年 3 月

発 行 神戸学院大学



KOBE GAKUIN UNIV.